令和元年度

土庄町地域防災計画書

参考資料

土　庄　町

目　次

1　条例、規則等 1
　１－１　土庄町災害対策本部条例 1
　１－２　土庄町防災会議条例 3
　１－３　土庄町災害対策本部組織図 5
　１－４　土庄町災害対策本部各対策部各班の分掌事務 6
2　協定等 9
　２－１　災害時の相互応援に関する協定書 11
　２－２　瀬戸･高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定 14
　２－３　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定 16
　２－４　災害時における情報交換及び支援に関する協定書 22
　２－５　大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ 24
　２－６　災害時における医療救護活動に関する協定書 26
　２－７　災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書 38
　２－８　災害時における物資の供給に関する協定書 48
　２－９　災害時における物資の供給に関する協定書 50
　２－１０　災害時における救援物資供給に関する協定書 52
　２－１１　災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い 54
　２－１２　災害発生時における土庄町と土庄町内郵便局の協力に関する協定 56
　２－１３　災害時における物資等の輸送に関する協定書 62
　２－１４　非常災害時における障害者等の避難所指定に伴う申合せ 64
　２－１５　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 66
　２－１６　災害時の水道施設の復旧等に関する協定書 70
　２－１７　ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書 73
　２－１８　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書 75
　２－１９　避難所施設利用に関する協定書 77
　２－２０　避難所施設利用に関する協定書 79
　２－２１　避難所施設利用に関する協定書 81
　２－２２　避難所施設利用に関する協定書 83
　２－２３　避難所施設利用に関する協定書 85
　２－２４　避難所施設利用に関する協定書 87
　２－２５　避難所施設利用に関する協定書 89
　２－２６　避難所施設利用に関する協定書 91
　２－２７　避難所施設利用に関する協定書 93
　２－２８　避難所施設利用に関する協定書 95
　２－２９　避難所施設利用に関する協定書 97
　２－３０　避難所施設利用に関する協定書 99
3　防災上注意すべき区域等 101
　３－１　河川重要水防区域 101
　３－２　海岸重要水防区域 103
　３－３　港湾重要水防区域 105
　３－４　漁港重要水防区域 106
　３－５　防災重点ため池 107
　３－６　高堰堤 108
　３－７　主要水門 109
　３－８　山腹崩壊危険地区 110
　３－９　崩壊土砂流出危険地区 114

３－１０　地すべり危険箇所..... 119
３－１１　土砂災害警戒区域内急傾斜地の崩壊..... 120
３－１２　土砂災害警戒区域内土石流..... 123
３－１３　土砂災害警戒区域内地すべり..... 127
３－１４　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧..... 128
４　気象関係..... 129
４－１　雨量観測所..... 129
４－２　水位観測所..... 129
４－３　潮位観測所..... 129
４－４　震度観測点..... 129
４－５　土砂災害と前兆現象の種類一覧..... 130
４－６　気象庁震度階級関連解説表..... 131
４－７　注意報・警報の基準..... 136
４－８　土壌雨量指数基準〔１Km 格子〕..... 138
４－９　「雨に関する香川県の５０年に一度の値一覧」..... 139
５　通信施設関係..... 140
５－１　香川県防災情報システム..... 140
５－２　災害時通信連絡系統図..... 141
５－３　香川県防災行政無線施設..... 142
５－４　香川県地方通信ルート..... 143
５－５　土庄町防災無線通信施設..... 144
５－６　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）..... 145
５－７　気象情報等の通信連絡網..... 146
６　医療救護関係..... 150
６－１　小豆郡医療救護計画..... 150
６－２　災害時の連絡体制..... 151
６－３　災害時用備蓄医薬品等の確保系統図..... 152
６－４　ＡＥＤ設置場所一覧..... 153
７　保健・衛生関係..... 154
７－１　防疫用薬剤及び資機材の確保系統図..... 154
７－２　栄養相談・指導活動体系図..... 155
７－３　精神保健活動体系図..... 156
８　食料品等の備蓄、調達関係..... 157
８－１　生活必需物資等の調達方法..... 157
９交通・輸送関係..... 158
９－１　防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等..... 158
９－２　異常気象時における道路通行規制基準..... 160
９－３　緊急通行車両事前届出申請要領..... 161
９－４　緊急通行車両の標章及び確認証明書..... 163
１０　避難収容関係..... 164
１０－１　避難場所一覧..... 164
１０－２　特設公衆電話事前設置一覧..... 171
１１　防災ヘリコプター関係..... 172
１１－１　香川県防災ヘリコプター応援協定..... 172
１１－２　防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等..... 174
１２　その他..... 175
１２－１　火災・災害等即報要領..... 175
１２－２　災害報告取扱要領..... 191
１２－３　災害救助法による救助の程度、方法及び期間..... 198

１２－４　災害救助法適用計画適用基準..... 202
１２－５　被災者生活再建支援金制度の概要..... 203
１２－６　自衛隊派遣要請 205

１　条例、規則等

１－１　土庄町災害対策本部条例

○土庄町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 1 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、土庄町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害本部本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　指揮監は、総合計画及び防災緊急対策の立案に当たり正副本部長ともに事故あるときは、本部長の職務を代理する。

4　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条　災害対策本部長が必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　班に班長及び係長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　班長は班の、係長は係の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附　則(平成8年3月21日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年9月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

１－２　土庄町防災会議条例

○土庄町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 1 日
条例第 16 号

(目的)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、土庄町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　土庄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町に意見を述べること。
(4)　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、町長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
(2)　香川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
(3)　香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
(8)　小豆地区消防本部の職員のうちから町長が任命する者
(9)　知識経験者のうちから町長が任命する者
(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
6　前項の委員の定数は、35 人以内とする。
7　第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)
第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)
第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、昭和 38 年 9 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 41 年 7 月 1 日条例第 24 号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(昭和 45 年 6 月 30 日条例第 33 号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(昭和 55 年 9 月 27 日条例第 23 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 24 号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 15 年 6 月 25 日条例第 17 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 27 号)
この条例は、公布の日から施行する。

１－３　土庄町災害対策本部組織図

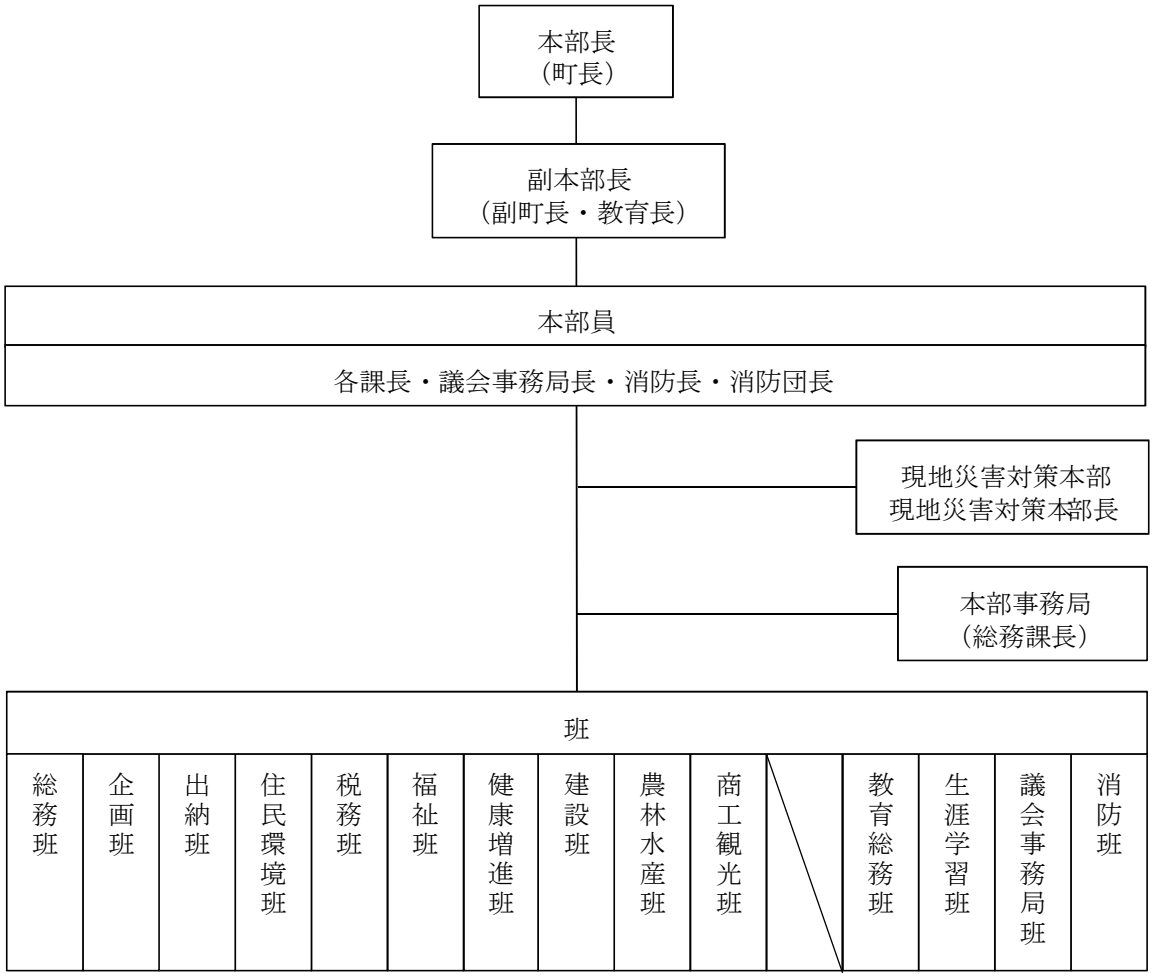

１－４　土庄町災害対策本部各対策部各班の分掌事務

班名	班長	担当課名	分　掌　事　務
各班共通事項			・所管する施設及び分野の災害対策に関すること。 ・所管する施設及び分野の応急対策に関すること。 ・所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 ・関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 ・本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること。
総務班	総務課長	総務課	本部の庶務に関すること。 本部会議に関すること。 防災会議に関すること。 各対策部の連絡調整に関すること。 県、町防災行政無線通信設備に関すること。 県防災情報システムに関すること。 警報等の伝達に関すること。 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令に関すること。 関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること。 自主防災団体の出動要請に関すること。 自衛隊の派遣要請に関すること。 災害応急対策の総括、調整に関すること。 住民への窓口対応に関すること。 報道機関への対応に関すること。 災害対策に関する予算の総括に関すること。 本部の経理に関すること。 物資の調達に関すること。 庁舎の整備及び停電時における対策に関すること。 災害時の輸送自動車の確保と配車に関すること。 町有施設の災害対策に関すること。 本部員の炊出しに関すること。 その他本部の業務に必要な施設の整備に関すること。
企画班	企画課長	企画課	町職員の動員及び配分に関すること。 罹災職員に関すること。 災害広報に関すること。 防災関係機関の災害応急対策実施状況の情報収集、取りまとめ及び県への報告に関すること。 被害状況の収集、集計、報告に関すること。 災害情報の収集及び伝達報告に関すること。 災害応急対策の取りまとめ、伝達報告に関すること。 公共交通機関の状況、道路情報等の収集伝達に関すること。
出納班	出納課長	出納室	義援金品及び見舞金の受付保管に関すること。 災害時における出納事務に関すること。

班名	班長	担当課名	分　掌　事　務
住民環境班	住民環境課長	住民環境課	災害廃棄物処分場の確保に関すること。 被災地の清掃に関すること。 被災地の防疫に関すること。 し尿処理施設の応急対策に関すること。 火葬場施設の応急対策に関すること。 被災者用食糧の確保に関すること。 被災者の炊出しに関すること。 罹災死者等の捜索に関すること。 被災者の住宅入居に関すること。 避難所収用に関すること。 避難所の開設及び管理・運営に関すること。
税務班	税務課長	税務課	災害状況の調査に関すること。 被災納税者等の税対策に関すること。 被害状況資料の作成に関すること。 被災者証明に関すること。
福祉班	福祉課長	福祉課	災害救助法適用要請に関すること。 救援物資の調達及び配給に関すること。 救援物等の受付及び配分に関すること。 義援金品の取扱いに関すること。 社会福祉施設の災害対策に関すること。 被災者復興資金に関すること。 要配慮者、避難行動要支援者の支援に関すること。
健康増進班	健康増進課長	健康増進課	災害時の医療、助産の確保に関すること。 保健衛生に関すること。 医療機関との調整及び救護所の設置に関すること。 災害時の要配慮者に対する生活援助に関すること。
建設班	建設課長	建設課	被災建物の応急危険度判定に関すること。 被災宅地の危険度判定に関すること。 災害応急仮設住宅に関すること。 公共土木施設の災害対策に関すること。 高潮対策に関すること。 急傾斜地、地すべり、砂防施設の被害調査及び応急危険度判定に関すること。 緊急輸送路の確保に関すること。
農林水産班	農林水産課長	農林水産課	農林水産物の災害対策に関すること。 農地及び農林水産施設の災害対策に関すること。
商工観光班	商工観光課長	商工観光課	商工業の災害対策に関すること。
教育総務班	教育総務課長	教育総務課	文教施設の災害対策に関すること。 災害時の応急教育対策に関すること。 災害時の教材、学用品等の確保に関すること。 児童、生徒の避難対策に関すること。

班名	班長	担当課名	分　掌　事　務
生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課	災害広報に関すること。 気象情報の伝達に関すること。 被害情報のとりまとめに関すること。 避難所の開設及び管理・運営に関すること。
議会事務局班	議会事務局長	議会事務局	本部長からの特命に関すること。
消防班	消防長 消防団長	消防本部 消防団	署員の動員及び配置に関すること。 災害対策の通信連絡に関すること。 防災資材の調達及び配分に関すること。 危険箇所の警戒及び人命救出に関すること。 負傷者の救急措置及び医療機関への搬送に関すること。 住民の避難指示及び立退き誘導に関すること。 団員の動員及び配置に関すること。 防災資機材の補給に関すること。 危険箇所の警戒及び災害防御に関すること。 自主防災団体に対する指導、助言、協力助成に関すること。 要配慮者、避難行動要支援者の支援に関すること。
その他		災害の程度又は災害の性質により、上記の分担編成によりがたいときは、本部長において変更するものとする。	

2　協定等

協定一覧

No.	協定名	締結先	締結日
2-1	災害時の相互応援に関する協定書	香川県、県下 17 市町	H23.11.22
2-2	瀬戸･高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定	高松市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町	H22.9.1
2-3	瀬戸内･海の路ネットワーク災害時相互応援協定	海ネット共助会員	H24.10.29
2-4	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局長	H23.10.26
2-5	大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	香川県警察	H25.4.25
2-6	災害時における医療救護活動に関する協定書	社団法人小豆郡医師会､小豆郡歯科医師会	H25.3.1
2-7	災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	小豆郡薬剤師会	H25.3.1
2-8	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社マルナカ	H18.7.1
2-9	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社マルヨシセンター	H18.7.1
2-10	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ･コーラボトリング株式会社	H18.12.1
2-11	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力株式会社小豆島営業所	H23.11.14
2-12	災害発生時における土庄町と土庄町内郵便局の協力に関する協定	土庄町内郵便局	H27.6.24
2-13	災害時における物資等の輸送に関する協定書	社団法人香川県トラック協会小豆島支部	H21.9.9
2-14	非常災害時における障害者等の避難所指定に伴う申合せ	社会福祉法人ひまわり福祉会	H18.10.1
2-15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	小豆地区広域行政事務組合	H24.4.1
2-16	災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	香川県、県下 17 市町、香川県広域水道企業団	H30.4.1
2-17	ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	国土交通省　四国地方整備局	H30.8.24
2-18	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	R1.6.10
2-19	避難所施設利用に関する協定書	香川県農業協同組合	H23.4.1
2-20	避難所施設利用に関する協定書	土庄保育園	H24.4.1
2-21	避難所施設利用に関する協定書	土庄八幡神社	H23.7.15
2-22	避難所施設利用に関する協定書	本覚寺	H23.7.28
2-23	避難所施設利用に関する協定書	光現寺	H23.7.28
2-24	避難所施設利用に関する協定書	瀧湖寺会館	H23.8.1
2-25	避難所施設利用に関する協定書	大聖寺	H23.4.1
2-26	避難所施設利用に関する協定書	金剛寺	H23.7.28
2-27	避難所施設利用に関する協定書	長勝寺	H23.8.3

No.	協定名	締結先	締結日
2-28	避難所施設利用に関する協定書	伊喜末八幡神社	H23.8.2
2-29	避難所施設利用に関する協定書	浄宗寺	H23.8.2
2-30	避難所施設利用に関する協定書	土庄中央漁業協同組合甲生支所	H23.7.26

２－１　災害時の相互応援に関する協定書

（ 趣旨 ）

第１条　この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

（ 応援の対象項目 ）

第２条　この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
③ 救援活動に必要な車両等の提供
④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
⑥ 被災した児童生徒の一時受入
⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

（ 応援の要請 ）

第３条　被災市町は、応援を要請する市町に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

① 災害の状況
② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
③ 応援を求める期間、場所
④ その他必要な事項

２　被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。

３　前２項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

４　市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

この場合、第１ 項の要請があったものとみなす。

５　前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（ 応援の実施 ）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

２　前項本文の規定は、前条第２項の規定により要請を受けた場合について準用する。

（ 応援の調整等に関する会議の開催 ）

第５条　応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

（ 経費の負担 ）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

２　被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（ 香川県防災対策基本条例との関係 ）

第７条　この協定は、香川県防災対策基本条例（平成１８年条例第５７号。以下「条例」という。）第３４条第１項の規定によるものとする。

２　県は、この協定に定めるもののほか、条例第４５条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

（ 補則 ）

第８条　この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を１８通作成し、各自１ 通を保有する。

平成２３年１１月２２日

香川県
　香川県知事　　浜田 恵造
高松市
　高松市長　　大西 秀人
丸亀市
　丸亀市長　　新井 哲二
坂出市
　坂出市長　　綾　 宏
善通寺市
　善通寺市長　　平岡 政典
観音寺市
　観音寺市長　　白川 晴司
さぬき市
　さぬき市長　　大山 茂樹

東かがわ市
　東かがわ市長　　藤井　秀城
三豊市
　三豊市長　　横山　忠始
土庄町
　土庄町長　　岡田　好平
小豆島町
　小豆島町長　　塩田　幸雄
三木町
　三木町長　　筒井　敏行
直島町
　直島町長　　濱田　孝夫
宇多津町
　宇多津町長　　谷川　俊博
綾川町
　綾川町長　　藤井　賢
琴平町
　琴平町長　　小野　正人
多度津町
　多度津町長　　丸尾　幸雄
まんのう町
　まんのう町長　　栗田　隆

２－２　瀬戸･高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は，地震等による大規模な災害時における防災対策，特に応急対策の一層の充実強化を図ることを目的として，瀬戸・高松広域定住自立圏域を構成する高松市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町（以下「会員市町」という。）が相互応援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は，次のとおりとする。

(1) 食料，飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供

(2) 災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供

(3) 救援活動に必要な車両等の提供

(4) 災者を一時収容するための施設の提供

(5) 被災した児童生徒の一時受入れ

(6) 救援，応急復旧等に必要な職員の派遣

(7) 前各号に定めるもののほか，特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　前条の応援を要請する被災会員市町は，原則として，次に掲げる事項を明らかにした上で，電話等により応援要請を行うとともに，後日，速やかに，当該事項を記載した文書を応援を依頼した会員市町に提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，企画，数量等

(3) 前条第 4 号および第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては，収容等の人数，被災児童，生徒等の学年等

(4) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあっては，派遣を依頼する職員の種類および人数

(5) 応援場所および応援場所への経路

(6) 応援を必要とする期間

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第４条　応援を要請された会員市町は，極力これに応じ，救援に努めるものとする。

２　被災会員市町以外の会員市町は，通信の途絶等により被災会員市町と連絡が不可能である場合において，災害の事態に照らし特に緊急を要し，被災会員市町が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは，被災会員市町からの応援要請を待たないで，必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては，前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は，原則として応援を要請した会員市町の負担とする。

２　応援を要請する会員市町が，前項の経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を要請する会員市町から要

請があった場合は，応援する会員市町は，一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定に定める事項の連絡調整を確実かつ円滑に行うため，あらかじめ各会員市町の防災担当課長等を連絡責任者として定めておくものとする。

（委任）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は，会員市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため，本書６通作成し，各会員市町は記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成　２２　年　９　月　１　日

高　松　市　長　　大　西　秀　人

土　庄　町　長　　岡　田　好　平

小 豆 島 町 長　　塩　田　幸　雄

三　木　町　長　　石　原　　収

直　島　町　長　　濱　田　孝　夫

綾　川　町　長　　藤　井　　賢

２－３　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定

（目的）
第１条　この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
(1)　応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
(2)　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3)　医療機関への被災傷者等の受入れ
(4)　被災者への臨時的な居住施設の提供
(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）
第３条　災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿･中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市 兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、 和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町
四国･九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村

（地域ブロックによる応援の連絡調整）
第４条　地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。
２　地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ１年とする。
３　地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）
第５条　被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。
(1)　災害の状況及び要請理由
(2)　必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
(3)　必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
(4)　受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
(5)　受入港及び受入港への海上経路
(6)　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
２　要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
３　通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）
第６条　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。
２　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
３　応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
２　被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）
第８条　この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。
(1)　協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
(2)　協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
(3)　前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ１年とする。
(4)　協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
２　協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
(1)　この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
(2)　協定の実効性の確保に関する企画及び管理
(3)　この協定の運営に係る連絡及び調整
(4)　その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）
第９条　海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
２　前条第１項第２号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）
第１０条　この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）
第１１条　海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
２　海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）
第１２条　海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）
第１３条　この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附則
この協定は、平成２４年３月２９日から施行する。
この協定は、平成２４年１０月２９日から施行する。
この協定は、平成２５年３月２７日から施行する。
この協定は、平成２５年５月２２日から施行する。
この協定は、平成２５年１０月２５日から施行する。
この協定は、平成２５年１２月２７日から施行する。
この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。
この協定は、平成２６年５月２９日から施行する。
この協定は、平成２６年１２月１７日から施行する。
この協定は、平成２９年７月２１日から施行する。

大阪府　堺市長　　竹山　修身

大阪府　岸和田市長　　信貴　芳則

大阪府　貝塚市長　　藤原　龍男

大阪府　高石市長　　阪口　伸六

大阪府　忠岡町長　　和田　吉衛

大阪府　岬町長　　田代　　堯

兵庫県　姫路市長　　石見　利勝

兵庫県　明石市長　　泉　　房穂

兵庫県　洲本市長　　竹内　通弘

兵庫県　芦屋市長　　山中　　健

兵庫県　南あわじ市長　　守本　憲弘

兵庫県　淡路市長　　門　　康彦

兵庫県　播磨町長　　清水ひろ子

和歌山県　和歌山市　　尾花　正啓

和歌山県　海南市長　　神出　政巳

和歌山県　湯浅町長　　上山　章善

和歌山県　由良町長　　畑中　雅央

岡山県　玉野市長　　黒田　　晋

岡山県　笠岡市長　　小林　嘉文

岡山県　備前市　　田原　隆雄

岡山県　浅口市長　　栗山　康彦

広島県　広島市長　　松井　一實

広島県　呉市長　　小村　和年

広島県　竹原市長　　吉田　　基

広島県　三原市長　　天満　祥典

広島県　尾道市長　　平谷　祐宏

広島県　福山市長　　枝廣　直幹

広島県　大竹市長　　入山　欣郎

広島県　東広島市長　　藏田　義雄

広島県　廿日市市長　　眞野　勝弘

広島県　江田島市長　　明岳　周作

広島県　坂町長　　吉田　隆行

山口県　下関市長　　前田晋太郎

山口県　宇部市長　　久保田后子

山口県　山口市長　　渡辺　純忠

山口県　防府市長　　松浦　正人

山口県　岩国市長　　福田　良彦

山口県　光市長　　市川　熙

山口県　柳井市長　　井原健太郎

山口県　山陽小野田市長　藤田　剛二

山口県　周防大島町長　　椎木　巧

山口県　上関町長　　柏原　重海

徳島県　小松島市長　　濱田　保徳

徳島県　松茂町長　　広瀬　憲発

香川県　高松市長　　大西　秀人

香川県　丸亀市長　　梶　　正治

香川県　坂出市長　　綾　　宏

香川県　観音寺市長　　白川　晴司

香川県　さぬき市長　　大山　茂樹

香川県　東かがわ市長　　藤井　秀城

香川県　三豊市長　　横山　忠始

香川県　土庄町長　　三枝　邦彦

香川県　小豆島町長　　塩田　幸雄

香川県　直島町長　　濵中　　満

香川県　宇多津町長　　谷川　俊博

香川県　多度津町長　　丸尾　幸雄

愛媛県　松山市長　　野志　克仁

愛媛県　今治市長　　管　　良二

愛媛県　宇和島市長　　石橋　寛久

愛媛県　八幡浜市長　　大城　一郎

愛媛県　新居浜市長　　石川　勝行

愛媛県　西条市長　　玉井　敏久

愛媛県　大洲市長　　清水　　裕

愛媛県　伊予市長　　武智　邦典

愛媛県　四国中央市長　　篠原　　実

愛媛県　西予市長　　管家　一夫

愛媛県　上島町長　　宮脇　　馨

愛媛県　松前町長　　岡本　　靖

愛媛県　伊予町長　　高門　清彦

愛媛県　愛南町長　　清水　雅文

大分県　中津市長　　奥塚　正典

大分県　姫島村長　　藤本　昭夫

２－４　災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と土庄町長(以下「乙」という。)は、土庄町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目　的)

第１条　この協定は、災害発生時に等において、甲及び乙が連携を図り、土庄町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速勝つ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第３条　災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

(1)　被害状況の把握及び提供

(2)　情報連絡網の構築

(3)　災害応急処置

(4)　そのほか必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第４条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、土庄災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第５条　土庄町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援実施)

第６条　甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第７条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認めら

れる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協議に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として。本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月２６日

甲　　香川県高松市サンポート高松３番３３号
国土交通省　四国地方整備局長　　川崎正彦

乙　　香川県小豆郡土庄町甲５５９番地２
土庄町長　　岡田好平

２－５　大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ

大規模災害時における町民などの安否確認に関する業務を迅速に遂行するため、香川県警察（以下、甲という。）と土庄町(以下、乙という。)とは、相互に保有する町民などの安否に関する情報を確認に関し、次のとおり申し合わせる。

1　甲が乙に提供する情報

甲は、甲が保有する町民などの安否に関する情報及び大規模災害で被災し、死亡した物を特定する情報（本籍、住所、氏名、生年月日または年齢、性別）を乙に提供するものとする。

2　乙が甲に提供する情報

乙は、前項に記載する甲から提供された情報に関し、乙が保有する情報を基に確認した結果及び乙が保有する町民等の安否に関する情報を甲に提供するものとする。

3　連絡窓口

この申し合わせに関する業務の連絡窓口は、甲においては、香川県警察災害警備本部、乙においては、総務課とする。

4　情報確認に関する遵守事項

(1)　保管管理の徹底等

相互に交換した情報は、甲、乙において管理し、公開されている情報以外については、紛失、漏洩等のないよう保管管理を徹底し、保管管理に係る事故が発生した場合は、速やかに連絡するものとする。

(2)　情報の利用制限

甲、乙が相互に交換する情報は、大規模災害時における町民等の安否を確認する目的以外には利用しないものとする。

(3)　情報提供方法及び取扱い

甲、乙が相互に交換する情報は、原則として電磁的記録媒体により提供することとするが、急を要する場合で、避難者および避難先等に関する情報等は、連絡窓口を通じて、相互に相手先を確認した後に、提供するものとする。ただし、この場合もＤＶ等公開できない情報については、その取扱いについて、十分配慮するものとする。

また、インターネット回線は、利用しないものとする。

(4)　公表に関する事前協議

甲、乙は、情報貢献により確認した情報のうち、公開されていない情報を公開する場合は、事前に協議するものとする。

5　その他

この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、甲、乙で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 25 年 4 月 25 日

甲　香川県警察　　本部長　　筋　伊知朗

乙　土庄町　　町長　　岡田　好平

２－６　災害時における医療救護活動に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と社団法人小豆郡医師会（以下「乙」という。）及び小豆郡歯科医師会（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、土庄町地域防災計画及び土庄町医療救護計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために、甲、乙及び丙（以下「乙等」という。）の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙等に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙等は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を行うものとする。

３　派遣された医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定する者が行うものとする。

４　乙等は、甲の医療救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ医療救護班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（医療救護班の任務）

第３条　医療救護班は、原則として甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の任務は、次のとおりとする。

(1)　負傷に対する検診（トリアージ）と応急処置

(2)　傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3)　避難所の巡回診療

(4)　助産活動

(5)　死亡の確認及び死体の検案

(6)　医療救護活動の記録及び土庄町災害対策本部への報告

(7)　その他状況に応じた必要な措置

（輸送）

第４条　医療救護班の応急救護所等への輸送は、乙等又は乙等の指定する者が行う。

２　乙等は、必要に応じて甲に対して、輸送の協力を求めることができるものとする。

（医薬品等の調達）

第５条　医療救護活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が関係機関と連携し調達するものとする。

２　前項に規定するもののほか、応急救護所等において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（救護病院及び応急救護所の指定）

第６条　乙等は、甲が土庄町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第７条　応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者が負担する。

（費用弁償等）

第８条　この協定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班の派遣に要する費用

(2)　医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等を使用した場合の実費

(3)　前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した費用

２　前項に規定する費用負担の額については、別途甲及び乙等が協議のうえ決定する。

（災害補償）

第９条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族に対して行う災害補償については、別途甲及び乙等が協議のうえ決定する。

（医療事故の処理）

第 10 条　医療救護班が行う医療救護活動により、医療事故が生じたときは、乙等は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙等と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（有効期間及び更新）

第 11 条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細目）

第 12 条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙等が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙各々が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　　香川県小豆郡土庄町甲 559 番地 2
土庄町長　　岡　田　好　平

乙　　香川県小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 341
社団法人小豆郡医師会
会　　長　　大　森　　茂

丙　　香川県小豆郡小豆島町草壁本町 506 番地 4
小豆郡歯科医師会
会　　長　　樋　出　　誠

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細則

平成２５年３月１日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１２条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　社団法人小豆郡医師会と小豆郡歯科医師会（以下「乙等」という。）が、協定書第２条により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第１号様式）、「医療救護班員名簿」（第２号様式）及び「医療品等使用報告書」（第３号様式）を取りまとめ、土庄町長（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙等は、協定書第３条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第４号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第３条　協定書第８条に規定する費用については、乙等が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第５号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第８条１号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

２　協定書第８条第２号に規定する実施弁償の額は、使用した医療品等に係る実費とする。

３　協定書第８条第４号に規定する費用弁償の額は、同条第１号、第２号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第５条　甲は、前２条の規定により請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙等に対して支払うものとする。

（有効期間及び更新）

第６条　この細則の有効期間は、この細則の締結日から平成２６日３月３１日までとする。ただし、この細則の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この細則に定めのない事項又はこの細則に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙等が協議のうえ定める。

この細則の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙各々が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　　香川県小豆郡土庄町甲 559 番地 2

土庄町長　　岡　田　好　平

乙　　香川県小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 341

社団法人小豆郡医師会

会　　長　　大　森　　茂

丙　　香川県小豆郡小豆島町草壁本町 506 番地 4

小豆郡歯科医師会

会　　長　　樋　出　　誠

別表

日　　当	医　　師	災害救助法施工細則（昭和３９年香川県規則）の別表に定める額を準用する。
	看 護 師	
	補助職員	看護師の日当の２分の１（１００円未満切捨）
旅　　費	医　　師	土庄町職員等の旅費に関する条例（昭和３０年６月２０日条例第１２号）を適用する。
	看 護 師	
	補助職員	
超過勤務手当	医　　師	土庄町職員の給与に関する条例（昭和３０年６月２０日条例第１２号）の例による。ただし、第１６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当を一般職の職員の１日の勤務時間数で除して得た額とする。（１０円未満切捨て）
	看 護 師	
	補助職員	

第１号様式

医療救護活動報告書

班名	災害発生 場　　所	医療救護 活動場所	活動状況			備考
			月　日 （　） 時　分から 時　分まで	取扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件	
			月　日 （　） 時　分から 時　分まで	取扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件	
			月　日 （　） 時　分から 時　分まで	取扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件	
			月　日 （　） 時　分から 時　分まで	取扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件	

			月　日 （　） 時　分から 時　分まで	取扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件	

第２号様式

医療救護班員名簿

班　名	職　種	氏　　名	所　属	住　　所	従事時間

第 3 号様式

医療品等使用報告書

班　名	

品　　名	規　格	数　量	単　価	金　　額

第４号様式

事　故　報　告　書

　平成　　年　　月　　日から、同　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故（病気・死亡）者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

土庄町長　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙

傷　病
事　故　　者　概　要
死　亡

氏　名		性　別	男・女	年　齢	歳
住　所					
職　種		勤務先		救護班名	
傷病名			程度	重度・中等度・軽度	

外来・入院 （　　月　　日）　　時	診察（入院）医療機関名
受傷（発病）日時	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
受傷（発病）場所	
死　亡　原　因	
死　亡　日　時	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
死　亡　場　所	

発傷（発病）・死亡時の状況

第５号様式

費　用　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

土庄町長　殿

住　所

氏　名　　印

次の金額を請求します。

金　額　　円

ただし、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

（費用弁償額請求明細書　別紙のとおり）

２－７　災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と小豆郡薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、土庄町地域防災計画及び土庄町医療救護計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために、甲及び乙の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を派遣するものとする。

３　派遣された薬剤師班に対する指揮は、医療救護本部又は甲が指定する者が行うものとする。

４　乙は、甲の薬剤師班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ薬剤師班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（薬剤師班の任務）

第３条　薬剤師班は、原則として甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

２　薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導

(2) 医療救護班への薬剤服用に関する助言

(3) 医薬品等の仕分け及び管理

(4) その他必要な事項

（輸送）

第４条　薬剤師班の応急救護所等への輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

２　乙は、必要に応じて甲に対して、輸送の協力を求めることができるものとする。

（医薬品等の供給）

第５条　薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

２　甲から医薬品等の供給の要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（救護病院及び応急救護所の指定）

第６条　乙は、甲が土庄町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（調剤費）

第７条　応急救護所及び避難所の巡回診療における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第８条　この協定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(1)　薬剤師班の派遣に要する費用

(2)　薬剤師班が携行し、または調達した医薬品等を使用した場合の実費

（災害補償）

第９条　甲の要請により医療救護に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族に対して行う災害補償については、別途甲及び乙が協議のうえ決定する。

（医療事故の処理）

第10条　薬剤師班が行う医療救護活動により、医療事故が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（有効期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長す

るものとし、その後もまた同様とする。

（細目）

第 12 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　　香川県小豆郡土庄町甲 559 番地 2

土庄町長　　岡　田　好　平

乙　　香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1936 番地

小豆郡薬剤師会

会　長　　大　石　英　一

医療救護活動及び医療品等の供給実施細則

平成２５年３月１日付けで締結した「災害時の医療救護及び医療品等の供給についての協定書」（以下「協定書」という。）第１２条に基づく実施細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　小豆郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、協定書第２条により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各班ごとの「薬剤師班員名簿」（第１号様式）、「医療品等使用報告書」（第２号様式）により速やかに土庄町長（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第３号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第３条　協定書第８条に規定する費用については、乙が各班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（第４号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第８条に規定する額は、別表に定める額とする。

２　協定書第８条第１号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

３　協定書第８条第１号に規定する実費弁償の額は、使用した医療品等に係る実費とする。。

（支払い）

第５条　甲は、前２条の規定により請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対して支払うものとする。

（有効期間及び更新）

第６条　この細則の有効期間は、この細則の締結日から平成２６日３月３１日までとする。ただし、この細則の期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第７条　この細則に定めのない事項又はこの細則に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この細則の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙双方が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　　香川県小豆郡土庄町甲 559 番地 2
土庄町長　　岡　田　好　平

乙　　香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1936 番地
小豆郡薬剤師会
会　　長　　大　石　英　一

別表

日　　当	薬剤師	災害救助法施行細則（昭和３９年香川県規則）の別表に定める額を準用する。
旅　　費	薬剤師	土庄町職員等の旅費に関する条例（昭和３０年６月２０日条例第１２号）を適用する。
超過勤務手当	薬剤師	土庄町職員の旅費に関する条例（昭和３０年６月２０日条例第１２号）の例による。ただし、第１６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当を一般職の職員の１日の勤務時間数で除して得た額とする。（１０円未満切捨て）

第１号様式

薬剤師班員名簿

班　名	職　種	氏　　名	所　属	住　　所	従事時間

第２号様式

医療品等使用報告書

班　名	

品　　名	規　格	数　量	単　価	金　　額

第３号様式

事　故　報　告　書

　平成　　年　　月　　日から、同　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故（病気・死亡）者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

土庄町長　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙

傷病
事故者概要
死亡

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		救護班名	
傷病名			程度	重度・中等度・軽度	
外来・入院 （　月　日）　時	診察（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	平成　年　月　日　午前・午後　時　分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	平成　年　月　日　午前・午後　時　分				
死亡場所					
発傷（発病）・死亡時の状況					

第４号様式

費　用　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

土庄町長　殿

住　所

氏　名　　印

次の金額を請求します。

金　額　　円

　ただし、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額
（費用弁償額請求明細書　別紙のとおり）

２－８　災害時における物資の供給に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と　株式会社　マルナカ　（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は，土庄町の区域内で，地震災害，風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に，乙の協力を得て，甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，品目，数量，場所，期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急を要するときは，電話等により要請し，事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は，次のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

(1)　食料品

(2)　食器類

(3)　日用品

(4)　その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は，災害の発生した直前の価格を基準とし，甲，乙，協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　甲は乙への職員を派遣し，調達物資等を確認の上これを引き取るものとする。

２　甲が引き取った物資等の代金は，引取後，速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は，この協定に定める事項の円滑な推進に資するため，平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は，要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため，連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は，協定の締結の日からその効力を有するものとし，甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り，その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成１８年　７月　１日

甲

土庄町甲 559-2

土庄町長　岡田　好平

乙

土庄町甲 1360-10

株　マルナカ新土庄店

店長　　寺岡　正則

２－９　災害時における物資の供給に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と　株式会社　マルヨシセンター(以下「乙」という。)は,次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は，土庄町の区域内で，地震災害，風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に，乙の協力を得て，甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，品目，数量，場所，期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急を要するときは，電話等により要請し，事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は，次のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

(1)　食料品
(2)　食器類
(3)　日用品
(4)　その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は，災害の発生した直前の価格を基準とし，甲，乙，協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　甲は乙への職員を派遣し，調達物資等を確認の上これを引き取るものとする。

２　甲が引き取った物資等の代金は，引取後，速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は，この協定に定める事項の円滑な推進に資するため，平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は，要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため，連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は，協定の締結の日からその効力を有するものとし，甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り，その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成１８年　７月　１日

甲

土庄町甲 559-2

土庄町長　岡田　好平

乙

土庄町渕崎 1359-1

株　マルヨシセンター土庄店

店長　　山脇　和廣

２－１０　災害時における救援物資供給に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と四国コカコーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資供給に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の供給に関し、乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　町内に震度５弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供についての要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合おいて、道路不通および停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成１８年１２月１日

甲　香川県小豆郡土庄町甲５５９番地２
土庄町長　岡田　好平

乙　香川県高松市春日町１３７８番地
四国コカ･コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長　大内　喬

２－１１　災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

土庄町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社小豆島営業所（以下「乙」という。）は，災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第１条　乙は，甲に対し，次に掲げる事項について，適時，情報提供するものとする。

（１）停電発生時刻
（２）停電発生地域
（３）停電発生戸数
（４）停電復旧見込み
（５）停電原因
（６）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第２条　甲および乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第３条　甲は，停電に関し，次に掲げる乙からの協力要請に対して，適宜，協力するものとする。

（１）広報車による住民への周知
（２）防災無線，有線放送，自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
（３）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
（４）避難所へ避難された住民への周知
（５）住民からの問い合わせ対応
（６）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第４条　甲は，次に掲げる乙からの要請事項に関して，連携をとり，対応するものとする。

（１）土砂崩れ，倒木等による道路復旧
（２）除雪対応状況の情報提供
（３）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第５条　大規模災害が発生した場合，甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に，乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は，停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第６条　甲および乙は，災害対策を円滑に推進するため，甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第７条　この取扱いに定める事項につき，変更すべき事由が生じたときは，甲および乙は，いずれか

らもその変更を申し出ることができる。この場合において，甲および乙は，誠意をもって協議するものとする.

（運用）

第８条　この取扱いの実施に必要な細目については，甲および乙が協議の上，別に定めるものとする。

（その他）

第９条　この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき，または定めのない事項については，甲および乙が協議して定めるものとする。

平成２３年１１月１４日

甲　　小豆郡土庄町甲５５９番地２
　　土庄町長　　岡田　好平

乙　　小豆島町片城甲４４番地の１３０
　　中国電力株式会社　小豆島営業所長　　井桁　康文

２－１２　災害発生時における土庄町と土庄町内郵便局の協力に関する協定

香川県土庄町(以下「甲」という。)と土庄町内郵便局(別表の揚げる局、以下「乙」という。)は、土庄町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、土庄町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
　(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
　ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
　イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
　ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
　エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注) 避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　土庄町　総務課長
乙　日本郵便株式会社　土庄郵便局長

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、２０１５年６月２４日から２０１６年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

２０１５年　６月２４日

甲　住所　香川県小豆郡土庄町甲５５９番地２

土庄町

代表　土庄町長　　三枝　邦彦　　印

乙　住所　香川県小豆郡土庄町甲２８９番地９

土庄町内郵便局

代表　日本郵便株式会社　土庄郵便局長　田岡　裕章　　印

災害発生時における土庄町と土庄町内郵便局の協力に関する協定締結郵便局

香川県小豆郡土庄町甲２８９番地９
日本郵便株式会社　土庄郵便局

香川県小豆郡土庄町甲５９７８番地５６
日本郵便株式会社　オリーブの島郵便局

香川県小豆郡土庄町肥土山甲１９８７番地１
日本郵便株式会社　大鐸郵便局

香川県小豆郡土庄町伊喜末１番地２２
日本郵便株式会社　四海郵便局

香川県小豆郡土庄町見目甲１７６３番地１
日本郵便株式会社　北浦郵便局

香川県小豆郡土庄町大部甲３２０６番地９
日本郵便株式会社　大部郵便局

香川県小豆郡土庄町豊島家浦２０８３番地３
日本郵便株式会社　豊島郵便局

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　　月　　日現在

※　ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、□内に「✔」を付してください。）

【お問合せ先】　土庄郵便局　電話：０８７９―６２―０４４０

届出者氏名	

◇　これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　　－

◎　郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　　－

・その他への配達　⇒　一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　　月　　日現在

※　ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

□　本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、□内に「✔」を付してください。）

【お問合せ先】　　土庄町役場　　電話：０８７９―６２―７０００

届出者氏名	

◇　これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　　－

◎　郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　　－

・その他への配達　⇒　郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

２－１３　災害時における物資等の輸送に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会小豆島支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の貨物自動車による物資の輸送に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な時効を定めるもの。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転手等の派遣および救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

２、前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需品等の輸送業務

(2)　災害応急対策に必要な資機材等の輸送業務

(3)　その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第４条　乙が提供した貨物自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

（業務報告）

第５条　乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに文書により業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙がこの協定に基づく業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

２、前項の費用については、災害発生時直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、業務の終了後、当該業務の実施に要した費用について、甲に請求するものとする。

２、甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害のある状態となった場合においては労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年香川県市町総合事務組合条例第 6 号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては担当課長、乙においては小豆島支部事務局長とする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 21 年 9 月 9 日

甲　香川県小豆郡土庄町甲 559 番地 2
土庄町

町長　　岡田　好平

乙　香川県小豆郡小豆島町池田 3939 番地 13
社団法人　香川県トラック協会小豆島支部

支部長　　田村　雅

２－１４　非常災害時における障害者等の避難所指定に伴う申合せ

台風、地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、障害者等の安全確保のための避難施設の使用等について、土庄町（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「乙」という。）は、次のとおり申合せをする。

（避難所の確認）

第１条　甲は、障害者等に避難勧告の必要があると予想されるときは、障害者等の受入れについて、乙に連絡し、確認するものとする。

２　乙は、前号の規定による連絡があったときは、直ちに乙の運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第２条　甲は、避難勧告を発令した時、又は障害者等の緊急避難があったときは、必要に応じ、職員を乙の施設に派遣するものとする。

２　前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、設備等の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

（施設の使用）

第３条　使用施設は、避難場所として乙の指定する場所とし、その他の施設使用が必要な場合には、建物の強度や災害の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定する。

２　使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

３　避難施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

（使用上の注意）

第４条　甲は、乙の施設を使用する場合には、使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し、事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。

２　甲は、施設運営に支障が生じないよう避難者を指導しなければならない。

３　甲は、避難者が乙の設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（経費の負担）

第５条　避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

（有効期間）

第６条　この申合せ事項は、平成１８年１０月１日から平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了日１か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合には、この申合せはさらに１年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第７条　この申合せ事項に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この申合せを証するため、本申合せ書２通を作成し、甲乙押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１８年１０月１日

甲　　小豆郡土庄町甲５５９番地２
土庄町
土庄町長　　岡　田　　好　平

乙　　小豆郡土庄町上庄４６３番地２
社会福祉法人　ひまわり福祉会
理事長　　井　上　　武　夫

２－１５　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

土庄町(以下「甲」という。)と小豆地区広域行政事務組合(以下「乙」という。)は、災害時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者(以下「要援護者等」という。)を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、土庄町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(受入れの要請)

第２条　甲は、災害時において、要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第３条　第２条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1)　対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

(2)　身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(対象者の移送)

第４条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(管理運営)

第５条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第７条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1)　要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援

(2)　要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3)　福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第７条第13号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

（管理運営の期間）

第６条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時からの一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（経費の負担）

第７条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

(1)　介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2)　要援護者等に要する食費

(3)　その他おむつ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（物資調達及び介助員の確保）

第８条　甲は日常生活用品、食糧等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙の求めに応じ、乙が要援護者等を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。ただし、司法機関、行政機関等に対して、法令に基づく情報開示を行う場合は、その限りではない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２５年３月３１日までと

する。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通保有するものとする。

平成２４年　４月　１日

甲　　小豆郡土庄町甲５５９番地２
土庄町
土庄町長　　岡　田　好　平

乙　　小豆郡土庄町渕崎甲２１５５番地１
小豆地区広域行政事務組合
管 理 者　　塩　田　幸　雄

別表様式（第５条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食堂に関する届出

福祉避難所の設置場所	
（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。 ・日勤（日給・時間給）　＿＿＿＿＿＿円　／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給）　＿＿＿＿＿＿円　／（日・時間） ・宿直　＿＿＿＿＿＿円　／　回	
（２）要援護者等に要する食費　・朝食　＿＿＿＿＿＿円　／　食 ・朝食　＿＿＿＿＿＿円　／　食 ・朝食　＿＿＿＿＿＿円　／　食 （計）　＿＿＿＿＿＿円　／　食	
（３）その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額	

土庄町長　様

上記のとおり届け出ます。

平成　　年　　月　　日

所　在　地

名　　称

代表者職氏名

２－１６　災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第２条　企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第３条　災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第４条　災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

２　構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要が生じた場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

３　構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第５条　災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第６条　前３条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害等の状況

（２）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（３）応援を求める期間、場所

（４）その他必要な事項

２　前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

（費用の負担）

第７条　応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

２　応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

（訓練等への参加）

第８条　企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

（連絡体制）

第９条　企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

（協議）

第 10 条　本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を１８通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年４月１日

香川県知事　浜田　恵造
丸亀市長　梶　正治
善通寺市長　平岡　政典
さぬき市長　大山　茂樹
三豊市長　山下　昭史
小豆島町長　塩田　幸雄
宇多津町長　谷川　俊博
琴平町長　小野　正人
まんのう町長　栗田　隆義

高松市長　大西　秀人
坂出市長　綾　宏
観音寺市長　白川　晴司
東かがわ市長　藤井　秀城
土庄町長　三枝　邦彦
三木町長　筒井　敏行
綾川町長　藤井　賢
多度津町長　丸尾　幸雄
香川県広域水道企業団
企業長　浜田　恵造

２－１７　ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と土庄町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するＧＰＳ波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しＧＰＳ波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第２条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第３条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「ＧＰＳ波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第４条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第５条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において土庄町の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで土庄町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により土庄町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第６条（機器の設置等）
　甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。
２　機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
３　機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第７条（訓練等）
　甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第８条（協議事項）
　この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第９条（有効期間）
　この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに１年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

　この協定書締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年　８月２４日

甲　　国土交通省　四国地方整備局　次長　　池田　直太

乙　　土庄町長　　三枝　邦彦

２－１８　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と土庄町は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び土庄町が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに町勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第２条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第３条 国土地理院及び土庄町は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第４条 国土地理院及び土庄町は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第５条 国土地理院及び土庄町は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第６条 国土地理院及び土庄町は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第７条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただ

し、本協定の有効期間満了の日の３０日前までに国土地理院及び土庄町のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に１年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和元年６月１０日

茨城県つくば市北郷１番
国土交通省国土地理院長
川 﨑 茂 信

香川県小豆郡土庄町甲５５９番地２
土庄町長
三 枝 邦 彦

２－１９　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と香川県農業協同組合（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年４月１日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）高松市寿町１－３－６
香川県農業協同組合
代表理事理事長　田辺　広

各支店（土庄、四海、北浦、大鐸、豊島、大部）を避難所とする。

２－２０　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と土庄保育園（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２４年４月１日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町甲１１７７
社会福祉法人　聖愛財団
土庄保育園　園長　松本　幸

２－２１　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と土庄八幡神社（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年７月１５日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町甲５４８９－１
土庄八幡神社
宮司　　森　　潤

避難所を土庄八幡神社拝殿とする。

２－２２　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と本覚寺（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年７月２８日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町渕崎甲４６２
宗教法人　本覚寺
代表役員　横山　覚尚

２－２３　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と光現寺（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年７月２８日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町渕崎甲１８２７

光　現　寺

２－２４　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と龍湖寺会館（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年８月１日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町笠滝甲４０６

龍湖寺　宮田　和生

２－２５　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と大聖寺（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年４月１日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町馬越甲１３３２
大聖寺
代表役員　福原　昌文

２－２６　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と金剛寺（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年７月２８日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町屋形崎甲９８７
金剛寺
代表役員　葛西　裕匡

２－２７　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と長勝寺（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年８月３日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町長浜甲２２２９

長勝寺　　土山　隆運

大広間を避難所とする。

２－２８　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と伊喜末八幡神社（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年８月２日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町伊喜末１８３６
伊喜末八幡神社
宮司　高山　俊一

２－２９　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と浄宗寺（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年８月２日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町小部甲６３３

浄宗寺　伊藤　真乗

２－３０　避難所施設利用に関する協定書

土庄町（以下「甲」という。）と土庄中央漁業協同組合甲生支所（以下「乙」という。）は、土庄町地域防災計画に基づく災害時における地域住民の予備的避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において地域住民に避難勧告を発令し、予備的避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を一時的に避難所として開設することができる。ただし、乙の指定した場所以外の施設の利用が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、文書又は口頭で通知するものとする。

２　乙は前項の通知があったときは、速やかに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第５条　甲は、避難勧告を発令し、避難所を開設したときは直ちに職員を派遣し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　避難住民に対する避難所への誘導

(2)　避難所における施設、設備等の取扱いの指導

(3)　関係各機関への連絡、調整等

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年７月２６日

（甲）土庄町甲５５９－２
土庄町
土庄町長　岡田　好平

（乙）土庄町甲２４－９０
土庄町中央漁業協同組合
代表理事組合長　井手　敏夫

３　防災上注意すべき区域等

３－１　河川重要水防区域

(1)　１級水系指定区間および２級水系県管理区間

県管理河川については，下記の危険度判定基準により区分し，そのうちＡ～Ｄについて，重要水防区域とする。

危険度の判定基準は次のとおりとする。

第３表の１　危険度判定基準（洪水）

判定項目＼判定基準事項		条　件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	ⅰ)改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ⅱ）改修計画のない区間では、10 年に 1 回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10 年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	ⅰ)護岸の老朽化及び、根入不足。 ⅱ)天然河岸の河床洗掘及び、河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×or○	×	○
3	重要度	用途地域、ＤＩＤ地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
評　価			水防上最も重要で早急な対策が必要		災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

危険度判定基準（高潮）

高　潮	平成 16 年台風第 16 号の高潮被害による津波・高潮対策整備推進アクションプログラムで策定された整備延長（未整備延長）

(m)

	危険度区分(洪水)						高潮
	A	B	C	D	E	計	
２級水系（県管理区間）	1,900	23,630	293,435	121,952	567,209	1,008,126	2,182
計	1,900	23,630	293,435	121,952	567,209	1,008,126	2,182

1級水系県管理区間(指定区間)及び2級水系県管理区間

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理団体	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
1	伝法川	伝法川	小豆総合事務所	土庄町				710	7,183	7,893	
	〃	殿川	〃	土庄町 小豆島町				380	4,214	4,594	
2	東川	東川	〃	土庄町				390	750	1,140	
	〃	澄谷川	〃	〃					300	300	
3	桂川	桂川	〃	〃				490	510	1,000	
4	橘川	橘川	〃	〃				670	3,257	3,927	
	〃	鳴滝川	〃	〃					700	700	
5	皇踏川	皇踏川	〃	〃			350		320	670	
6	小瀬桂川	小瀬桂川	〃	〃					640	640	
7	春日川	春日川	〃	〃			1,200			1,200	

３－２　海岸重要水防区域

（１）　国土交通省海岸重要水防区域

番号	地区海岸名	位置	関係土木事務所	担当水防管理団体	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	小瀬	土庄町	小豆総合事務所	土庄町	920	0	－	－	
2	戸形	〃	〃	〃	200	0	－	－	
3	千軒	〃	〃	〃	1,116	0	－	－	
4	洲鼻	〃	〃	〃	415	0	－	－	
5	大高下	〃	〃	〃	290	0	－	－	
6	破風脇	〃	〃	〃	815	0	－	－	
7	妙見	〃	〃	〃	335	0	－	－	
8	女風呂	〃	〃	〃	809	0	－	－	
9	内浜	〃	〃	〃	465	0	－	－	
10	馬場先	〃	〃	〃	575	0	－	－	
11	沖の島	〃	〃	〃	439	0	－	－	
12	水ヶ浦	〃	〃	〃	722	0	－	－	
13	甲生	〃	〃	〃	88	0	－	－	

（２） 農林水産省海岸重要水防区域

番号	地区海岸名	位置	関係土地改良事務所等	担当水防管理団体	重要水防区域（m）	特に危険な区域			備考
						延長（m）	予想される危険	対策水防工法	
1	小浜	土庄町	小豆総合事務所土地改良課	土庄町	70	0	－	－	
2	柿の谷	〃	〃	〃	330	0	－	－	
3	戒ヶ上	〃	〃	〃	150	0	－	－	
4	コジラク	〃	〃	〃	200	0	－	－	
5	元目	〃	〃	〃	510	0	－	－	
6	目島	〃	〃	〃	80	0	－	－	
7	千振	〃	〃	〃	100	0	－	－	
8	カズラ島	〃	〃	〃	65	0	－	－	
9	虎浜	〃	〃	〃	310	0	－	－	
10	柚	〃	〃	〃	580	0	－	－	
11	水ヶ浦	〃	〃	〃	300	0	－	－	
12	木香	〃	〃	〃	250	0	－	－	
13	番川原	〃	〃	〃	150	0	－	－	
14	池の浦	〃	〃	〃	550	0	－	－	
15	ツミ	〃	〃	〃	400	0	－	－	
16	小豊島	〃	〃	〃	100	0	－	－	
17	南	〃	〃	〃	60	0	－	－	
18	神子浜	〃	〃	〃	750	0	－	－	
19	尾子	〃	〃	〃	900	0	－	－	
20	甲生	〃	〃	〃	700	340	越波	積土のう・杭打	
21	稲塚	〃	〃	〃	270	0	－	－	
22	鰯浜	〃	〃	〃	375	0	－	－	
23	栄山	〃	〃	〃	150	0	－	－	

３－３　港湾重要水防区域

番号	地区海岸名	位置	関係土木事務所等	担当防水管理団体	重要水防区域（m）	特に危険な区域			備考
						延長（m）	予想される危険	対策水防工法	
1	土庄港	土庄町	小豆総合事務所	土庄町	9,903	91	高潮・越波	積土のう	
2	土庄東港	〃	〃	〃	4,783	41	〃	〃	
3	大部港	〃	〃	〃	2,766	184	〃	〃	
4	家浦港	〃	〃	〃	3,453	0	―	―	

３－４　漁港重要水防区域

番号	漁港名	位置	担当水防管理団体	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	小部	土庄町	土庄町	2,033	2,033	越波・高潮	積土のう	
2	田井	〃	〃	928	0	－	－	
3	琴塚	〃	〃	553	553	越波・高潮	積土のう	
4	小海	〃	〃	168	168	〃	〃	
5	見目	〃	〃	400	400	〃	〃	
6	元目	〃	〃	265	265	〃	〃	
7	長浜	〃	〃	445	445	〃	〃	
8	四海	〃	〃	2,567	2,567	〃	〃	
9	唐櫃	〃	〃	846	846	〃	〃	
10	硯	〃	〃	270	270	〃	〃	
11	甲生	〃	〃	422	422	〃	〃	
12	千軒	〃	〃	800	800	〃	〃	
13	柳	〃	〃	606	606	〃	〃	
14	鹿島	〃	〃	183	183	〃	〃	
15	王子前	〃	〃	1,845	0	－	－	

３－５　防災重点ため池

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	予想される危険	対策水防工法	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千ｔ					
1	山本三池	湊川	16.0	2.5	0.2	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
2	大松池	湊川	25.0	4.6	0.5	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
3	浜中池	湊川	14.0	2.7	0.3	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
4	木場芳池	元目川	21.0	5.0	0.9	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
5	高橋房２号池	松香川	19.0	2.3	0.2	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
6	西ノ路池	高浜川	27.0	4.4	0.7	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
7	吉田池	大谷川	33.0	2.8	0.2	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
8	大乗殿ノ池	大乗殿川	25.0	3.1	0.5	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
9	渕の２号池	湊川	50.0	3.3	6.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
10	馬石池	馬湊川	70.0	5.4	2.8	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
11	奥谷池	見目江ノ上川	100.0	10.9	40.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
12	坪井池	見目江ノ上川	40.0	5.0	3.5	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
13	小馬越大池	清水川	27.0	2.5	2.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
14	笠ヶ滝大池	妖石川	39.0	2.7	4.8	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
15	蛙子池	伝法川	420.0	15.3	634.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
16	蛙子新池	伝法川	165.0	10.3	88.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
17	昭和池	薬香川	186.0	4.0	40.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
18	大正池	薬香川	60.0	12.0	30.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
19	第２大正池	薬香川	99.0	14.0	30.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
20	稗田池	松香川	190.0	3.2	25.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
21	桧谷池	浜宮川	82.0	4.0	1.6	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
22	蓮華池	上庄川	98.0	2.5	6.4	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
23	宝楽池	伝法川	130.0	2.8	6.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
24	宮ノ前池	大乗殿川	54.0	3.5	0.9	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
25	七宝池	伝法川	130.0	2.8	6.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
26	梶木池	畝木川	44.0	4.0	1.5	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
27	千代田池	唐櫃東川	59.0	11.0	27.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
28	唐櫃１号池	唐櫃東川	73.0	8.9	16.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
29	家浦１号池	山溝川	90.0	11.0	51.8	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
30	神豊池	春日川	94.0	10.5	20.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
31	山田池	山溝川	73.0	6.0	7.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
32	家浦２号池	春日川	115.0	10.7	47.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
33	浜本茂池	甲生川	59.0	4.5	1.3	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
34	末広池	甲生川	69.0	10.0	22.9	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
35	天龍池	硯川	73.0	11.9	13.6	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	
36	山本幸池	硯川	51.0	3.3	1.0	小豆総合事務所	土庄町	漏水決壊	土俵積立・杭打	

３－６　高堰堤

土地改良区管理高堰堤（ため池）

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人	備考
			堤長　m	堤高　m	貯水量　千m^3			
1	蛙子池	伝法川	420	15.3	634	土庄町	蛙子池土改区	

３－７　主要水門

番号	名称	位置	管理機関	備考
1	渕崎水門	小豆郡土庄町渕崎	土庄町役場	土庄港 皇踏川
2	春日川水門	〃　〃　豊島家浦	2 号池水利組合	家浦港
3	橘川水門	〃　〃　小海	小海地区 水利組合	橘川

３－８　山腹崩壊危険地区

＜小豆総合事務所管内＞

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	市郡	町村	大字	字			
322-001	小豆	土庄	家浦	柚	3	4	小豆総合事務所
322-002	小豆	土庄	甲生	暮石	4	138	小豆総合事務所
322-003	小豆	土庄	甲生	暮石	6	111	小豆総合事務所
322-004	小豆	土庄	甲生	先条	2	19	小豆総合事務所
322-005	小豆	土庄	唐櫃	檀山	3	3	小豆総合事務所
322-006	小豆	土庄	唐櫃	高下	1	3	小豆総合事務所
322-007	小豆	土庄	家浦	今宮	4	63	小豆総合事務所
322-008	小豆	土庄	家浦	家条	6	136	小豆総合事務所
322-009	小豆	土庄	家浦	宮中	2	25	小豆総合事務所
322-010	小豆	土庄	小江	村内	2	47	小豆総合事務所
322-011	小豆	土庄	伊喜末	青木	4	47	小豆総合事務所
322-012	小豆	土庄	伊喜末	越窓	3	2	小豆総合事務所
322-013	小豆	土庄	伊喜末	越窓	2	2	小豆総合事務所
322-014	小豆	土庄	伊喜末	赤羽根	2	2	小豆総合事務所
322-015	小豆	土庄	渕崎	大谷	5	7	小豆総合事務所
322-016	小豆	土庄	渕崎	魚見	3	76	小豆総合事務所
322-017	小豆	土庄	渕崎	山神	1	94	小豆総合事務所
322-018	小豆	土庄	渕崎	西丸山	2	1	小豆総合事務所
322-019	小豆	土庄	渕崎	西丸山	2	225	小豆総合事務所
322-020	小豆	土庄		高見山	5	57	小豆総合事務所
322-021	小豆	土庄		高見山	3	63	小豆総合事務所
322-022	小豆	土庄		高見山	2	29	小豆総合事務所
322-023	小豆	土庄		高見山	2	38	小豆総合事務所
322-024	小豆	土庄		高見山	5	12	小豆総合事務所
322-025	小豆	土庄		沼ノ内	1	22	小豆総合事務所
322-026	小豆	土庄		宮ノ前	3	21	小豆総合事務所
322-027	小豆	土庄		宮ノ前	1	41	小豆総合事務所
322-028	小豆	土庄		腰掛	1	21	小豆総合事務所
322-029	小豆	土庄		重岩	1	26	小豆総合事務所
322-030	小豆	土庄		平尾	4	198	小豆総合事務所
322-031	小豆	土庄		戸形	1	42	小豆総合事務所
322-032	小豆	土庄		戸形	1	4	小豆総合事務所
322-033	小豆	土庄		西滝	2	3	小豆総合事務所
322-034	小豆	土庄		西滝	2	12	小豆総合事務所
322-035	小豆	土庄		千軒	2	51	小豆総合事務所
322-036	小豆	土庄		千軒	3	88	小豆総合事務所
322-037	小豆	土庄		千軒東	3	6	小豆総合事務所
322-038	小豆	土庄		柳	1	52	小豆総合事務所
322-039	小豆	土庄		柳	2	11	小豆総合事務所
322-040	小豆	土庄		柳東	2	25	小豆総合事務所
322-041	小豆	土庄		宮ノ西	2	12	小豆総合事務所
322-042	小豆	土庄		鹿島奥	2	27	小豆総合事務所
322-043	小豆	土庄		高見山	4	7	小豆総合事務所
322-044	小豆	土庄		高見山	3	16	小豆総合事務所
322-045	小豆	土庄		廻り池	1	32	小豆総合事務所

322-046	小豆	土庄	上庄	持場	9	507	小豆総合事務所
322-047	小豆	土庄	上庄	徳利晒	4	389	小豆総合事務所
322-048	小豆	土庄	上庄	住床	3	96	小豆総合事務所
322-049	小豆	土庄	上庄	丸江	1	41	小豆総合事務所
322-050	小豆	土庄	上庄	丸江	3	102	小豆総合事務所
322-051	小豆	土庄	上庄	北条	3	130	小豆総合事務所
322-052	小豆	土庄	上庄	東ケ谷	3	108	小豆総合事務所
322-053	小豆	土庄	黒岩	向山	2	45	小豆総合事務所
322-054	小豆	土庄	黒岩	向山	2	42	小豆総合事務所
322-055	小豆	土庄	上庄	一ノ谷	3	195	小豆総合事務所
322-056	小豆	土庄	上庄	山田	1	92	小豆総合事務所
322-057	小豆	土庄	上庄	山田	1	30	小豆総合事務所
322-058	小豆	土庄	上庄	山田	4	107	小豆総合事務所
322-059	小豆	土庄	上庄	高坪	3	194	小豆総合事務所
322-060	小豆	土庄	渕崎	与九郎前	2	48	小豆総合事務所
322-061	小豆	土庄	渕崎	与九郎前	2	59	小豆総合事務所
322-062	小豆	土庄	渕崎	入部	1	42	小豆総合事務所
322-063	小豆	土庄	小部	西泊	2	45	小豆総合事務所
322-064	小豆	土庄	小部	丸石	2	19	小豆総合事務所
322-065	小豆	土庄	小部	東庄	3	71	小豆総合事務所
322-066	小豆	土庄	大部	金石川	8	10	小豆総合事務所
322-067	小豆	土庄	大部	金石川	4	10	小豆総合事務所
322-068	小豆	土庄	大部	浜庄	3	91	小豆総合事務所
322-069	小豆	土庄	大部	小見山	3	153	小豆総合事務所
322-070	小豆	土庄	大部	上野	4	160	小豆総合事務所
322-071	小豆	土庄	大部	小獄	8	451	小豆総合事務所
322-072	小豆	土庄	大部	小獄	5	186	小豆総合事務所
322-073	小豆	土庄	大部	中ノ口	2	94	小豆総合事務所
322-074	小豆	土庄	大部	中ノ口	1	39	小豆総合事務所
322-075	小豆	土庄	大部	田井ノ上	10	145	小豆総合事務所
322-076	小豆	土庄	大部	東黒山	4	48	小豆総合事務所
322-077	小豆	土庄	大部	東黒山	4	123	小豆総合事務所
322-078	小豆	土庄	大部	琴塚	2	183	小豆総合事務所
322-079	小豆	土庄	小海	釿石	4	0	小豆総合事務所
322-080	小豆	土庄	小海	釿石	2	0	小豆総合事務所
322-081	小豆	土庄	小海	北庄	2	98	小豆総合事務所
322-082	小豆	土庄	小海	サカ	6	223	小豆総合事務所
322-083	小豆	土庄	小海	宮ノ上	4	177	小豆総合事務所
322-084	小豆	土庄	小海	宮ノ西	2	91	小豆総合事務所
322-085	小豆	土庄	小海	宮ノ西	6	31	小豆総合事務所
322-086	小豆	土庄	見目	中ノ滝	3	19	小豆総合事務所
322-087	小豆	土庄	見目	中ノ滝	3	96	小豆総合事務所
322-088	小豆	土庄	肥土山	大野手	5	8	小豆総合事務所
322-089	小豆	土庄	肥土山	栂尾	2	41	小豆総合事務所
322-090	小豆	土庄	小馬越	留石	6	24	小豆総合事務所
322-091	小豆	土庄	笠滝	多尾	5	120	小豆総合事務所
322-092	小豆	土庄	馬越	元目	4	52	小豆総合事務所

322-093	小豆	土庄	笠滝	多尾	4	102	小豆総合事務所
322-094	小豆	土庄	笠滝	多尾	8	69	小豆総合事務所
322-095	小豆	土庄	滝島	西ノ上	8	126	小豆総合事務所
322-096	小豆	土庄	長浜	西谷	2	49	小豆総合事務所
322-097	小豆	土庄	長浜	西谷	2	85	小豆総合事務所

３－９　崩壊土砂流出危険地区

＜小豆総合事務所管内＞

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市郡	町村	大字	字			
322-001	小豆	土庄	家浦	中玉	0.72	4	小豆総合事務所
322-002	小豆	土庄	甲生	床畠	0.12	0	小豆総合事務所
322-003	小豆	土庄	甲生	床畠	0.12	2	小豆総合事務所
322-004	小豆	土庄	甲生	尾子	0.72	2	小豆総合事務所
322-005	小豆	土庄	甲生	暮石	0.27	19	小豆総合事務所
322-006	小豆	土庄	甲生	中摺	0.72	49	小豆総合事務所
322-007	小豆	土庄	甲生	先条	0.36	34	小豆総合事務所
322-008	小豆	土庄	唐櫃	黒岩	0.72	5	小豆総合事務所
322-009	小豆	土庄	唐櫃	浜田	0.27	73	小豆総合事務所
322-010	小豆	土庄	唐櫃	高下	0.12	22	小豆総合事務所
322-011	小豆	土庄	唐櫃	檀山	2.25	73	小豆総合事務所
322-012	小豆	土庄	家浦	尾上	0.90	3	小豆総合事務所
322-013	小豆	土庄	家浦	家浦虻	0.12	6	小豆総合事務所
322-014	小豆	土庄	家浦	浦越	0.90	69	小豆総合事務所
322-015	小豆	土庄	家浦	浦越	0.36	57	小豆総合事務所
322-016	小豆	土庄	家浦	家条	0.84	295	小豆総合事務所
322-017	小豆	土庄	家浦	家条	0.45	529	小豆総合事務所
322-018	小豆	土庄	家浦	三本松	0.72	603	小豆総合事務所
322-019	小豆	土庄	家浦	中山	0.60	28	小豆総合事務所
322-020	小豆	土庄	家浦	中村	0.12	425	小豆総合事務所
322-021	小豆	土庄	家浦	井ノ奥	0.36	274	小豆総合事務所
322-022	小豆	土庄	家浦	堂床	1.26	6	小豆総合事務所
322-023	小豆	土庄	家浦	増田	0.12	0	小豆総合事務所
322-024	小豆	土庄	唐櫃	栄山	0.24	24	小豆総合事務所
322-025	小豆	土庄	唐櫃	栄山	0.00	5	小豆総合事務所
322-026	小豆	土庄	伊喜末	別当	0.96	200	小豆総合事務所
322-027	小豆	土庄	伊喜末	アンゴノ谷	1.44	8	小豆総合事務所
322-028	小豆	土庄	伊喜末	柳ヶ谷	0.96	0	小豆総合事務所
322-029	小豆	土庄	伊喜末	赤羽根	0.90	5	小豆総合事務所
322-030	小豆	土庄	伊喜末	大谷	0.24	17	小豆総合事務所
322-031	小豆	土庄	伊喜末	大谷	0.27	0	小豆総合事務所
322-032	小豆	土庄	伊喜末	大谷	0.12	0	小豆総合事務所
322-033	小豆	土庄	渕崎	妹尾	0.24	0	小豆総合事務所
322-034	小豆	土庄	渕崎	妹尾	0.36	0	小豆総合事務所
322-035	小豆	土庄	渕崎	晩石	0.48	0	小豆総合事務所
322-036	小豆	土庄	渕崎	晩石	0.72	0	小豆総合事務所
322-037	小豆	土庄	渕崎	中ノ谷	0.09	1	小豆総合事務所
322-038	小豆	土庄	渕崎	中ノ谷	0.45	6	小豆総合事務所
322-039	小豆	土庄	渕崎	中ノ谷	0.12	5	小豆総合事務所
322-040	小豆	土庄	渕崎	魚見	0.36	23	小豆総合事務所
322-041	小豆	土庄	渕崎	大開	0.54	245	小豆総合事務所
322-042	小豆	土庄	渕崎	皇踏	0.60	282	小豆総合事務所
322-043	小豆	土庄	渕崎	皇踏	0.60	91	小豆総合事務所
322-044	小豆	土庄	渕崎	皇踏	0.45	493	小豆総合事務所
322-045	小豆	土庄	渕崎	皇踏	0.30	130	小豆総合事務所

322-046	小豆	土庄	上庄	行者原	0.48	341	小豆総合事務所
322-047	小豆	土庄		高見山	0.00	119	小豆総合事務所
322-048	小豆	土庄		大木戸	0.54	100	小豆総合事務所
322-049	小豆	土庄		梶木奥	1.44	10	小豆総合事務所
322-050	小豆	土庄		申ヶ谷	0.24	20	小豆総合事務所
322-051	小豆	土庄		小柚	0.90	1	小豆総合事務所
322-052	小豆	土庄		重岩	0.48	3	小豆総合事務所
322-053	小豆	土庄		辻石	0.45	2	小豆総合事務所
322-054	小豆	土庄		重岩	0.15	0	小豆総合事務所
322-055	小豆	土庄		重岩	0.24	3	小豆総合事務所
322-056	小豆	土庄		小瀬	0.24	58	小豆総合事務所
322-057	小豆	土庄		小瀬	0.45	217	小豆総合事務所
322-058	小豆	土庄		蛇谷	0.00	232	小豆総合事務所
322-059	小豆	土庄		蛇谷	0.24	177	小豆総合事務所
322-060	小豆	土庄		蛇谷	0.30	13	小豆総合事務所
322-061	小豆	土庄		蛇谷	0.24	32	小豆総合事務所
322-062	小豆	土庄		蛇谷	0.09	26	小豆総合事務所
322-063	小豆	土庄		蛇谷	0.30	5	小豆総合事務所
322-064	小豆	土庄		西滝	0.48	2	小豆総合事務所
322-065	小豆	土庄		東滝	2.34	45	小豆総合事務所
322-066	小豆	土庄		千軒奥	0.48	31	小豆総合事務所
322-067	小豆	土庄		水ヶ浦	0.60	12	小豆総合事務所
322-068	小豆	土庄		柳	0.84	117	小豆総合事務所
322-069	小豆	土庄		柳	0.48	102	小豆総合事務所
322-070	小豆	土庄		木香奥	1.50	3	小豆総合事務所
322-071	小豆	土庄		宮ノ西	0.24	33	小豆総合事務所
322-072	小豆	土庄		宮ノ西	0.36	43	小豆総合事務所
322-073	小豆	土庄		宮ノ西	0.12	79	小豆総合事務所
322-074	小豆	土庄		坂ノ下	0.48	212	小豆総合事務所
322-075	小豆	土庄		高見山	0.12	20	小豆総合事務所
322-076	小豆	土庄	上庄	観音原	0.60	21	小豆総合事務所
322-077	小豆	土庄	上庄	観音原	0.09	6	小豆総合事務所
322-078	小豆	土庄	上庄	持場	0.00	27	小豆総合事務所
322-079	小豆	土庄	上庄	徳利日西	0.60	138	小豆総合事務所
322-080	小豆	土庄	上庄	桂尾	1.26	76	小豆総合事務所
322-081	小豆	土庄	上庄	住房	1.08	43	小豆総合事務所
322-082	小豆	土庄	上庄	深谷	0.90	67	小豆総合事務所
322-083	小豆	土庄	上庄	東ヶ谷	1.20	44	小豆総合事務所
322-084	小豆	土庄	肥土山	蛙子土庄	2.10	0	小豆総合事務所
322-085	小豆	土庄	黒岩	向山	0.60	59	小豆総合事務所
322-086	小豆	土庄	黒岩	向山	0.27	18	小豆総合事務所
322-087	小豆	土庄	黒岩	向山	0.72	1	小豆総合事務所
322-088	小豆	土庄	黒岩	向山	0.00	0	小豆総合事務所
322-089	小豆	土庄	黒岩	向山	0.75	0	小豆総合事務所
322-090	小豆	土庄	黒岩	向山	0.75	0	小豆総合事務所
322-091	小豆	土庄	上庄	空向	1.05	10	小豆総合事務所
322-092	小豆	土庄	上庄	経の尾	0.36	1	小豆総合事務所

322-093	小豆	土庄	上庄	山田	0.09	15	小豆総合事務所
322-094	小豆	土庄	渕崎	信谷	0.24	7	小豆総合事務所
322-095	小豆	土庄	上庄	信谷	0.15	163	小豆総合事務所
322-096	小豆	土庄	渕崎	与九郎谷	0.45	8	小豆総合事務所
322-097	小豆	土庄	渕崎	与九郎谷	0.12	28	小豆総合事務所
322-098	小豆	土庄	小部	西泊	0.18	32	小豆総合事務所
322-099	小豆	土庄	小部	西泊	0.45	26	小豆総合事務所
322-100	小豆	土庄	小部	水木谷	0.96	12	小豆総合事務所
322-101	小豆	土庄	小部	丸石	0.54	25	小豆総合事務所
322-102	小豆	土庄	小部	東庄	1.5	130	小豆総合事務所
322-103	小豆	土庄	小部	須谷	1.80	34	小豆総合事務所
322-104	小豆	土庄	小部	中段	0.6	167	小豆総合事務所
322-105	小豆	土庄	小部	中段	0.36	32	小豆総合事務所
322-106	小豆	土庄	小部	清水原	2.40	150	小豆総合事務所
322-107	小豆	土庄	小部	清水原	0.48	143	小豆総合事務所
322-108	小豆	土庄	小部	恵門	2.04	36	小豆総合事務所
322-109	小豆	土庄	小部	小浜	1.56	14	小豆総合事務所
322-110	小豆	土庄	小部	小浜	0.00	0	小豆総合事務所
322-111	小豆	土庄	小部	小浜	0.24	0	小豆総合事務所
322-112	小豆	土庄	大部	金石川	0.24	2	小豆総合事務所
322-113	小豆	土庄	大部	片桐	0.60	1	小豆総合事務所
322-114	小豆	土庄	大部	片桐	0.48	2	小豆総合事務所
322-115	小豆	土庄	大部	向町	0.24	109	小豆総合事務所
322-116	小豆	土庄	大部	向町	0.24	69	小豆総合事務所
322-117	小豆	土庄	大部	赤嶽	0.6	46	小豆総合事務所
322-118	小豆	土庄	大部	ナガサレ	0.72	46	小豆総合事務所
322-119	小豆	土庄	大部	野口	0.72	0	小豆総合事務所
322-120	小豆	土庄	大部	野口	0.84	0	小豆総合事務所
322-121	小豆	土庄	大部	野口	0.72	0	小豆総合事務所
322-122	小豆	土庄	大部	野口	0.18	1	小豆総合事務所
322-123	小豆	土庄	大部	大嶽	0.75	1	小豆総合事務所
322-124	小豆	土庄	大部	ウトロジリ	0.00	0	小豆総合事務所
322-125	小豆	土庄	大部	大嶽	1.65	2	小豆総合事務所
322-126	小豆	土庄	大部	市ノ坪	1.50	9	小豆総合事務所
322-127	小豆	土庄	大部	井手	0.48	17	小豆総合事務所
322-128	小豆	土庄	大部	亀原	0.27	18	小豆総合事務所
322-129	小豆	土庄	大部	梅ヶ谷	0.84	54	小豆総合事務所
322-130	小豆	土庄	大部	田井ノ上	0.72	95	小豆総合事務所
322-131	小豆	土庄	大部	樫子	0.48	76	小豆総合事務所
322-132	小豆	土庄	大部	東浦	0.36	26	小豆総合事務所
322-133	小豆	土庄	大部	東浦	0.60	54	小豆総合事務所
322-134	小豆	土庄	大部	琴塚	0.18	44	小豆総合事務所
322-135	小豆	土庄	大部	黒谷	0.30	13	小豆総合事務所
322-136	小豆	土庄	大部	黒谷	0.00	16	小豆総合事務所
322-137	小豆	土庄	大部	黒谷	0.45	3	小豆総合事務所
322-138	小豆	土庄	大部	琴ノ上	0.24	4	小豆総合事務所
322-139	小豆	土庄	小海	釿石	0.24	2	小豆総合事務所

322-140	小豆	土庄	小海	釿石	0.24	4	小豆総合事務所
322-141	小豆	土庄	小海	釿石	0.00	0	小豆総合事務所
322-142	小豆	土庄	小海	釿石	0.45	21	小豆総合事務所
322-143	小豆	土庄	小海	鳴滝	0.00	0	小豆総合事務所
322-144	小豆	土庄	小海	鳴滝	0.09	0	小豆総合事務所
322-145	小豆	土庄	小海	釿石	0.15	0	小豆総合事務所
322-146	小豆	土庄	小海	鳴滝	0.09	0	小豆総合事務所
322-147	小豆	土庄	大部	中道	3.00	0	小豆総合事務所
322-148	小豆	土庄	大部	奥山	3.60	0	小豆総合事務所
322-149	小豆	土庄	小海	深山	1.98	11	小豆総合事務所
322-150	小豆	土庄	小海	サカ	0.84	0	小豆総合事務所
322-151	小豆	土庄	小海	サカ	0.48	0	小豆総合事務所
322-152	小豆	土庄	小海	サカ	0.36	13	小豆総合事務所
322-153	小豆	土庄	小海	荒神谷	2.25	162	小豆総合事務所
322-154	小豆	土庄	小海	宮ノ西	0.36	43	小豆総合事務所
322-155	小豆	土庄	小海	中ノ滝	2.34	7	小豆総合事務所
322-156	小豆	土庄	見目	中ノ滝	1.05	22	小豆総合事務所
322-157	小豆	土庄	見目	中ノ滝	1.08	68	小豆総合事務所
322-158	小豆	土庄	見目	中ノ滝	1.44	7	小豆総合事務所
322-159	小豆	土庄	見目	申ヶ家	1.44	44	小豆総合事務所
322-160	小豆	土庄	見目	坪井	0.00	23	小豆総合事務所
322-161	小豆	土庄	見目	壁滝	1.62	57	小豆総合事務所
322-162	小豆	土庄	見目	目ブロ	0.15	130	小豆総合事務所
322-163	小豆	土庄	屋形崎	柿ノ谷	0.63	0	小豆総合事務所
322-164	小豆	土庄	馬越	長坂	0.18	28	小豆総合事務所
322-165	小豆	土庄	馬越	長坂	0.96	21	小豆総合事務所
322-166	小豆	土庄	滝宮	西山	1.50	20	小豆総合事務所
322-167	小豆	土庄	滝宮	薬香	2.55	26	小豆総合事務所
322-168	小豆	土庄	長浜	ウズエ	0.96	51	小豆総合事務所
322-169	小豆	土庄	長浜	松香	4.32	47	小豆総合事務所
322-170	小豆	土庄	長浜	保山	4.8	44	小豆総合事務所
322-171	小豆	土庄	長浜	才ノ尾	1.26	235	小豆総合事務所
322-172	小豆	土庄	長浜	西谷	1.26	126	小豆総合事務所

３－１０　地すべり危険箇所

（土地改良課関係）

箇所番号	箇所名	河川名			位置			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	地形		被害想定区域内人家数(戸)
		水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字			防止区域面積(ha)	防止区域以外の被害想定区域面積(ha)	
1	馬越	－	－	－	小豆郡	土庄町	馬越，小海，見目，屋形崎	小豆総合事務所土地改良課	土庄町	167.4	0	210
2	肥土山	伝法川	伝法川	伝法川	〃	〃	肥土山，小馬越	〃	〃	53.8	0	44
3	四海	－	－	－	〃	〃	伊喜末，小江，長浜	〃	〃	105.5	0	235
4	硯	－	－	－	〃	〃	家浦	〃	〃	31	0	65

３－１１　土砂災害警戒区域内急傾斜地の崩壊

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
1	土庄	畝木	Ⅰ-185	○	○	
2	土庄	畝木(2)	Ⅱ-1809	○	○	
3	土庄	大木戸	Ⅰ-565	○	○	
4	土庄	岡谷	Ⅰ-181-1	○	○	
5	土庄	岡谷	Ⅰ-181-2	○	○	
6	土庄	岡谷	Ⅰ-181-3	○	○	
7	土庄	鹿島	Ⅱ-566	○	○	
8	土庄	鹿島奥	Ⅰ-567	○	○	
9	土庄	木香	Ⅰ-620	○	○	
10	土庄	極楽	Ⅰ-68-1	○	○	
11	土庄	極楽	Ⅰ-68-2	○	○	
12	土庄	腰掛	Ⅱ-184	○	○	
13	土庄	腰掛(2)	Ⅱ-1807	○	○	
14	土庄	小瀬	Ⅰ-186-1	○	○	
15	土庄	小瀬	Ⅰ-186-2	○	○	
16	土庄	小瀬	Ⅰ-186-3	○	○	
17	土庄	小瀬	Ⅰ-186-4	○	○	
18	土庄	城	Ⅱ-67	○	○	
19	土庄	千軒東	Ⅰ-187	○	○	
20	土庄	大乗殿	Ⅱ-1806	○	○	
21	土庄	天神	Ⅰ-182-1	○	○	
22	土庄	天神	Ⅰ-182-2	○	－	
23	土庄	天神	Ⅰ-182-3	○	－	
24	土庄	天神	Ⅰ-182-4	○	○	
25	土庄	天神	Ⅰ-182-5	○	○	
26	土庄	戸形	Ⅰ-70	○	○	
27	土庄	戸形(2)	Ⅱ-567-1	○	○	
28	土庄	戸形(3)	Ⅱ-567-2	○	○	
29	土庄	戸形(4)	Ⅱ-567-3	○	－	
30	土庄	南郷	Ⅰ-190	○	－	
31	土庄	沼ノ内	Ⅱ-71	○	○	
32	土庄	沼ノ内(A)	Ⅰ-188-1	○	－	
33	土庄	沼ノ内(A)	Ⅰ-188-2	○	○	
34	土庄	沼ノ内(A)	Ⅰ-188-3	○	○	
35	土庄	東内浜	Ⅰ-568	○	○	
36	土庄	廻池	Ⅱ-72	○	○	
37	土庄	廻池(A)	Ⅰ-189-1	○	○	
38	土庄	廻池(A)	Ⅰ-189-2	○	○	
39	土庄	柳西	Ⅰ-566	○	○	
40	土庄	吉ヶ浦	Ⅰ-183	○	○	
41	土庄	吉ヶ浦(A)	Ⅰ-564-1	○	○	
42	土庄	吉ヶ浦(A)	Ⅰ-564-2	○	○	
43	渕崎	赤石	Ⅰ-563-1	○	○	
44	渕崎	赤石	Ⅰ-563-2	○	－	
45	渕崎	赤石	Ⅰ-563-3	○	－	

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
46	渕崎	尼谷	Ⅰ-179	○	○	
47	渕崎	尼谷(2)	Ⅰ-65	○	○	
48	渕崎	落神	Ⅰ-180	○	○	
49	渕崎	観音原	Ⅰ-823	○	○	
50	渕崎	子入部	Ⅱ-1805	○	○	
51	渕崎	坪ノ内	Ⅰ-822	○	○	
52	渕崎	与九郎谷	Ⅰ-569	○	○	
53	上庄	空向	Ⅱ-1802	○	○	
54	上庄	東ヶ谷	Ⅱ-191	○	○	
55	上庄	平木	Ⅱ-570	○	－	
56	上庄	北条	Ⅰ-821-1	○	○	
57	上庄	北条	Ⅰ-821－3	○	○	
58	上庄	北条	Ⅰ-821-2	○	○	
59	上庄	丸江	Ⅱ-564	○	○	
60	肥土山	西向	Ⅰ-621	○	○	
61	小馬越	東	Ⅰ-192	○	○	
62	馬越	元目	Ⅱ-169	○	○	
63	馬越	元目(2)	Ⅱ-1803	○	○	
64	屋形崎	渡り	Ⅱ-168-2	○	○	
65	見目	中ノ滝	Ⅱ-1801	○	○	
66	見目	浜ノ上	Ⅰ-61	○	○	
67	見目	浜脇	Ⅰ-167	○	○	
68	小海	オソゴへ	Ⅰ-165-1	○	○	
69	小海	オソゴへ	Ⅰ-165-2	○	○	
70	小海	宮の西	Ⅰ-166	○	○	
71	小海	釿石	Ⅱ-164	○	○	
72	伊喜末	青木北	Ⅰ-176	○	○	
73	伊喜末	赤崎(C)	Ⅰ-824	○	○	
74	伊喜末	新開	Ⅰ-178	○	○	
75	伊喜末	宮の下	Ⅱ-177	○	－	
76	伊喜末	宮の下(2)	Ⅱ-1808	○	○	
77	小江	赤崎(A)	Ⅰ-174	○	○	
78	小江	赤崎(B)	Ⅱ-619	○	○	
79	小江	沖島	Ⅱ-1811	○	○	
80	小江	沖の島	Ⅰ-173	○	－	
81	小江	古瀬奈	Ⅰ-63	○	－	
82	小江	西高見	Ⅱ-1810	○	－	
83	小江	村内	Ⅰ-175	○	－	
84	長浜	西谷	Ⅰ-171	○	○	
85	滝宮	赤柴(1)	Ⅱ-565	○	○	
86	滝宮	赤柴(2)	Ⅱ-1804	○	○	
87	滝宮	江ノ上	Ⅰ-62	○	○	
88	滝宮	目島	Ⅱ-170	○	○	
89	滝宮	目島(2)	Ⅱ-172	○	○	
90	豊島家浦	硯	Ⅰ-195-1	○	○	
91	豊島家浦	硯	Ⅰ-195-2	○	○	
92	豊島家浦	空条	Ⅱ-1813	○	○	

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
93	豊島家浦	中村	Ⅱ-622	○	○	
94	豊島家浦	中村（２）	Ⅰ-826	○	○	
95	豊島家浦	堀切(1)	Ⅰ-825	○	○	
96	豊島家浦	堀切(2)	Ⅰ-247	○	－	
97	豊島家浦	神子浜	Ⅱ-194	○	○	
98	豊島家浦	宮中(2)	Ⅰ-75	○	○	
99	豊島甲生	尾子	Ⅰ-76-1	○	○	
100	豊島甲生	尾子	Ⅰ-76-2	○	○	
101	豊島甲生	先条	Ⅱ-77	○	○	
102	豊島唐櫃	唐櫃浜	Ⅱ-623	○	○	
103	豊島唐櫃	高下	Ⅱ-1812	○	○	
104	大部	梅ヶ谷	Ⅰ-60-1	○	○	
105	大部	梅ヶ谷	Ⅰ-60-2	○	○	
106	大部	梅ヶ谷	Ⅰ-60-3	○	○	
107	大部	梅ヶ谷	Ⅰ-60-4	○	○	
108	大部	小串山	Ⅱ-562	○	○	
109	大部	琴塚	Ⅰ-163-1	○	○	
110	大部	琴塚	Ⅰ-163-2	○	○	
111	大部	中ノ口	Ⅰ-161	○	○	
112	大部	中ノ口(2)	Ⅰ-711-1	○	○	
113	大部	浜畠	Ⅱ-1800	○	○	
114	大部	東黒山	Ⅰ-162	○	○	
115	小部	西泊	Ⅰ-159	○	○	
116	小部	東ノ坪	Ⅰ-59	○	○	
117	小部	丸山	Ⅰ-160	○	○	
118	小部	元取木	Ⅱ-58	○	○	

※　表中の箇所番号は、県が公開している土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書の箇所番号とする。

３－１２　土砂災害警戒区域内土石流

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
1	土庄	梶木川	15-17-Ⅱ	○	○	
2	土庄	吉ケ浦川	15-50-Ⅰ	○	○	
3	土庄	宮西川	15-29-Ⅰ	○	－	
4	土庄	桂南川	15-45-Ⅰ	○	－	
5	土庄	戸形川	15-38-Ⅰ	○	○	
6	土庄	戸形東川	15-39-Ⅰ	○	○	
7	土庄	鹿島西川	15-28-Ⅰ	○	○	
8	土庄	鹿島大川	15-27-Ⅰ	○	○	
9	土庄	蛇谷西川	15-14-Ⅱ	○	○	
10	土庄	蛇谷川	15-43-Ⅰ-1	○	○	
11	土庄	蛇谷川	15-43-Ⅰ-2	○	－	
12	土庄	蛇谷東川	15-44-Ⅰ	○	－	
13	土庄	重岩山川	15-47-Ⅰ	○	○	
14	土庄	重岩山東川	15-15-Ⅱ	○	○	
15	土庄	小瀬桂川	15-42-Ⅰ	○	○	
16	土庄	小瀬川	15-40-Ⅰ	○	○	
17	土庄	小瀬東川	15-41-Ⅰ	○	－	
18	土庄	小池越川	15-16-Ⅱ	○	－	
19	土庄	沼内西川	15-26-Ⅰ	○	○	
20	土庄	菖蒲川	15-35-Ⅰ	○	○	
21	土庄	畝木西川	15-18-Ⅱ	○	○	
22	土庄	畝木川	15-48-Ⅰ	○	－	
23	土庄	西滝川	15-13-Ⅱ	○	○	
24	土庄	千軒西川	15-37-Ⅰ	○	○	
25	土庄	千軒川	15-36-Ⅰ	○	○	
26	土庄	大木戸川	15-49-Ⅰ	○	－	
27	土庄	半ノ池川	15-11-Ⅱ	○	－	
28	土庄	番川原川	15-30-Ⅰ	○	－	
29	土庄	平尾川	15-46-Ⅰ	○	－	
30	土庄	木香川	15-31-Ⅰ	○	－	
31	土庄	柳奥川	15-12-Ⅱ	○	○	
32	土庄	柳川	15-34-Ⅰ	○	－	
33	土庄	柳東下川	15-33-Ⅰ	○	－	
34	土庄	柳東川	15-32-Ⅰ	○	－	
35	渕崎	皇踏西川	15-53-Ⅰ-1	○	－	
36	渕崎	皇踏西川	15-53-Ⅰ-2	○	○	
37	渕崎	皇踏川	15-52-Ⅰ	○	－	
38	渕崎	皇踏東川	15-51-Ⅰ	○	－	
39	渕崎	行者原川	15-24-Ⅰ	○	－	
40	渕崎	西ノ岡川	15-56-Ⅰ	○	－	
41	渕崎	赤穂屋川	15-25-Ⅰ	○	○	
42	渕崎	大開西川	15-55-Ⅰ	○	○	
43	渕崎	大開川	15-54-Ⅰ	○	－	
44	渕崎	大谷川	15-59-Ⅰ	○	○	
45	渕崎	大谷東川	15-57-Ⅰ	○	○	

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
46	渕崎	中ノ谷川	15-58-Ⅰ-1	○	○	
47	渕崎	中ノ谷川	15-58-Ⅰ-2	○	○	
48	渕崎	灘山東川	16-79-Ⅰ-2	○	○	
49	上庄	ニヌ川	15-9-Ⅱ	○	○	
50	上庄	空向川	15-11-Ⅰ	○	－	
51	上庄	空向川	15-11-Ⅰ-2	○	○	
52	上庄	経ノ尾川	15-6-Ⅱ	○	－	
53	上庄	高坪川	15-10-Ⅱ	○	○	
54	上庄	持場川	15-23-Ⅰ	○	－	
55	上庄	住床川	15-8-Ⅱ	○	○	
56	上庄	上庄西川	15-5-Ⅱ-1	○	－	
57	上庄	上庄西川	15-5-Ⅱ-2	○	○	
58	上庄	上庄川	15-17-Ⅰ	○	○	
59	上庄	中条川①	15-20-Ⅰ	○	○	
60	上庄	中条川②	15-22-Ⅰ	○	－	
61	上庄	東条川	15-19-Ⅰ	○	○	
62	上庄	飛越川	15-18-Ⅰ	○	○	
63	上庄	北山川	15-21-Ⅰ	○	○	
64	肥土山	カラベ川①	15-14-Ⅰ	○	○	
65	肥土山	カラベ川②	15-15-Ⅰ	○	－	
66	肥土山	伝法川	15-16-Ⅰ	○	－	
67	黒岩	石原川	15-13-Ⅰ	○	○	
68	黒岩	土井ノ内西川	15-7-Ⅱ	○	○	
69	黒岩	土井ノ内川	15-12-Ⅰ	○	○	
70	馬越	元目西川	15-68-Ⅰ	○	○	
71	馬越	元目川	15-69-Ⅰ	○	－	
72	見目	見目西川	15-70-Ⅰ	○	－	
73	見目	見目川	15-71-Ⅰ	○	○	
74	見目	浜脇西川	15-72-Ⅰ	○	○	
75	見目	浜脇川	15-73-Ⅰ	○	－	
76	小海	こうもり川	15-23-Ⅱ-1	○	○	
77	小海	こうもり川	15-23-Ⅱ-2	○	○	
78	小海	橘川	15-78-Ⅰ	○	－	
79	小海	宮ノ上川	15-26-Ⅱ	○	○	
80	小海	女風呂西川	15-24-Ⅱ	○	○	
81	小海	女風呂川	15-25-Ⅱ-1	○	○	
82	小海	女風呂川	15-25-Ⅱ-2	○	○	
83	小海	小海西川	15-74-Ⅰ	○	○	
84	小海	前川	15-75-Ⅰ	○	－	
85	小海	北庄川	15-79-Ⅰ	○	○	
86	小海	鳴滝西川	15-76-Ⅰ	○	○	
87	小海	鳴滝川	15-77-Ⅰ	○	○	
88	伊喜末	越窓川	15-20-Ⅱ	○	○	
89	伊喜末	岡南川	15-22-Ⅱ	○	－	
90	伊喜末	青木南川	15-61-Ⅰ	○	○	
91	伊喜末	赤羽根川	15-19-Ⅱ	○	○	
92	伊喜末	長保川	15-21-Ⅱ	○	－	

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
93	伊喜末	浜寺西川	15-62-Ⅰ	○	○	
94	伊喜末	浜寺川	15-63-Ⅰ	○	－	
95	伊喜末	柳ヶ谷川	15-60-Ⅰ	○	－	
96	小豊島	小豊島川	15-9-Ⅰ	○	－	
97	小豊島	小豊島東川	15-10-Ⅰ	○	○	
98	長浜	江ノ上川	15-66-Ⅰ	○	－	
99	長浜	高浜川	15-65-Ⅰ-1	○	－	
100	長浜	高浜川	15-65-Ⅰ-2	○	○	
101	長浜	松春川	15-67-Ⅰ	○	－	
102	長浜	東粂川	15-64-Ⅰ	○	○	
103	豊島家浦	虻川	15-2-Ⅰ	○	○	
104	豊島家浦	家空川	15-7-Ⅰ	○	○	
105	豊島家浦	硯西川	15-1-Ⅰ	○	○	
106	豊島家浦	硯東川	15-1-Ⅱ	○	－	
107	豊島家浦	今宮川	15-8-Ⅰ	○	－	
108	豊島家浦	山溝川	15-3-Ⅰ	○	○	
109	豊島家浦	春日川	15-6-Ⅰ-1	○	○	
110	豊島家浦	春日川	15-6-Ⅰ-2	○	○	
111	豊島家浦	神豊川	15-4-Ⅰ	○	○	
112	豊島家浦	神豊東川	15-5-Ⅰ	○	－	
113	豊島家浦	星崎川	15-2-Ⅱ	○	○	
114	豊島家浦	増田川	15-3-Ⅱ	○	○	
115	豊島家浦	堂床川	15-4-Ⅱ	○	○	
116	大部	ナガサレ川	15-94-Ⅰ	○	－	
117	大部	ナガサレ北川	15-95-Ⅰ	○	○	
118	大部	観音川	15-90-Ⅰ	○	○	
119	大部	琴ノ上川	15-81-Ⅰ	○	○	
120	大部	琴塚川	15-82-Ⅰ	○	－	
121	大部	琴塚東川	15-30-Ⅱ	○	○	
122	大部	桂川	15-93-Ⅰ	○	－	
123	大部	荒神川	15-89-Ⅰ	○	○	
124	大部	黒谷西川	15-27-Ⅱ	○	○	
125	大部	黒谷川	15-28-Ⅱ-1	○	○	
126	大部	黒谷川	15-28-Ⅱ-2	○	○	
127	大部	黒谷東川	15-29-Ⅱ-1	○	○	
128	大部	黒谷東川	15-29-Ⅱ-2	○	○	
129	大部	小嶽川	15-91-Ⅰ	○	○	
130	大部	上野川	15-32-Ⅱ	○	○	
131	大部	西野川	15-83-Ⅰ-1	○	－	
132	大部	西野川	15-83-Ⅰ-2	○	○	
133	大部	西野東川	15-31-Ⅱ	○	－	
134	大部	大嶽川	15-92-Ⅰ	○	○	
135	大部	田井西川	15-84-Ⅰ	○	－	
136	大部	田井東川	15-85-Ⅰ	○	○	
137	大部	梅ケ谷川	15-86-Ⅰ	○	○	
138	大部	梅ケ谷東川	15-87-Ⅰ	○	－	
139	大部	浜畑川	15-80-Ⅰ	○	－	

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
140	大部	野間川	15-88-Ⅰ	○	○	
141	小部	金石東川	15-34-Ⅱ	○	○	
142	小部	恵門川	15-97-Ⅰ-1	○	○	
143	小部	恵門川	15-97-Ⅰ-2	○	○	
144	小部	恵門東川	15-98-Ⅰ	○	○	
145	小部	寺川	15-102-Ⅰ	○	－	
146	小部	小浜川	15-35-Ⅱ	○	○	
147	小部	小部西川	15-96-Ⅰ	○	○	
148	小部	森庄川	15-100-Ⅰ	○	○	
149	小部	澄谷川	15-103-Ⅰ	○	－	
150	小部	千恵川	15-99-Ⅰ	○	－	
151	小部	東川	15-101-Ⅰ	○	－	
152	小部	灘山川	15-105-Ⅰ	○	○	
153	小部	灘山東川	15-106-Ⅰ	○	○	
154	小部	片桐川	15-33-Ⅱ	○	○	
155	小部	脇窪川	15-104-Ⅰ	○	○	

※　表中の箇所番号は、県が公開している土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書の箇所番号とする。

３－１３　土砂災害警戒区域内地すべり

番号	字	区域名	箇所番号	警戒区域	特別警戒区域	備考
1	小馬越	小馬越	44	○	－	
2	豊島家浦	今宮	41	○	－	
3	豊島家浦	春日川上流	43	○	－	
4	唐櫃	唐櫃	42	○	－	
5	小部	灘山	45	○	－	
6	四海/北浦	滝宮・馬越・屋形崎･見目	117	○	－	
7	大鐸	肥土山/小馬越/黒岩	118	○	－	
8	四海	伊喜末/長浜/小江	119	○	－	
9	豊島家浦	硯	120	○	－	

※　表中の箇所番号は、県が公開している土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書の箇所番号とする。

３－１４　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地
１	ひまわりの家	土庄町上庄 463 番地 1
２	すくすく教室	土庄町上庄 463 番地 1
３	豊島ナオミ荘	土庄町豊島家浦 43 番地 10
４	北浦児童館	土庄町小海甲 248 番地 55
５	みくに成人寮	土庄町豊島家浦 902 番地 1
６	北浦こども園	土庄町見目乙 423 番地 6
７	大部こども園	土庄町大部甲 2019 番地
８	豊島児童館	土庄町豊島家浦 985 番地 2
９	小豆島老人ホーム	土庄町渕崎甲 518 番地
１０	介護付き有料老人ホームはまひるがお	土庄町甲 1356 番地 1
１１	デイサービスがまひるがお	土庄町甲 1354 番地 1
１２	はまひるがお土庄	土庄町甲 1354 番地 1
１３	はまひるがお北浦	土庄町見目 1739 番地 5
１４	はまひるがお四海	土庄町伊喜末 892 番地
１５	はまひるがお大部	土庄町大部甲 2018 番 7

４　気象関係

４－１　雨量観測所

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	土庄（とのしょう）	小豆郡土庄町渕崎	テレメータ	小豆総合事務所	0879-62-1333
2	豊島（てしま）	〃　　〃　豊島	〃	〃	〃

４－２　水位観測所

番号	量水標名称	河川名	水防団待機水位（通報水位）	はん濫注意水位（警戒水位）	位置	種別	観測機関
1	西條橋（さいじょうばし）	伝法川	0.9	1.5	小豆郡土庄町渕崎	テレメータ	殿川ダム管理事務所
2	蓬莱橋（ほうらいばし）	〃	1.0	1.7	〃　〃　肥土山	〃	〃
3	田中橋（たなかばし）	桂川	0.7	1.7	〃　〃　大部	〃	小豆総合事務所

４－３　潮位観測所

（Ｔ．Ｐ）換算

番号	潮位観測所	港湾名	注意報基準潮位	警報基準潮位	位置	種別	観測機関
1	土庄東港	土庄東港	1.6	2.0	小豆郡土庄町	テレメータ	小豆総合事務所

４－４　震度観測点

【地震情報で用いる香川県内の震度観測点】　（平成27年12月１日現在）

地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県東部	土庄町	土庄町甲	土庄町甲 559-2
香川県東部	土庄町	**土庄町大部	土庄町大部甲 2018-1

＊＊印のついている観測点は国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度観測点である。

４－５　土砂災害と前兆現象の種類一覧

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花	―	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする	―	―

４－６　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 31 日）

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微な ひび割れ・亀裂
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂 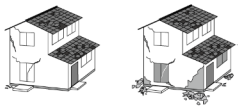
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微な ひび割れ・亀裂	大きな ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂　傾く　倒れる
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂 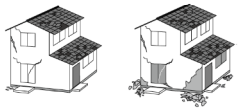	大きな ひび割れ・亀裂　傾く　倒れる
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂　大きな ひび割れ・亀裂	傾く　倒れる

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注４）この表中のイラストは、DATS（Damage Assessment Training System）の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

（注５）なお、図は特定の構法（在来軸組木造）を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱 ５強	亀裂※１や液状化※２が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強 ７	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※３。

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

４－７　注意報・警報の基準

大雨注意報基準　平成 29 年 7 月 7 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
小豆	土庄町	11	83

大雨警報基準　平成 29 年 7 月 7 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
小豆	土庄町	18	110

【備考】

1．表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

2．土壌雨量指数基準は１㎞格子毎に設定しており、市町内における最低値を示す。

洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
小豆	土庄町	橘川流域=9.5，伝法川流域=10	伝法川流域=（5，10）

洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
小豆	土庄町	橘川流域=12.1，伝法川流域=12.6	―

高潮警報及び注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
小豆	土庄町	2.0m	1.6m

【備考】

高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

特別警報

特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

特別警報を発表するための客観的な指標は次のとおりである。

①　雨を要因とする特別警報の指標

次のａ又はｂのいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ａ　48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値となった５㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上出現したとき。

ｂ　3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値となった５㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 10 格子以上出現したとき（ただし、3 時間降水量が 150 ㎜以上となった格子のみをカウント対象とする）。

②　台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を特別警報とし

て発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪と伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を特別警報として発表する。

③　雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

４－８　土壌雨量指数基準〔１Km 格子〕

【大雨注意報基準】

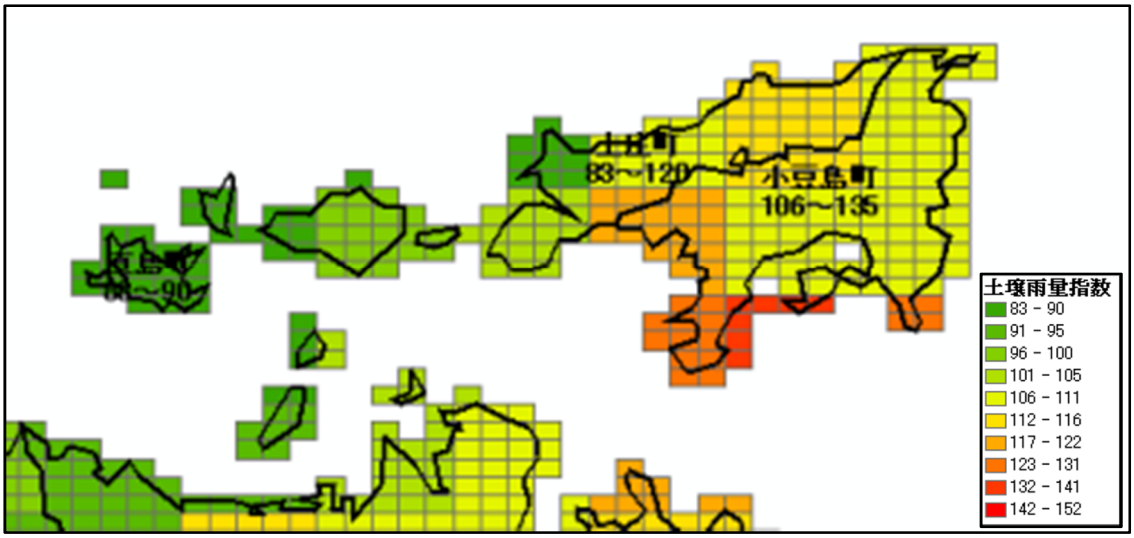

【大雨警報基準】

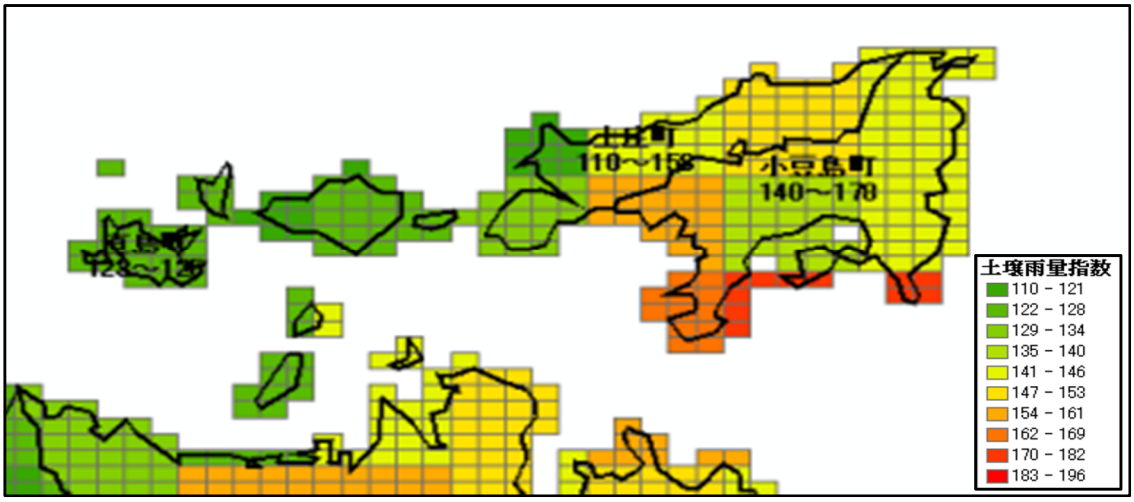

４－９　「雨に関する香川県の５０年に一度の値一覧」

注１）　略語の意味は次のとおり。
R48：48 時間降水量（㎜）、R03：3 時間降水量（㎜）、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。
注２）　「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5 ㎞格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。
注３）　SWI の警報基準の欄の値は、平成 25 年 7 月時点の値である。「-」となっているのは、基準が設定されていない。
注４）　降水量の警報基準については、市町村によって 1 時間降水量や 3 時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。
各市町の警報基準については、気象庁ＨＰに掲載されている。
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html）
注５）　R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
注６）　特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報円	一次細分区域	市町等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
香川県	香川県	香川県	高松地域	高松市	315	126	201	123
香川県	香川県	香川県	高松地域	直島町	229	112	163	123
香川県	香川県	香川県	小豆	土庄町	276	124	181	110
香川県	香川県	香川県	小豆	小豆島町	332	144	209	140
香川県	香川県	香川県	東讃	さぬき市	385	141	232	141
香川県	香川県	香川県	東讃	東かがわ市	485	172	274	167
香川県	香川県	香川県	東讃	三木町	364	138	222	141
香川県	香川県	香川県	中讃	丸亀市	254	102	175	123
香川県	香川県	香川県	中讃	坂出市	268	110	183	120
香川県	香川県	香川県	中讃	善通寺市	282	102	184	124
香川県	香川県	香川県	中讃	宇多津町	260	107	185	123
香川県	香川県	香川県	中讃	綾川町	337	120	209	130
香川県	香川県	香川県	中讃	琴平町	288	100	185	124
香川県	香川県	香川県	中讃	多度津町	251	98	172	122
香川県	香川県	香川県	中讃	まんのう町	332	111	206	117
香川県	香川県	香川県	西讃	観音寺市	312	102	191	117
香川県	香川県	香川県	西讃	三豊市	284	95	183	121

５　通信施設関係

５－１　香川県防災情報システム

香川県防災情報システム概念図

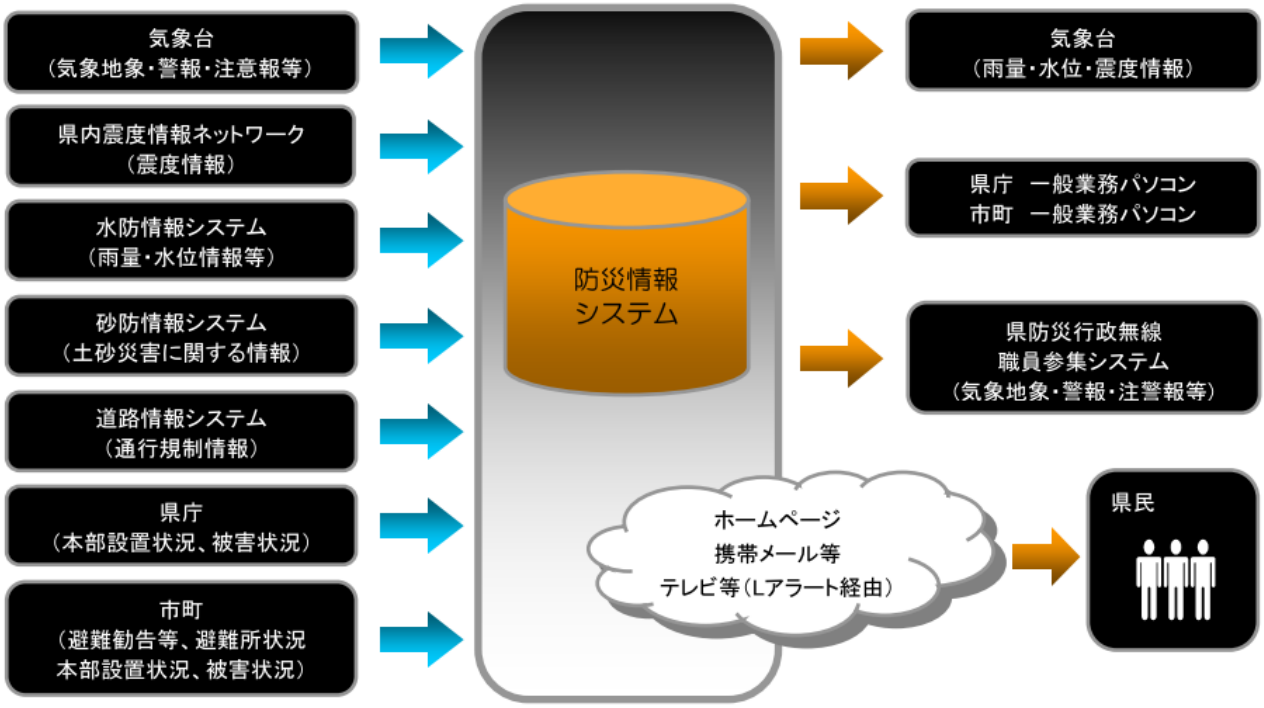

５－２　災害時通信連絡系統図

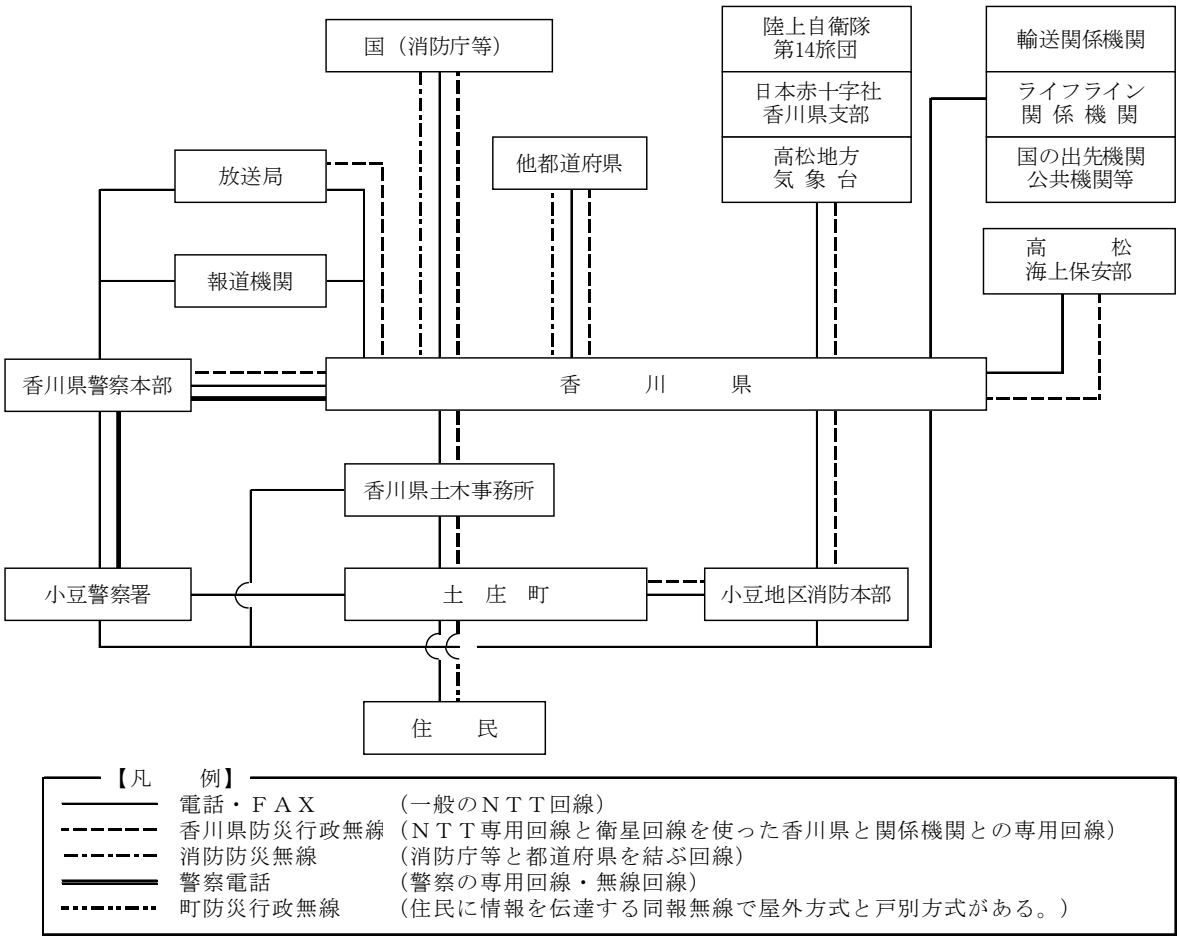

５－３　香川県防災行政無線施設

【香川県防災行政無線システム回線構成図】

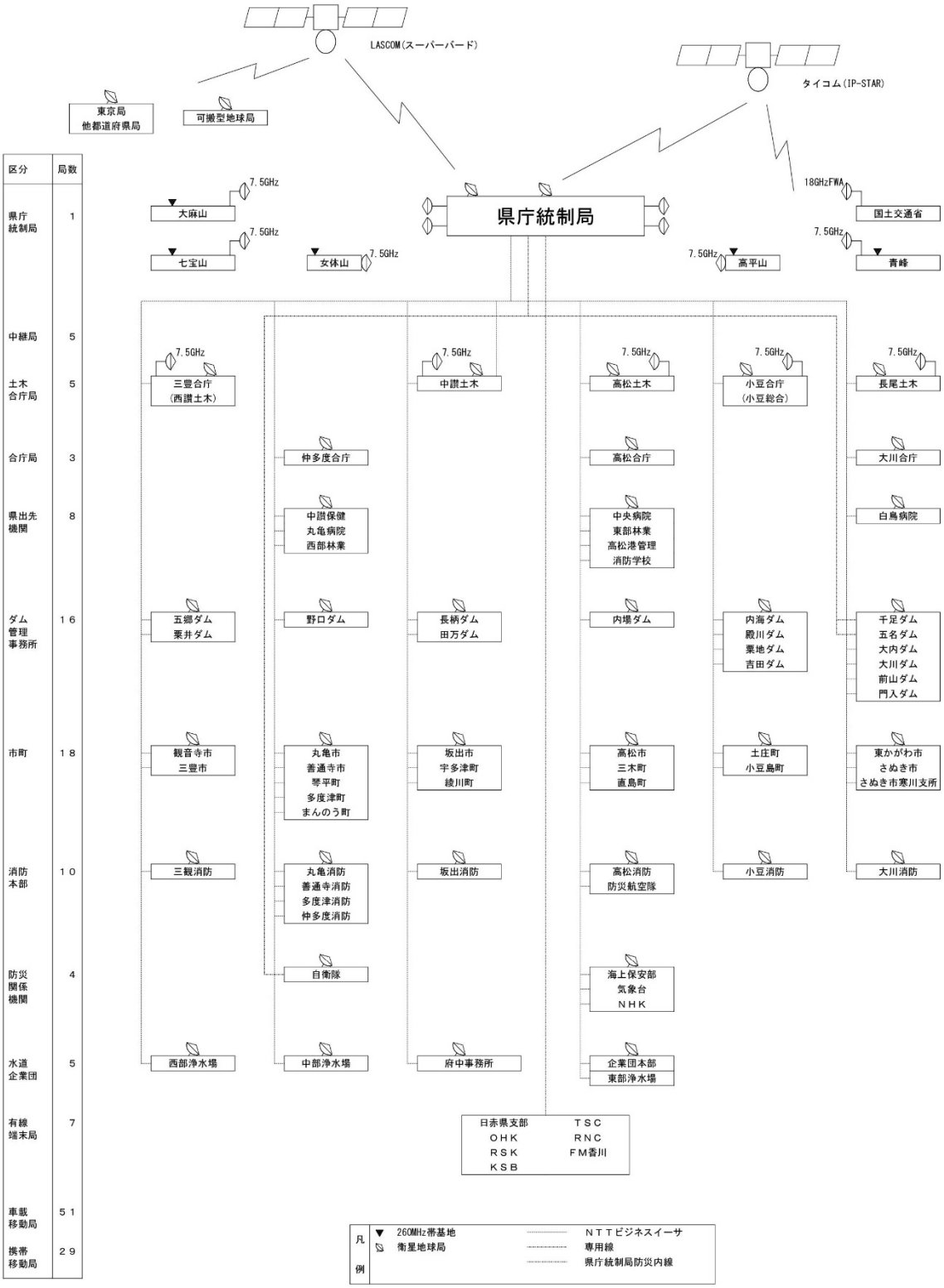

５－４　香川県地方通信ルート

香川県地方通信ルート（①は、通常通信ルート　②～は、非常通信ルート）

土庄町	土庄町役場（総務課　TEL　0879-62-7000　FAX　0879-62-4000　県防(音声)322-501　(FAX)322-581） ①――香川県（危機管理課） ②……小豆地区消防本部――高松市消防局――香川県（危機管理課） ③……小豆警察署土庄交番――県警察本部……香川県（危機管理課） ④……四国フェリー（土庄港）――高松港……香川県（危機管理課） ⑤……小豆島急行フェリー（土庄港）――高松港……香川県（危機管理課）

◇記号　――無線区間　～～有線区間　……使送区間

参考　□香川県危機管理課　TEL　087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表）　FAX　087-831-8811
県防(音声)【衛星又は、地上ﾎﾞﾀﾝ】-200-5062 又は、-200-7-2435　(FAX)【102(衛星)又は、101(地上)】-200-5801 又は、-200-5802
□小豆地区消防本部　　TEL　0879-62-2220　　FAX　0879-62-2456
□小豆警察署土庄交番　　TEL　0879-82-0110
□四国フェリー㈱小豆島営業所　　TEL　0879-62-0875　　FAX　0879-62-3236
□小豆島急行フェリー㈱小豆島営業所　　TEL　0879-62-0850　　FAX　0879-62-3236

５－５　土庄町防災無線通信施設

区　　分		局　数	設　置　場　所
固定系	親局用無線機		土庄町総務課
	遠隔制御装置親局	１台	〃
	〃　子機	５台	各公民館
	屋外受信装置	７局	各公民館、総合福祉会館
	戸別受信機		各家庭
移動系	基地局用無線機		土庄町総務課
	遠隔制御装置親機	１台	〃
	遠隔制御装置子機	３台	建設課、宿直室
	車載型無線機	３台	建設課２、総務課１

５－６　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

系統図

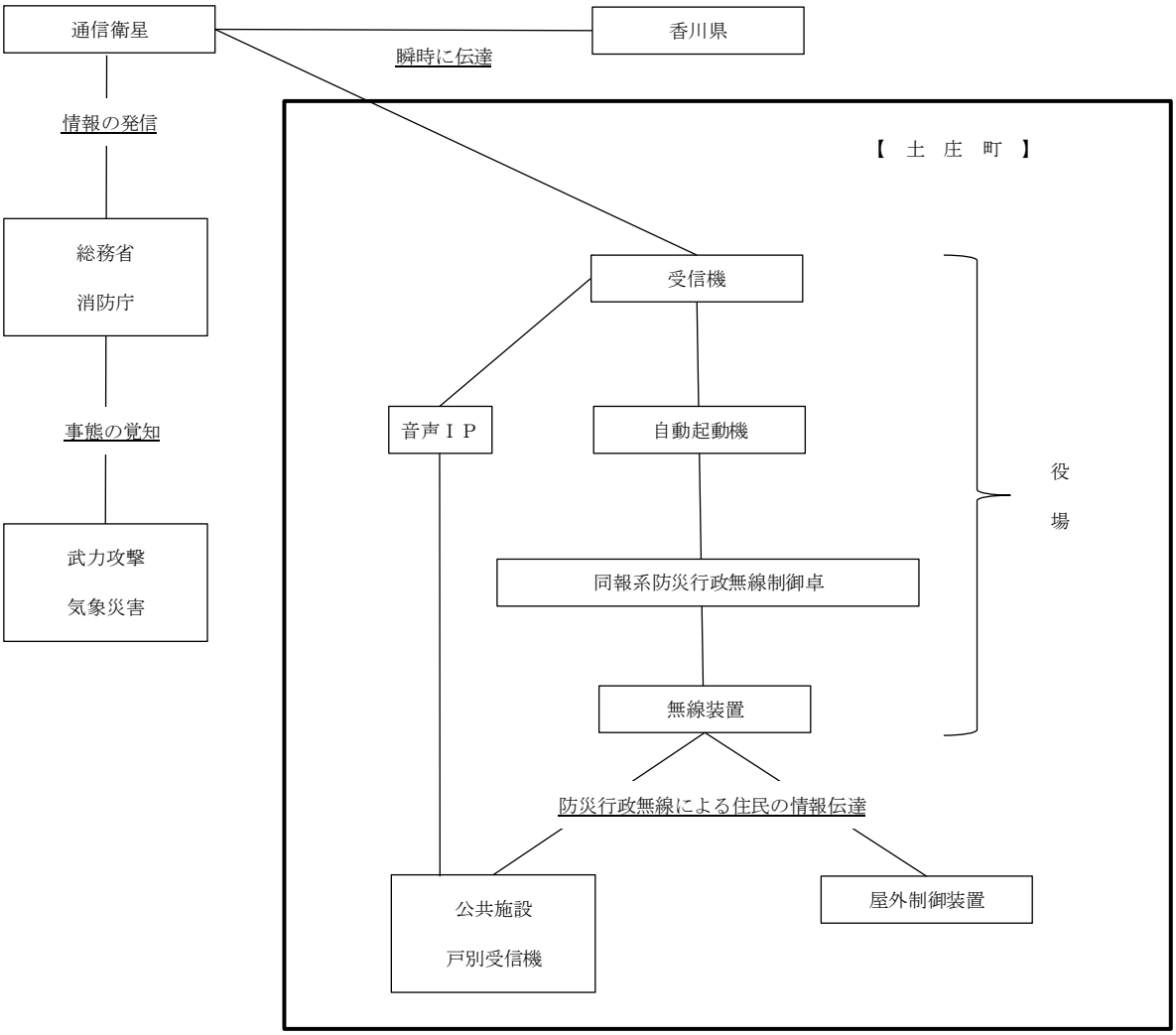

５－７　気象情報等の通信連絡網

(1)香川県防災行政無線連絡網

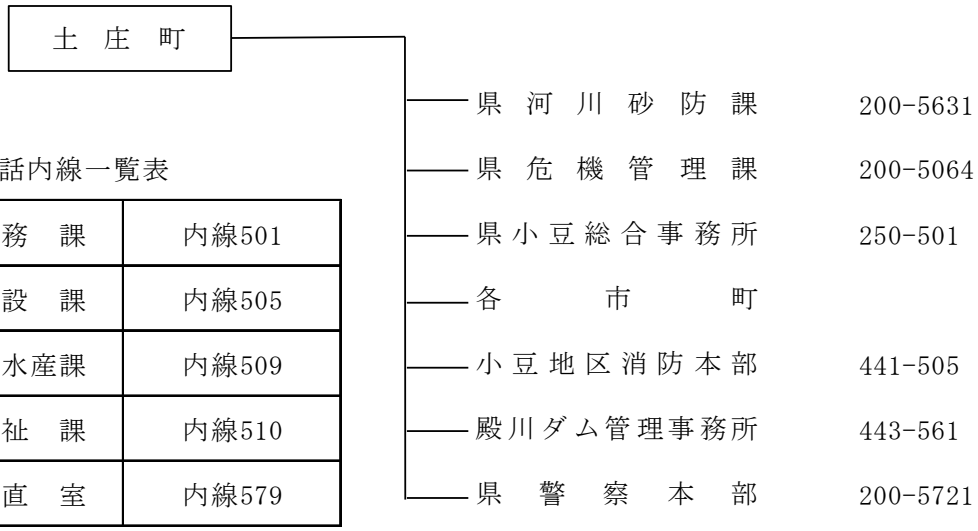

防災電話内線一覧表

総　務　課	内線501
建　設　課	内線505
農林水産課	内線509
福　祉　課	内線510
宿　直　室	内線579

(2)衛星携帯電話による連絡網

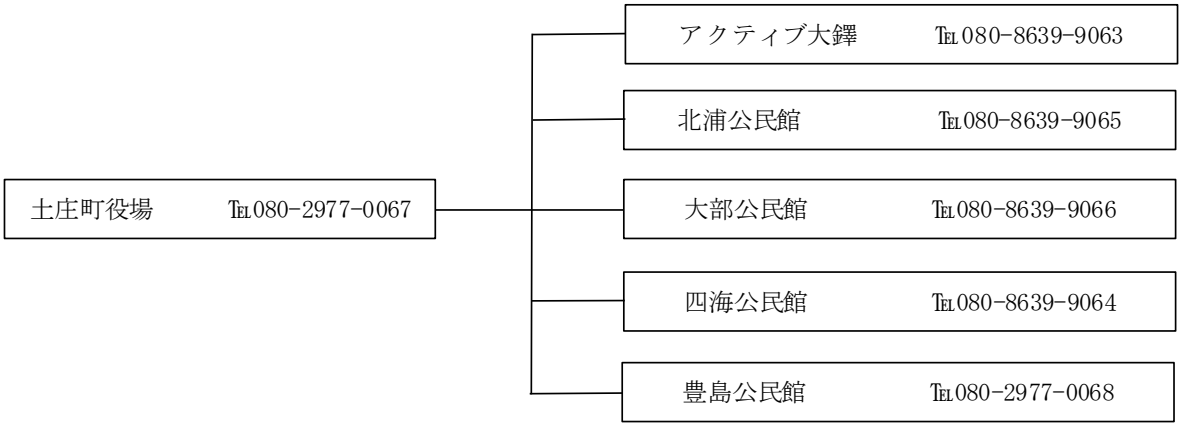

(3)防災行政無線（移動系車載型）連絡網

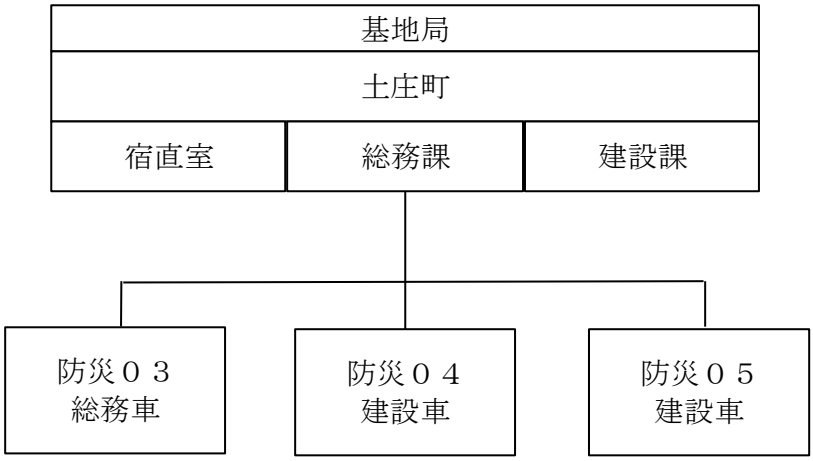

(4)有線回線による連絡網

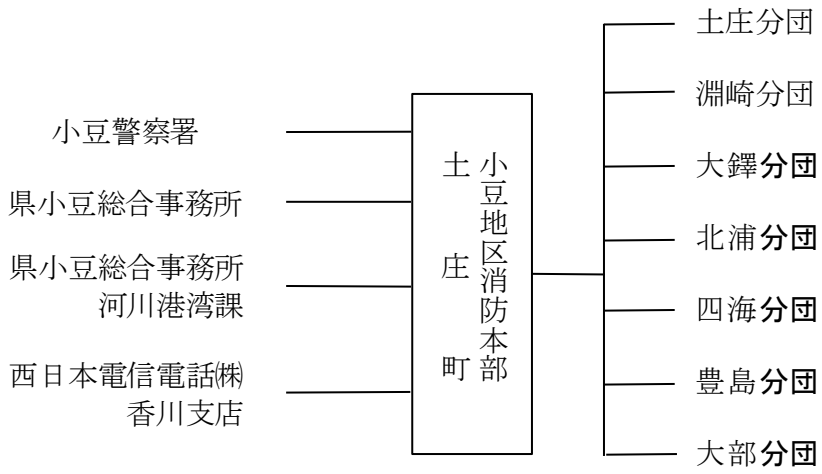

(5)サイレンシステム専用回線による連絡網

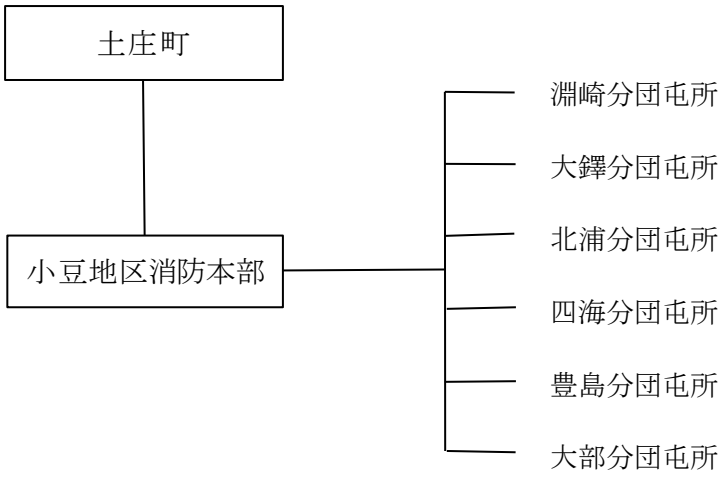

(6) 消防無線による連絡網

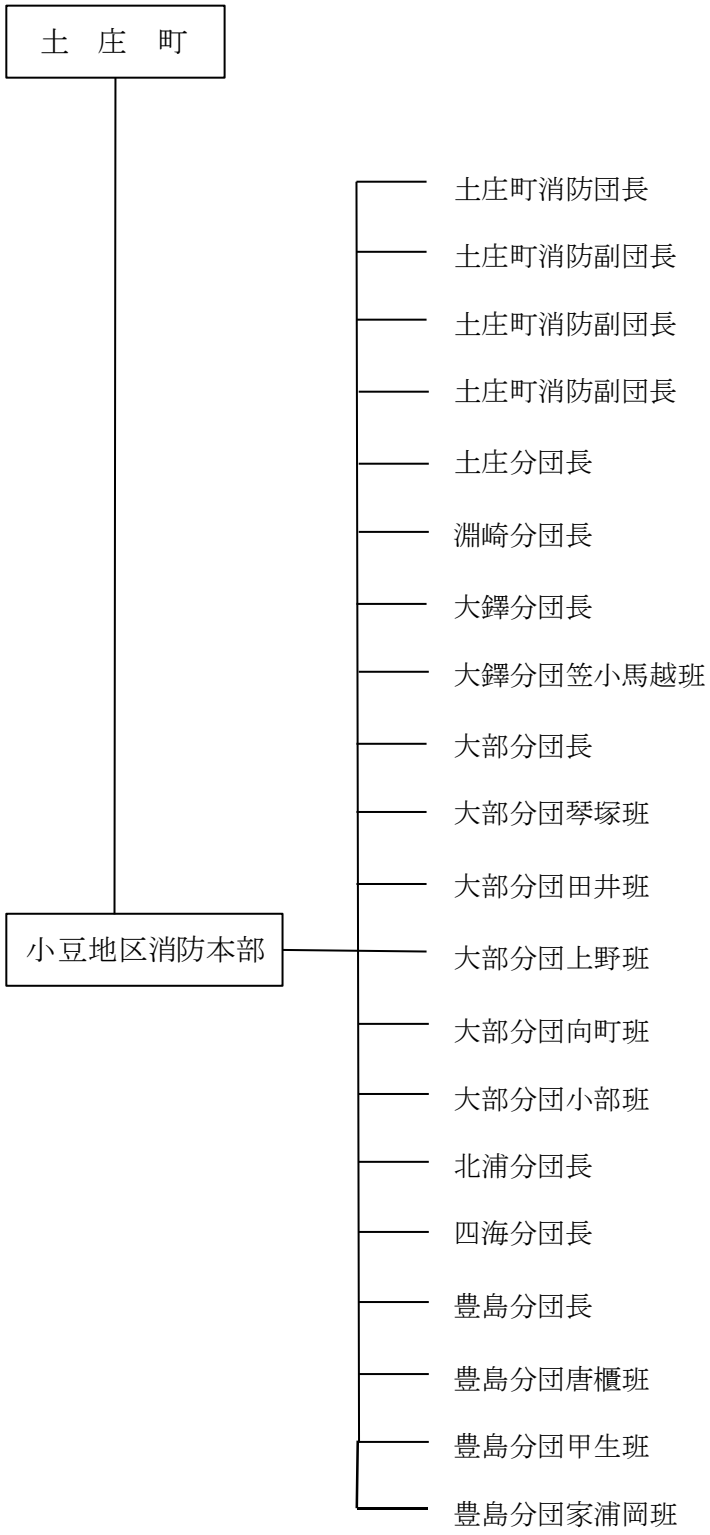

(7) 警察電話利用網

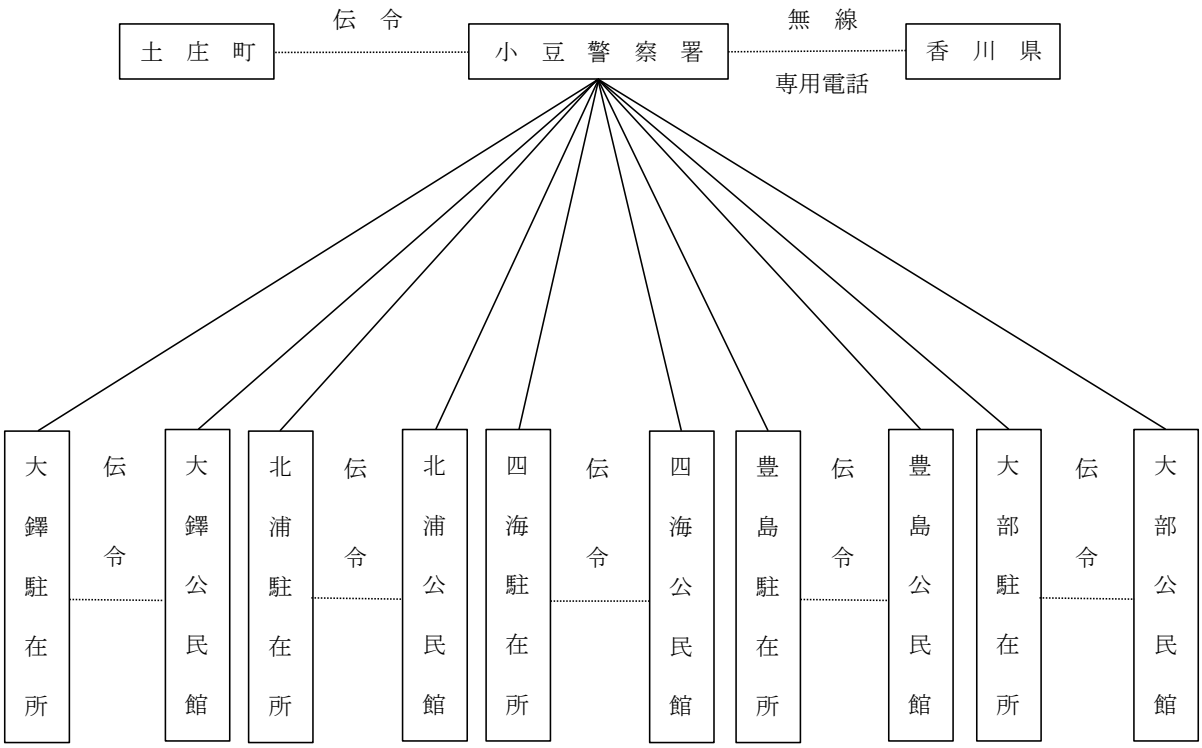

(8) 油類流出情報の通信連絡網

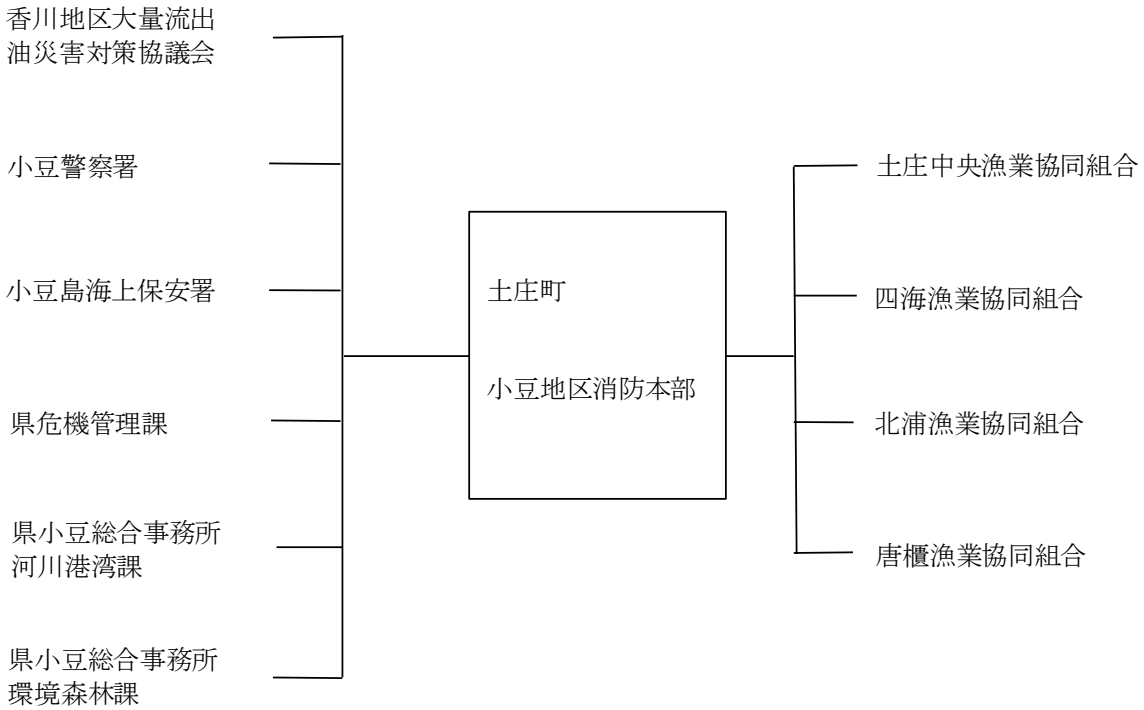

６　医療救護関係

６－１　小豆郡医療救護計画

当医師会は、土庄町、小豆島町と取り交わした災害時医療に関する協定書に基づき、班構成、連絡、実施項目について、以下の通り定める。

第１．　医療救護体制
（１）　管内の土庄町、小豆島町から医療救護班の派遣要請があったときは、別紙の体制により応急救護所等において医療救護活動を実施する。
（２）　管内の医療機能のみでは、対応できないと認められるときは、管内の土庄町、小豆島町に対し広域医療救護班の派遣を要請する。

第２．　医療救護活動
医療救護班は、管内の土庄町、小豆島町が設置する応急救護所等において次の活動を行う。
（１）　救急医療活動に初期救急医療を行う
（２）　傷病者の重傷度の判定（患者の振分け業務）
（３）　重傷患者に対する救急蘇生術の施行
（４）　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（５）　移送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
（６）　助産活動
（７）　死亡の確認
（８）　死体の検案
（９）　医療救護活動の記録及び関係町災害対策本部への措置状況等の報告
（10）　その他必要な事項

第３．　医療、救護資機材の確保
（１）　医薬品及び救護資機材の確保
応急救護所等において医薬品及び救護資機材の不足を生じた場合は、管内の土庄町、小豆島町に対し医薬品等の供給要請を行う。
（２）　血液の確保
応急救護所等において血液の必要を生じた場合は、小豆島血液配給センター及び管内の土庄町、小豆島町に対し供給要請を行う。

６－２　災害時の連絡体制

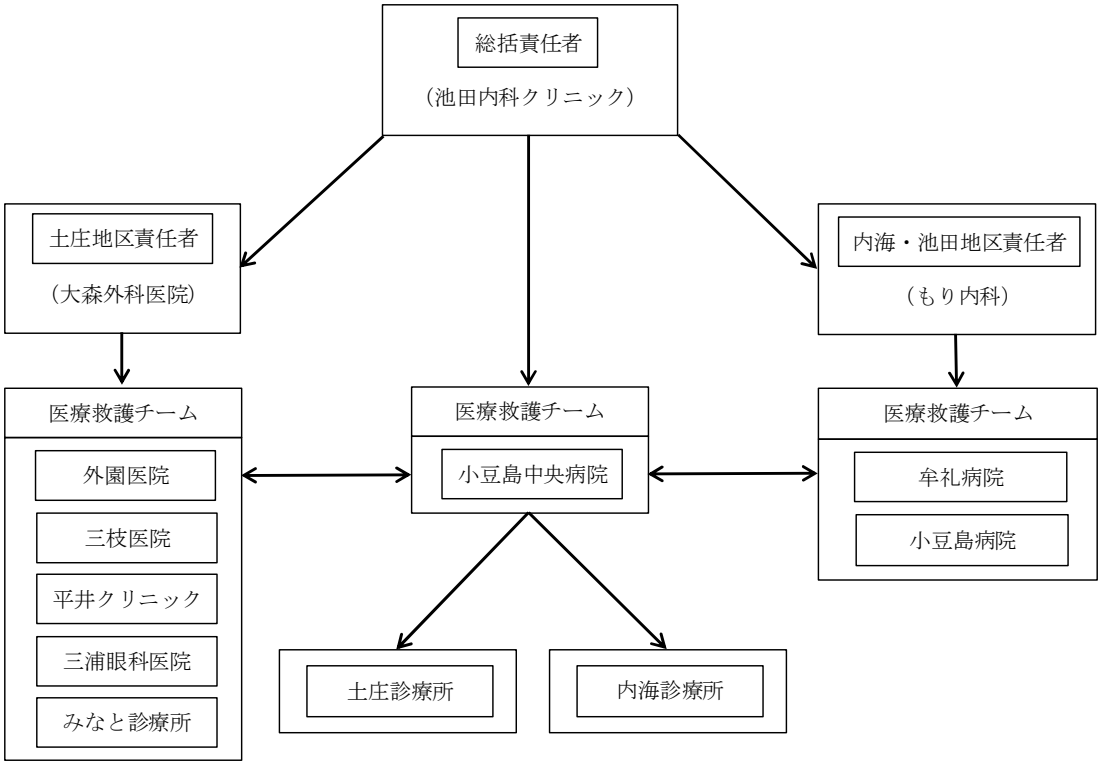
総括責任者
（池田内科クリニック）
土庄地区責任者
（大森外科医院）
内海・池田地区責任者
（もり内科）
医療救護チーム
外園医院
三枝医院
平井クリニック
三浦眼科医院
みなと診療所
医療救護チーム
小豆島中央病院
医療救護チーム
牟礼病院
小豆島病院
土庄診療所
内海診療所

６－３　災害時用備蓄医薬品等の確保系統図

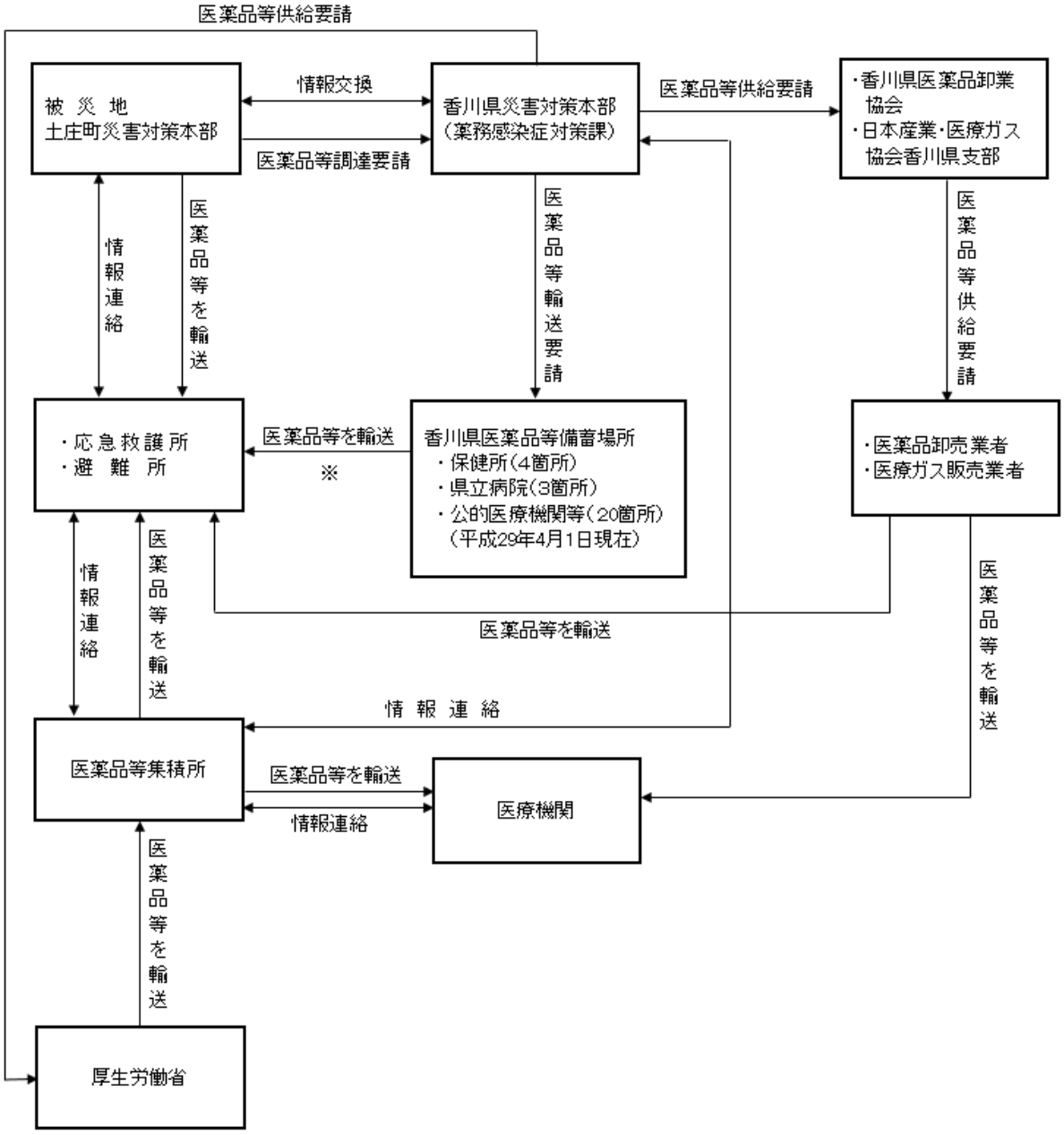

※　各備蓄機関にあっては、保有する車両等で被災地の救護施設まで搬送する。
○　県は、各機関からの要請により、緊急輸送が可能な方法または手段を確保する。

６－４　ＡＥＤ設置場所一覧

平成 31 年 4 月 1 日現在

地区名	施設名	住所
土庄地区	土庄町役場	土庄町甲 559 番地 2
	土庄町総合会館	土庄町甲 267 番地 78
	土庄港フェリーターミナル	土庄町甲 5165 番地 201
	高見山多目的グラウンド	土庄町甲 1521 番地
	戸形公民館	土庄町甲 3417 番地
	土庄体育館	土庄町甲 657 番地 7
渕崎地区	土庄診療所	土庄町渕崎甲 1400 番地 2
	土庄中学校	土庄町渕崎甲 1936 番地
	渕崎体育館	土庄町渕崎甲 1256 番地
	土庄小学校	土庄町渕崎甲 2080 番地 1
	中央図書館	土庄町渕崎甲 1400 番地 1
大鐸地区	アクティブ大鐸	土庄町肥土山甲 1735 番地 1
北浦地区	北浦体育館	土庄町見目甲 1587 番地
	大坂城残石記念公園	土庄町小海甲 909 番地 1
四海地区	四海公民館	土庄町伊喜末 1 番地 8
	四海体育館	土庄町伊喜末 381 番地
豊島地区	豊島小中学校	土庄町豊島家浦 2516 番地
	旧豊島中学校	土庄町豊島家浦 810 番地
	豊島診療所	土庄町豊島家浦 3841 番地 22
大部地区	大部公民館	土庄町大部甲 1947 番地

7　保健・衛生関係

7－1　防疫用薬剤及び資機材の確保系統図

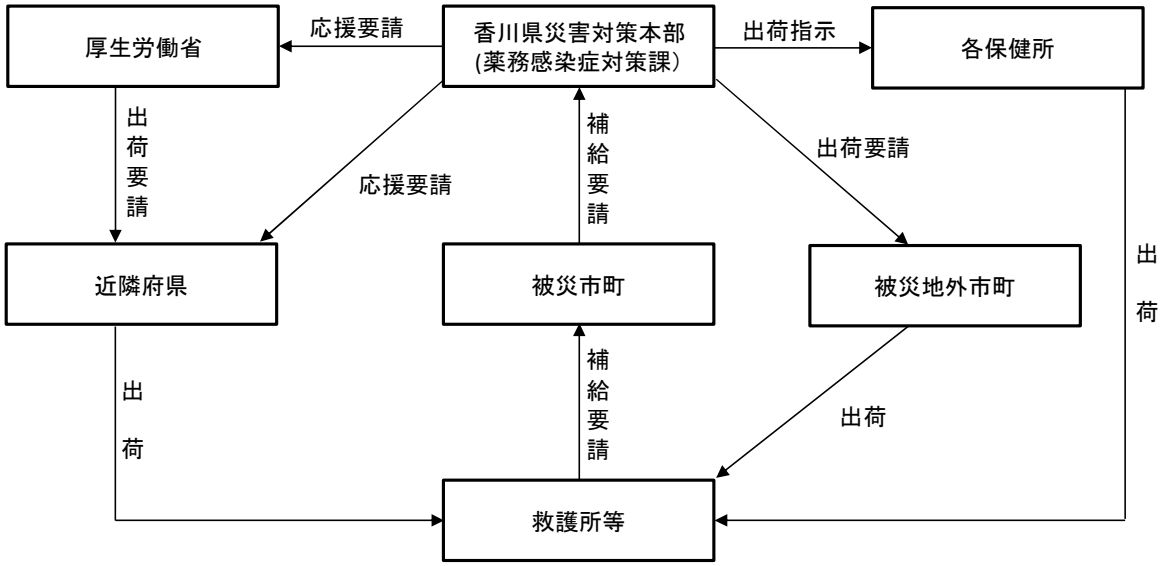

７－２　栄養相談・指導活動体系図

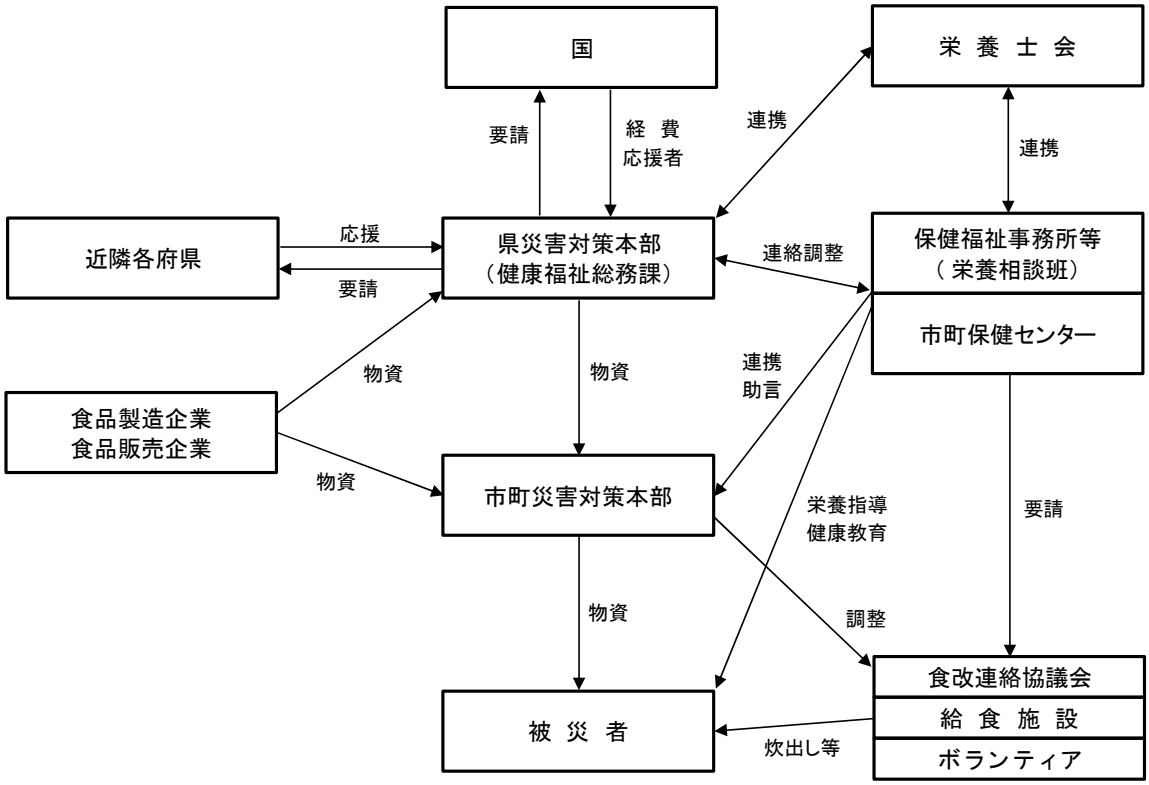

○　国
・　県の要請に応じて、可能な経費等の負担を行うとともに、栄養士の応援の調整を行う。
○　近隣各府県
・　県の要請に応じて、支援者の派遣を行う。
○　県災害対策本部
・　被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関･団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
・　避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
○　市町災害対策本部
・　被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
・　避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
・　避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
○　保健福祉事務所等
・　避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
・　市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
・　市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないよう調整する。
○　市町保健センター
・　避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。
・　市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
○　支援者・支援団体
・　栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
・　食改連絡協議会：炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
・　給食施設：施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
・　ボランティア：希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て、市町の指示に従い炊出し等を実施する。

７－３　精神保健活動体系図

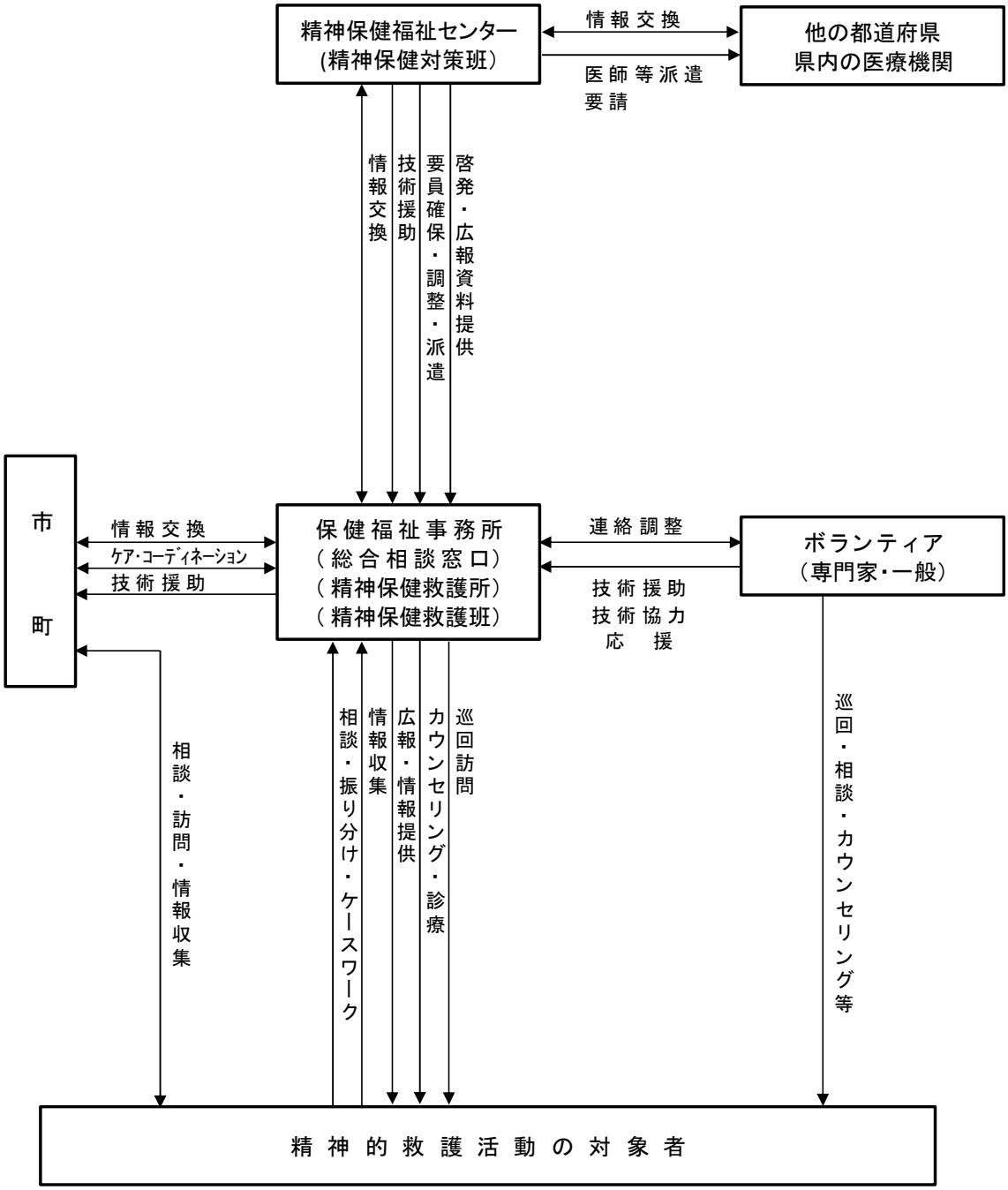

８　食料品等の備蓄、調達関係

８－１　生活必需物資等の調達方法

①　県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
②　市町から県に対し被害状況報告
③　県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
④　関係業界から市町に対し生活必需物資等の引き渡し
⑤　市町から県に対し生活必需物資等の受領報告
⑥　関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
⑦　県から関係業界へ代金の支払い

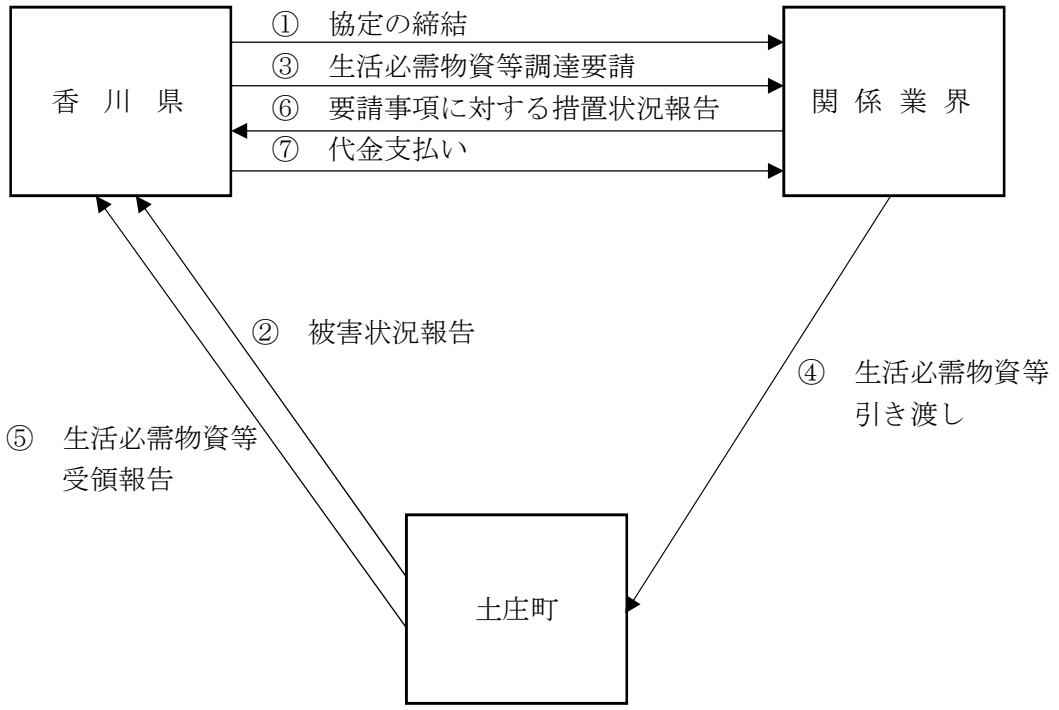

９交通・輸送関係

９－１　防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等

港　湾　名	地　区　名	輸送確保路線への連絡経路
土　庄　港	大　木　戸　地　区	県道本町小瀬土庄港線→国道 436 号

＜県内耐震岸壁整備計画図＞

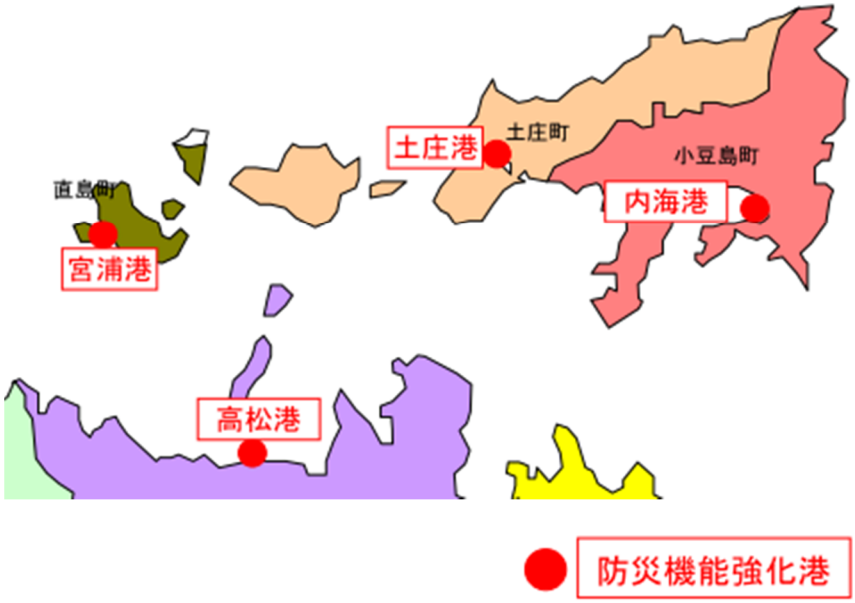

○土庄港

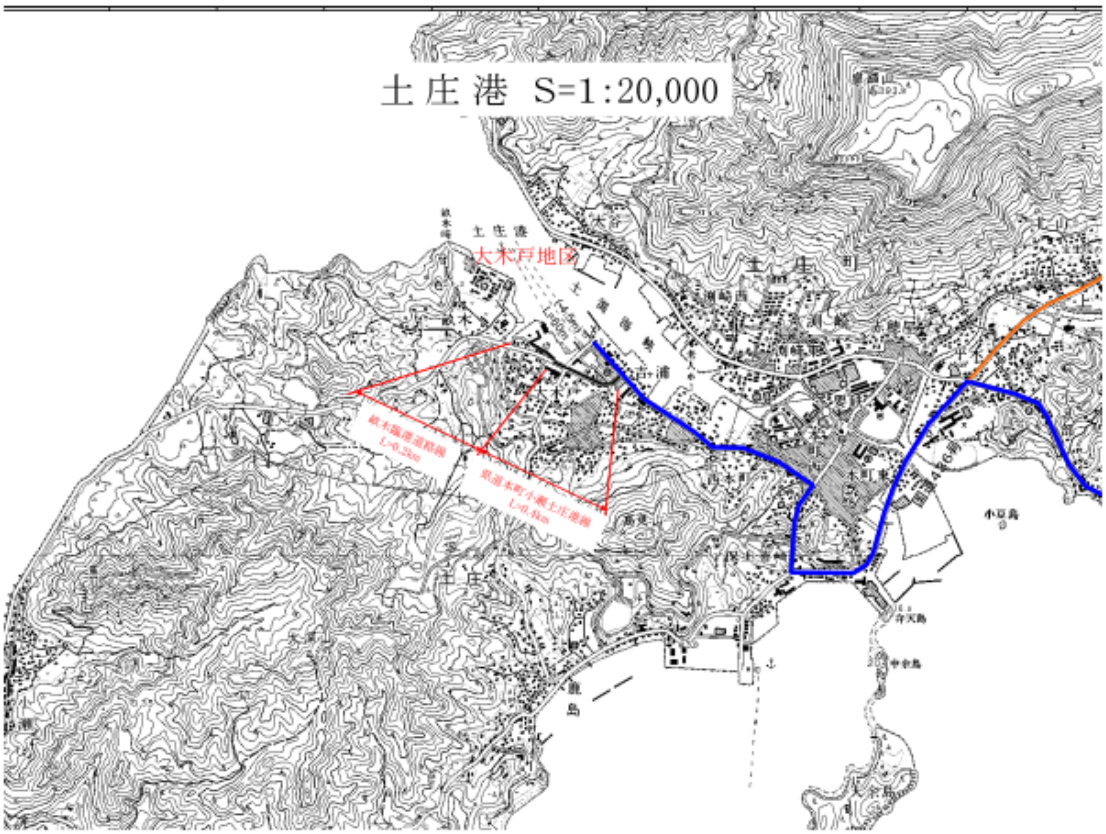

【緊急輸送路図】

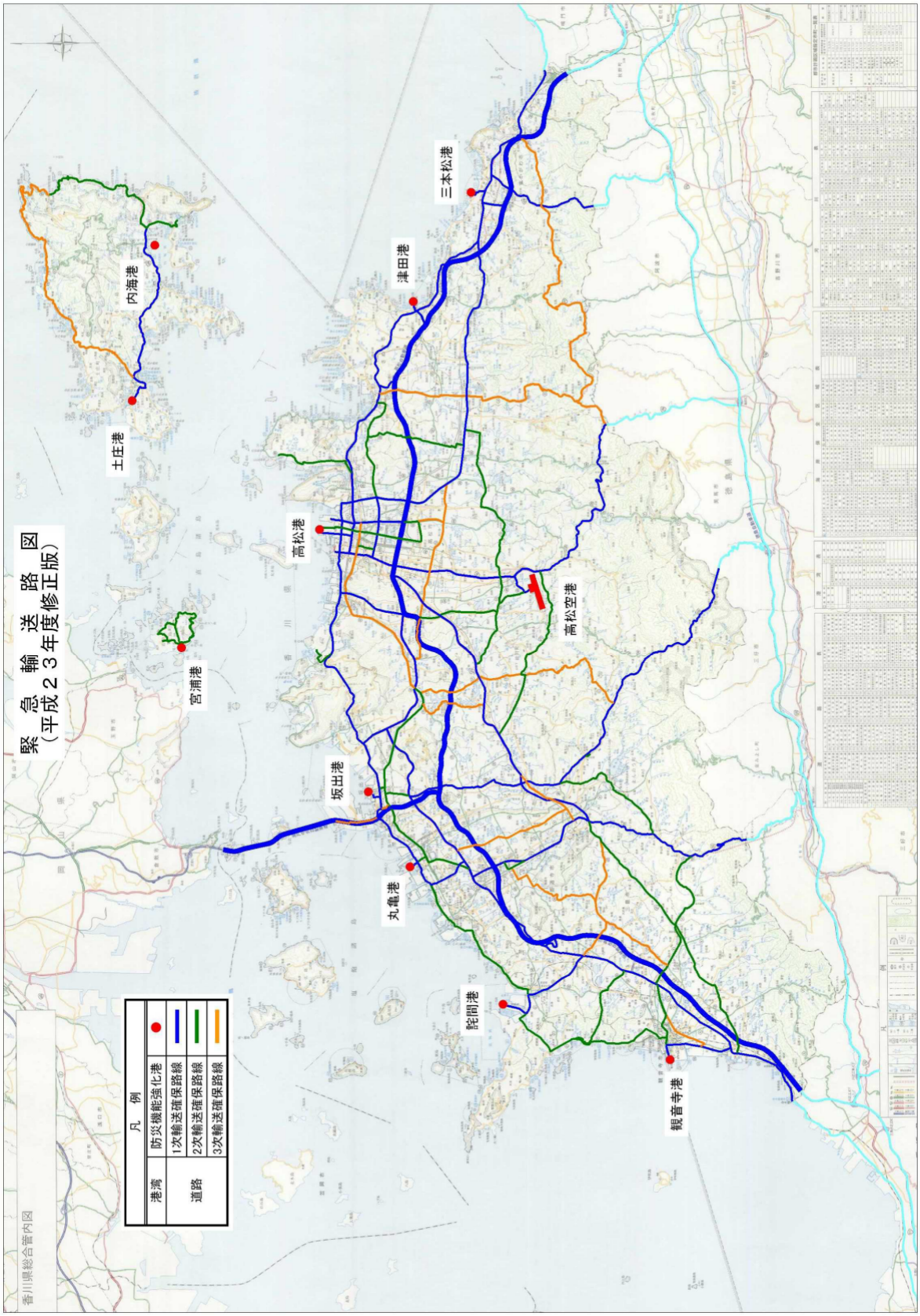
緊 急 輸 送 路 図
（平成２３年度修正版）
凡 例
港湾
防災機能強化港
道路
1次輸送確保路線
2次輸送確保路線
3次輸送確保路線
内海港
土庄港
宮浦港
高松港
坂出港
丸亀港
詫間港
観音寺港
津田港
三本松港
高松空港
香川県総合管内図

９－２　異常気象時における道路通行規制基準

町名	路線名	規制条件	起点	終点
土庄町	土庄神懸線	時間雨量　３０㎜ 連続雨量　１５０㎜ 積雪深　２００㎜	オリビアン入口	嶮岨山線交差点
	嶮岨山線		大正橋	土庄神懸交差点
	豊島循環線	時間雨量　３０㎜ 連続雨量　１５０㎜	唐櫃岡交差点	甲生交差点

９－３　緊急通行車両事前届出申請要領

１　事前届出手続
香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止または制限を行う。
この場合、道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができないことから、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について緊急通行車両等の事前届出制度を行う。

２　対象車両
(1)　災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
(2)　大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
(3)　原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
(4)　武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両

３　申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

４　申請先
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、香川県警察本部交通規制課に申請

５　提出書類
(1)　緊急通行車両等事前届出書２通
(2)　申請車両の自動車検査証の写し１通
(3)　疎明資料
輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類１通（指定行政機関以外は、指定行政機関との協定書の写し、上申書）

地震防災
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

香川県公安委員会殿

届出者住所
（電話）
氏名　印

番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　番
	氏名	
出発地		

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。

地震防災　第　号
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

香川県公安委員会　印

（注）１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
（１）　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
（２）　緊急通行車両等が廃車となったとき。
（３）　その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

９－４　緊急通行車両の標章及び確認証明書

１　緊急通行車両の標章

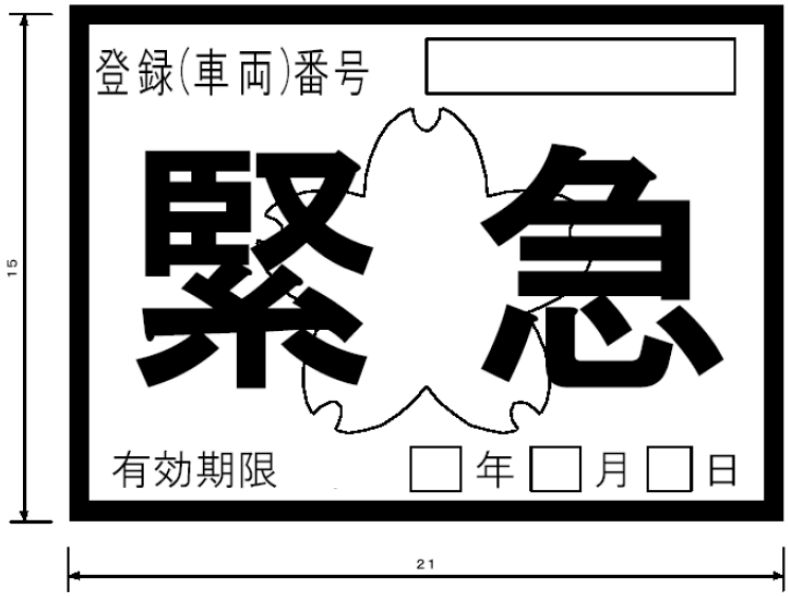

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さは、センチメートルとする。

２　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
年　　月　　日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書
知　　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

１０　避難収容関係

１０－１　避難場所一覧

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
1	土庄体育館	土庄町 甲 657 番地 7	土庄町	○	○		○		○	○	○		○	153
2	土庄町立中央公民館	土庄町 甲 620 番地	土庄町	○	○		○	○	○	○			○	721
3	土庄こども園	土庄町 甲 657 番地 7	土庄町		○		○	○	○	○	○		○	446
4	土庄町総合福祉会館	土庄町 甲 611 番地 1	土庄町		○		○	○	○	○			○	168
5	土庄町総合会館	土庄町 甲 267 番地 78	土庄町	○	○		○	○	○	○	○		○	1,218
6	土庄小学校	土庄町渕崎 甲 2080 番地 1	土庄町	○	○			○	○	○	○		○	1,270
7	土庄小学校体育館	土庄町渕崎 甲 2080 番地 1	土庄町	○	○			○	○	○	○		○	317
8	土庄町立中央図書館	土庄町渕崎 甲 1400 番 1	土庄町		○			○	○	○			○	721
9	やすらぎプラザ	土庄町渕崎 甲 1400 番地 25	土庄町	○	○			○	○	○			○	232
10	渕崎公民館	土庄町渕崎 甲 1400 番地 10	土庄町	○	○			○	○	○			○	64
11	土庄中学校	土庄町渕崎 甲 1936 番地	土庄町	○	○			○	○	○			○	1,299
12	土庄中学校体育館	土庄町渕崎 甲 1936 番地	土庄町	○	○			○		○				265
13	勤労者体育館	土庄町渕崎 甲 2113 番地 5	土庄町		○			○						204
14	農業担い手研修センター	土庄町渕崎 甲 2155 番地 1	土庄町		○			○						76
15	土庄町立渕崎児童館	土庄町渕崎 甲 2189 番地 1	土庄町		○			○		○	○			50
16	富丘文化センター	土庄町上庄 1907 番地 1	土庄町		○			○	○	○	○		○	30
17	大鐸体育館	土庄町肥土山 甲 1735 番地	土庄町	○	○			○	○	○	○		○	85
18	アクティブ大鐸	土庄町肥土山 甲 1735 番地 1	土庄町	○	○			○	○	○	○		○	209

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
19	大鐸こども園	土庄町肥土山甲 1729 番地 1	土庄町		○			○	○	○	○		○	78
20	北浦こども園	土庄町見目乙 423 番地 6	土庄町		○		○		○	○	○		○	79
21	北浦体育館	土庄町見目甲 1587 番地	土庄町	○	○		○		○	○	○		○	137
22	土庄町立北浦公民館	土庄町見目甲 1705 番地 15	土庄町	○	○		○	○	○	○	○		○	359
23	土庄町立北浦児童館	土庄町小海甲 248 番地 55	土庄町		○		○		○	○	○		○	41
24	四海こども園	土庄町伊喜末 81 番地 12	土庄町		○		○	○	○	○	○		○	72
25	四海体育館	土庄町伊喜末 381 番地	土庄町	○	○		○	○	○	○	○		○	99
26	四海公民館	土庄町伊喜末 1 番地 8	土庄町	○	○		○	○	○	○	○		○	85
27	豊島小中学校	土庄町豊島家浦 2516 番地	土庄町	○	○		○	○	○	○	○		○	303
28	豊島小中学校体育館	土庄町豊島家浦 2516 番地	土庄町	○	○		○	○	○	○	○		○	97
29	土庄町立豊島公民館	土庄町豊島家浦 2024 番地 1	土庄町		○		○	○	○		○		○	90
30	大部体育館	土庄町大部甲 1975 番地	土庄町	○	○		○		○	○	○		○	120
31	大部こども園	土庄町大部甲 2019 番地	土庄町		○		○		○	○	○		○	75
32	土庄町立大部公民館	土庄町大部甲 1947 番地	土庄町	○	○		○		○	○	○		○	102
33	土庄町立大部児童館	土庄町大部甲 1918 番地	土庄町		○		○	○		○				37
34	土庄こども園グラウンド	土庄町甲 657 番地 7	土庄町		○		○	○		○		○		558
35	土庄中央グラウンド	土庄町甲 557 番地 8	土庄町		○		○	○		○		○		1,584
36	土庄町総合会館駐車場	土庄町甲 267 番地 78	土庄町		○		○	○	○	○	○	○	○	1,428
37	港新町公園	土庄町甲 5165 番地 156	土庄町		○		○	○		○	○	○		144
38	高見山グラウンド（広域）	土庄町甲 1521 番地	土庄町		○		○	○	○	○	○	○	○	2,857

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
39	高見山公園	土庄町 甲 1521 番地	土庄町		○		○	○	○	○	○	○	○	285
40	戸形グラウンド	土庄町 甲 3417 番地 1	土庄町		○		○	○	○	○	○	○	○	832
41	土庄小学校グラウンド	土庄町渕崎 甲 2080 番地 1	土庄町		○			○	○	○	○	○	○	3,323
42	渕崎グラウンド	土庄町渕崎 甲 1256 番地	土庄町		○		○			○	○	○		1,704
43	土庄中学校グラウンド	土庄町渕崎 甲 1936 番地	土庄町		○					○		○		4,770
44	大鐸グラウンド	土庄町肥土山 甲 1735 番地 1	土庄町		○			○	○	○	○	○	○	1,370
45	北浦こども園グラウンド	土庄町見目 乙 423 番地 6	土庄町		○		○		○	○	○	○	○	442
46	北浦グラウンド	土庄町見目 甲 1587 番地	土庄町		○		○		○	○	○	○	○	708
47	四海グラウンド	土庄町伊喜末 381 番地	土庄町		○		○	○	○	○	○	○	○	899
48	豊島小中学校グラウンド	土庄町豊島家浦 2516 番地	土庄町		○		○	○	○	○	○	○	○	1,463
49	大部グラウンド	土庄町大部 甲 1947 番地	土庄町		○		○			○	○	○		1,306
50	土庄町コミュニティセンター	土庄町 甲 222 番地 1	自治会				○	○	○	○			○	53
51	土庄保育園	土庄町 甲 1177 番地	法人				○	○	○	○	○		○	70
52	ＪＡ香川県土庄支店	土庄町 甲 290 番地 1	法人				○	○	○				○	170
53	吉ヶ浦いこいの家	土庄町 甲 6190 番地 28	自治会				○	○		○				20
54	港新町いこいの家	土庄町 甲 5165 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	12
55	大木戸自治会館	土庄町 甲 5466 番地 2	自治会				○	○	○	○	○		○	65
56	土庄八幡神社拝殿	土庄町 甲 5489 番地 1	個人				○	○	○	○	○		○	50
57	鹿島自治会館	土庄町 甲 2158 番地 6	自治会				○			○				40
58	鹿島明神	土庄町 甲 2267 番地 1	自治会				○	○	○		○		○	12

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
59	鹿島いこいの家	土庄町 甲 2267 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	19
60	柳自治会館	土庄町 甲 2845 番地 3	自治会				○	○		○				30
61	千軒公民館	土庄町 甲 3297 番地 2	自治会				○				○			44
62	小瀬公民館	土庄町 甲 3636 番地 3	自治会				○				○			35
63	大谷公民館	土庄町渕崎 甲 41 番地 2	自治会				○	○	○		○		○	14
64	淵崎自治会公民館	土庄町渕崎 甲 1359 番地 5	自治会					○		○				48
65	本覚寺	土庄町渕崎 甲 462 番地	個人				○		○		○		○	45
66	要鉄公民館	土庄町渕崎 甲 1389 番地	自治会					○	○				○	16
67	やはた会館	土庄町渕崎 甲 1906 番地 1	自治会					○		○				35
68	光現寺	土庄町渕崎 甲 1827 番地	個人				○	○	○		○		○	20
69	川西自治会館	土庄町渕崎 甲 1853 番地 3	自治会					○	○		○		○	26
70	北山公民館	土庄町上庄 1514 番地 3	自治会						○		○		○	19
71	宝生院	土庄町上庄 412 番地	個人				○		○		○		○	35
72	平木公民館	土庄町上庄 29 番地 6	自治会						○	○	○		○	12
73	上庄自治会館	土庄町上庄 1194 番地 1	自治会						○		○		○	22
74	肥土山公民館	土庄町肥土山 甲 1984 番地 1	自治会						○		○		○	18
75	黒岩公民館	土庄町黒岩 433 番地 3	自治会				○		○		○		○	19
76	ＪＡ香川県大鐸出張所	土庄町肥土山 甲 1855 番地 1	法人					○	○		○		○	24
77	小馬越公民館	土庄町小馬越 甲 405 番地 2	自治会				○		○		○		○	17
78	笠滝集会所	土庄町笠滝 甲 191 番地	自治会				○		○		○		○	16

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
79	瀧湖寺会館	土庄町笠滝 甲 406 番地	個人				○		○		○		○	150
80	馬越浜公民館	土庄町馬越 甲 316 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	14
81	大聖寺	土庄町馬越 甲 1332 番地	個人				○	○	○		○		○	50
82	馬越岡公民館	土庄町馬越 甲 754 番地	自治会				○	○	○	○	○		○	19
83	金剛寺	土庄町屋形崎 甲 987 番地	個人				○	○	○		○		○	27
84	屋形崎公民館	土庄町屋形崎 甲 1066 番地 2	自治会				○	○	○	○	○		○	20
85	空地公民館	土庄町見目 甲 279 番地 1	自治会				○	○	○		○		○	23
86	ＪＡ香川県北浦支店	土庄町屋形崎 1436 番地 1	法人				○	○	○		○		○	31
87	小海公民館	土庄町小海 甲 480 番地	自治会				○	○	○		○		○	36
88	小海集会所	土庄町小海 甲 248 番地 79	土庄町				○			○	○			19
89	伊喜末集落多目的共同利用施設	土庄町伊喜末 1990 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	52
90	小豊島公民館	土庄町伊喜末 1222 番地 4	自治会				○		○		○		○	12
91	小江自治会館	土庄町小江 991 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	46
92	伊喜末八幡神社	土庄町伊喜末 1836 番地	個人				○	○	○	○	○		○	32
93	沖島集会所	土庄町小江 1728 番地 2	自治会				○	○	○	○	○		○	17
94	ＪＡ香川県四海支店	土庄町伊喜末 1 番地 15	法人				○	○	○		○		○	24
95	長浜公堂	土庄町長浜 甲 1912 番地	自治会				○	○			○			28
96	渦江集会所	土庄町長浜 甲 3239 番地	自治会				○	○		○	○			15
97	長勝寺	土庄町長浜 甲 2229 番地	個人				○		○		○		○	140
98	滝宮公民館	土庄町滝宮 甲 547 番地 38	自治会				○	○	○	○	○		○	24

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
99	目島公会堂	土庄町滝宮甲 32 番地 6	自治会				○	○			○			7
100	家浦浜集会所	土庄町豊島家浦 2312 番地	自治会				○	○			○			19
101	硯青年クラブ	土庄町豊島家浦 338 番地	自治会				○	○	○		○		○	8
102	硯集落多目的共同利用施設	土庄町豊島家浦 271 番地	自治会				○	○	○		○		○	27
103	神條自治会集会所	土庄町豊島家浦 1799 番地	自治会				○		○		○		○	12
104	ＪＡ香川県豊島支店	土庄町豊島家浦 2160 番地	法人				○	○	○		○		○	29
105	唐櫃岡自然の家	土庄町唐櫃 821 番地	自治会				○		○		○		○	14
106	唐櫃岡集会所	土庄町唐櫃 822 番地 1	自治会				○		○		○		○	13
107	唐櫃公堂	土庄町唐櫃 822 番地 1	自治会				○		○		○		○	37
108	唐櫃浜集会所	土庄町唐櫃 2613 番地 1	自治会				○	○		○	○			29
109	甲生集会所	土庄町甲生 891 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	23
110	土庄中央漁業協同組合甲生支所	土庄町甲生 833 番地 1	法人				○	○	○				○	60
111	琴塚いこいの家	土庄町大部甲 286 番地 1	自治会				○	○		○				83
112	田井いこいの家	土庄町大部甲 1195 番地 1	自治会				○	○	○	○	○		○	24
113	向町公民館	土庄町大部甲 3236 番地	自治会				○	○	○	○	○		○	26
114	上野公民館	土庄町大部甲 1918 番地 1	自治会				○	○	○		○		○	82
115	ＪＡ香川県大部出張所	土庄町大部甲 3246 番地 2	法人				○	○	○		○		○	28
116	小部自治会館はまぼう	土庄町小部甲 324 番地	自治会				○		○	○	○		○	29
117	浄宗寺	土庄町小部甲 633	個人				○		○		○		○	68
118	灘山公民館	土庄町小部乙 788 番地	自治会				○		○		○		○	13

No.	避難場所名	住所	所有者	指定避難所	指定緊急難場所	福祉避難所	対象とする異常な現象の種類							収容人員
							洪水	がけ崩れ 土石流	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
119	灘山山の神	土庄町小部 乙 780 番地 1	自治会				○		○	○	○		○	8
120	土庄八幡神社広場	土庄町 甲 5489 番地 1	個人				○	○	○	○	○	○	○	714
121	大谷墓地	土庄町渕崎 甲 235 番地 1	自治会				○		○	○	○	○	○	171
122	伊喜末八幡神社広場	土庄町伊喜末 1837 番地	個人				○	○	○	○	○	○	○	771
123	小豆島老人ホーム	土庄町渕崎 甲 518 番地	小豆広域			○	○	○	○	○	○		○	15
124	ひまわりの家	土庄町上庄 463 番地 1	法人			○	○	○	○		○		○	15

指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす指定した施設又は場所

指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定した施設

福祉避難所
要配慮者など一般の避難所では生活に支障をきたす方向けの施設

【災害種別における適合基準等の凡例】
洪水・・・・・・・・・・・・・浸水区域外の施設等（蛙子池・蛙子新池ハザードマップを参考）
がけ崩れ・土石流・地滑り・・土砂災害警戒区域外にあるもの、土砂災害警戒区域内に位置しているが、屋内避難・砂防堰堤等が整備された施設等
高潮・内水氾濫・・・・・・・標高が 3m以上にあるもの、浸水以上の高さに収容部分がある施設等
地震・・・・・・・・・・・・・昭和 56 年以降の建築基準法改正後に建築されたもの、耐震診断の結果が耐震性有とされた施設等
津波・・・・・・・・・・・・・津波浸水区域外の施設等（地震･津波ハザードマップを参考）
大規模火災・・・・・・・・・グラウンド、公園、広場等
想定収容人数・・・・・・・・建物延べ床面積から有効面積を算定し、避難者１人当たりの必要面積を 3.5 平方メートルとして算定している。有効面積率については、体育館は 75%、その他の施設は 70%、寺院等については避難者を収容できる部屋の面積としている。なお、福祉避難所については、施設側が対応可能な受入れ人数としている。

１０－２　特設公衆電話事前設置一覧

平成２８年４月１日現在

地区名	施設名	住所	設置台数
土庄地区	土庄町役場	土庄町甲 559 番地 2	1
	土庄町総合会館	土庄町甲 267 番地 78	5
	戸形体育館	土庄町甲 3417 番地	1
	土庄体育館	土庄町甲 657 番地 7	1
渕崎地区	渕崎体育館	土庄町渕崎甲 1256 番地	1
大鐸地区	大鐸体育館	土庄町肥土山甲 1735 番地 1	1
北浦地区	北浦体育館	土庄町見目甲 1587 番地	1
四海地区	四海体育館	土庄町伊喜末 381 番地	1
豊島地区	豊島小中学校	土庄町豊島家浦 2516 番地	1
大部地区	大部体育館	土庄町大部甲 1975 番地	1

１１　防災ヘリコプター関係

１１－１　香川県防災ヘリコプター応援協定

（目的）
第１条　この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災へり」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）
第２条　この協定の実施区域は香川県全域とする。

（災害の範囲）
第３条　この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

（応援要請）
第４条　この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災へりの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。
(1) 救急活動
(2) 救助活動
(3) 災害応急対策活動
(4) 火災防御活動
2　応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。
(1) 災害等の種類
(2) 災害等の発生場所及び被害の状況
(3) 災害等発生現場の気象状態
(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5) 応援に要する資機材の品目及び数量
(6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）
第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。
2　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）
第６条　前条第１項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）
第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）
第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）
第8条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。
2　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

（その他）
第9条　この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）
第10条　この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

１１－２　防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運航体制

１　運航基地　　香川県高松市香南町岡（高松空港内）

２　運航日数　　３６５日勤務

３　運行時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで（緊急時は、日の出から日没まで）

４　隊の構成　　航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）８名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

５　運航管理

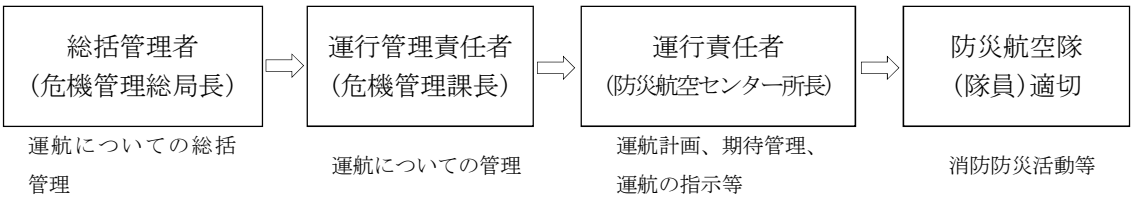

６　活動別搭乗人員

区分＼職種		操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
航空隊員の常駐人員		１名	１名	５～６名	
ヘリ活動時の搭乗人員	① 救 急 活 動	１名	１名	２～４名	活動内容により要員を決定する
	② 救 助 活 動	１名	１名	４名	機内安全要員１名 機内操作要員１名　降下要員２名
	③火災防御活動	１名	１名	２名	機内安全要員１名 機内操作要員１名
	④ そ の 他 活 動	１名	１名	１～５名	活動内容により要員を決定する
休日体制		１名	１名	５～６名	
夜間体制		－	－	－	

＊災害状況により変更する場合がある。

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

要請方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

１２　その他

１２－１　火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

最終改正　平成 24 年５月 31 日　消防応第 111 号

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
　消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)　「第２即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
(2)　「第２即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
(3)　「第２即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
(4)　「第３直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
(5)　市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。
ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。
(1)　様式
ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式
火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。
特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。
なお、火災（爆発を除く。）については、第１号様式、特定の事故については、第２号様式により報告すること。
イ　救急・救助事故等即報・・・・・第３号様式
救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。
ウ　災害即報・・・・・第４号様式
災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。
(2)　画像情報の送信
地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。
ア　「第３直接即報基準」に該当する火災・災害等
イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項
(1)　「第２即報基準」及び「第３直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
(2)　市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
(3)　各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
(4)　市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
(5)　(1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第２　即報基準
火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報
(1)　一般基準
火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。
1)　死者が３人以上生じたもの
2)　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
(2)　個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。
ア　火災
ア）　建物火災
1)　特定防火対象物で死者の発生した火災
2)　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
3)　大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
4)　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災
5)　損害額１億円以上と推定される火災
イ）　林野火災
1)　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの
2)　空中消火を要請又は実施したもの
3)　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
ウ）　交通機関の火災
船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
1)　航空機火災
2)　タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
3)　トンネル内車両火災
4)　列車火災
エ）　その他
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
（例示）
・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
1)　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
（例示）
・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
2)　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
3)　特定事業所内の火災（1)以外のもの。）
ウ　危険物等に係る事故
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1)　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
2)　負傷者が５名以上発生したもの
3)　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
4)　５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
5)　海上、河川への危険物等流出事故
6)　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
エ　原子力災害等
1)　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
2)　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
3)　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
4)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
オ　その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3)　社会的影響基準
(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

２　救急・救助事故即報
救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。
1)　死者５人以上の救急事故
2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故
3)　要救助者が５人以上の救助事故
4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故
5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）
（例示）
・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３　武力攻撃災害即報
次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記２と同様式を用いて報告すること。
1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

４　災害即報
災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。
(1)　一般基準
1)　災害救助法の適用基準に合致するもの
2)　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
3)　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2)　個別基準
ア　地震
地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度４以上を記録したもの
イ　津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
ウ　風水害
1)　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)　河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
3)　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
エ　雪害

1)　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
オ　火山災害
1)　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
2)　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(3)　社会的影響基準
(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第３　直接即報基準
市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災等即報
ア　交通機関の火災
第２の１の（2）のアのウ）に同じ。
イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第２の１の（2）のイ 1)、2)に同じ。
ウ　危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
1)　第２の１の（2）のウ 1)、2)に同じ。
2)　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
3)　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
①　海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
②　５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
4)　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
5)　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
エ　原子力災害等
第２の１の（2）のエに同じ。
オ　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
カ　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
1)　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
2)　バスの転落等による救急・救助事故
3)　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害即報
第２の３の 1)、2)に同じ。

４　災害即報
ア　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
イ　第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領
第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞
１　第１号様式（火災）
(1)　火災種別
火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。
(2)　消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
(3)　救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
(4)　災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。
(5)　その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。
1)　死者３人以上生じた火災
ア　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
ア）　建物等の用途、構造及び環境
イ）　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
イ　火災の状況
ア）　発見及び通報の状況
イ）　避難の状況
2)　建物火災で個別基準の 4)又は 5)に該当する火災
ア）　発見及び通報の状況
イ）　延焼拡大の理由
ア　消防事情　イ　都市構成　ウ　気象条件　エ　その他
ウ）　焼損地域名及び主な焼損建物の名称
エ）　り災者の避難保護の状況
オ）　都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
3)　林野火災
ア）　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
イ）　林野の植生
ウ）　自衛隊の派遣要請、出動状況
エ）　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
4)　交通機関の火災
ア）　車両、船舶、航空機等の概要
イ）　焼損状況、焼損程度

２　第２号様式（特定の事故）
(1)　事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。
(2)　事業所名
「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
(3)　特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を〇で囲むこと。
(4)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記
入すること。
(5)　物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
(6)　施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
(7)　施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
(8)　事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
(9)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
(10)　災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
(11)　その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
（例）
・自衛隊の派遣要請、出動状況
(12)　原子力災害等の場合
ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞
３　第３号様式（救急・救助事故等）
(1)　事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
(2)　事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
(3)　死傷者等
ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。
イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
(4)　救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
(5)　要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
(6)　消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
(7)　災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
(8)　その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
（例）
・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞
４　第４号様式
1)　第４号様式－その１（災害概況即報）
災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
(1)　災害の概況
ア　発生場所、発生日時
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
イ　災害種別概況
(ア)　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
（イ）　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
（ウ）　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
（エ）　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
（オ）　その他これらに類する災害の概況
(2)　被害の状況
当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。
(3)　応急対策の状況
当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。
なお、震度６弱以上（東京２３区については、震度５強以上）の地震の場合は、１１９番通報件数についても概数を記入すること。
（例）
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
2)　第４号様式－その２（被害状況即報）
(1)　各被害欄
原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
(2)　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
(3)　災害救助法適用市町村名
市町村毎に、適用日時を記入すること。
(4)　備考欄
備考欄には次の事項を記入すること。
ア　災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
イ　災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
ウ　災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
エ　応急対策の状況
市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。
なお、震度６弱以上（東京２３区については、震度５強以上）の地震の場合は、１１９番通報件数についても概数を記入すること。
（例）
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出荷場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出荷箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損程度：全焼　棟／半焼　棟／分部焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　台　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。　（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）　　第　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等　7 その他（　）	物資名	
施設の区分	1 危険物施設　2 高危混在施設　3 高圧ガス施設　4 その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事務所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
	その他		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。　（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第 3 号様式 （救急・救助事故等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故損害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人 不明 不明	負傷者等　人 （　人） 重症　人 （　人） 中等症　人 （　人） 軽症　人 （　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			

その他参考事項

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。　（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第 4 号様式 （その１）

（災害概況速報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
	あ						
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
	あ						
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）　第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。　（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第４号様式　（その２）

（被害状況速報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設 千円				市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設 千円					
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設 千円					
				冠水 ha		その他の公共施設 千円					
			文教施設 箇所			小計 千円					
報告者名			病院 箇所			公共施設被害市町村数 団体					
			道路 箇所			その他	農業被害 千円				
区分	被害		橋りょう 箇所				林業被害 千円				
人的被害	死者 人		河川 箇所				畜産被害 千円		災害救助法適用市町村名		
	行方不明者 人		港湾 箇所				水産被害 千円				
	負傷者 重症 人		砂防 箇所				商工被害 千円				
	負傷者 軽症 人		清掃施設 箇所							計	団体
住家被害	全壊 棟		崖くずれ 箇所			その他	その他 千円		消防職員出動延人数	人	
	世帯		鉄道不通 箇所				被害総額 千円		消防団員出動延人数	人	
	人		被害船舶 隻			備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119 番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況				
	半壊 棟		水道 戸								
	世帯		電話 回線								
	人		電気 戸								
	一部破損 棟		ガス 戸								
	世帯		ブロック塀等 箇所								
	人										
	床上浸水 棟										
	世帯										
	人										
	床下浸水 棟		り災世帯数 世帯								
	世帯		り災者数 人								
	人		火災発生	建物 件							
非住家	公共建物 棟			危険物 件							
	その他 棟			その他 件							

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119 番通報の件数は、10 件単位で、たとえば約 10 件、30 件、50 件(50 件を超える場合は多数)と記入すること

１２－２　災害報告取扱要領

昭和 45 年４月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月　消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第　58 号
昭和 59 年 10 月　消防災第 267 号
平成　６年 12 月　消防災第 278 号
平成　８年　４月　消防災第　59 号
平成 13 年　６月　消防災第 101 号・消防情第　91 号

第１　総則
１　趣旨
この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。
なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。
２　災害の定義
「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災題 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。
３　被害状況等の報告
市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。
なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
４　報告すべき災害
この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。
(1)　災害救助法の適用基準に合致するもの
(2)　都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
(3)　災害が当初は軽微であっても、２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
(4)　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
(5)　災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
５　報告の種類、期日等
(1)　報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第１号様式	１部
災害中間年報	12 月 20 日	第２号様式	１部
災害年報	４月 30 日	第３号様式	１部

(2)　災害中間年報は、毎年１月１日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
(3)　災害年報は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年４月１日現在で明らかになったものを報告するものとする。
第２　記入要領
第１号様式、第２号様式および第３号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。
１　人的被害
(1)　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死

亡したことが確実な者とする。
(2)　「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3)　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
(4)　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
２　住家被害
(1)　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2)　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
(3)　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
(4)　「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
(5)　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
(6)　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
３　非住家被害
(1)　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
(2)　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
(3)　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
(4)　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

４　その他
(1)　「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
(2)　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
(3)　「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
(4)　「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
(5)　「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
(6)　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
(7)　「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
(8)　「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
(9)　「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
(10)　「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

(11)　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
(12)　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
(13)　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14)　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
(15)　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
(16)　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
(17)　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18)　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(18)　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
５　火災発生
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
６　被害金額
(1)　「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。
(2)　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
(3)　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
(4)　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をとする。
(5)　災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
(6)　「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
(7)　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
(8)　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
(9)　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
(10)　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
(11)　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
７　その他
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第１号様式　災害確定報告

都道府県	香　川　県	区　分				被　害
災害名・確定年月日	災害名 月　日　時確定	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
			病院		箇所	

区　分			被　害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷 重症	人	
	負傷 軽症	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

その他				
道路		箇所		
橋りょう		箇所		
河川		箇所		
港湾		箇所		
砂防		箇所		
清掃施設		箇所		
崖くずれ		箇所		
鉄道不通		箇所		
被害船舶		隻		
水道		戸		
電話		回線		
電気		戸		
ガス		戸		
ブロック塀等		箇所		
り災世帯数		世帯		
り災者数		人		
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		

区分			被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
公立文教施設		千円			市町村	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所
	災害発生年月日
	災害の概況
	消防機関の活動状況
	その他(避難の勧告・指示の状況)

第２号様式　　災害中間年報

平成　　年災害中間年報

都道府県名：香川県

災害名			災害						合計
発生年月日			月日						
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷	重症	人						
		軽症	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部損壊		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
	公共建物		棟						
	その他		棟						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
被害総額			千円						
	公共文教施設		千円						
	農林水産業施設		千円						
	公共土木施設		千円						
	その他の公共施設		千円						
	その他被害		千円						
消防職員出動延人員			人						
消防団員出動延人員			人						
都道府県災害対策本部			設置						
			解散						
災対本部設置市町				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町				団体	団体	団体	団体	団体	団体

第３号様式　災害年報

都道府県名

香川県			災害					計
			月日					
人的被害	死　　者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重　症	人					
		軽　症						
住家被害	全　壊		棟					
			世帯					
			人					
	半　壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家		公共建物	棟					
		その他	棟					
その他	田	流出・埋没	ha					
		冠　水	ha					
	畑	流出・埋没	ha					
		冠　水	ha					
	文教施設		箇所					
	病　院		箇所					
	道　路		箇所					
	橋　梁		箇所					
	河　川		箇所					
	港　湾		箇所					
	砂　防		箇所					
	清掃施設		箇所					
	崖くずれ		箇所					
	鉄道不通		箇所					
	被害船舶		隻					
	水　道		戸					
	電　話		回線					
	電　気		戸					
	ガ　ス		戸					
	ブロック塀等		箇所					
火災	建　物		件					
	危険物		件					
	その他		件					
り災世帯数			世帯					
り災者数			人					
公共文教施設			千円					
農林水産業施設			千円					
公共土木施設			千円					
その他の公共施設			千円					
	小　計		千円					
	施設被害市町		千円					
その他	農産被害		千円					
	林産被害		千円					
	畜産被害		千円					
	水産被害		千円					
	商工被害		千円					
	その他		千円					
被害総額			千円					
県災対本部設置日時								
県災対本部解散日時								
災対本部設置市町								
災害救助法適用市町								
消防職員出動延人数			人					
消防団員出動延人数			人					

１２－３　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
避 難 所 の 設 置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,610,000 円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000 円以内とする。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○借上型仮設住宅 １　規模 建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に避難している者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は 1/3 日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費 用 の 限 度 額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）、冬季（10 月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,500</td><td>23,800</td><td>35,100</td><td>42,000</td><td>53,200</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,600</td><td>39,700</td><td>55,200</td><td>64,500</td><td>81,200</td><td>11,200</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,200</td><td>14,800</td><td>18,700</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,800</td><td>18,100</td><td>21,500</td><td>27,100</td><td>3,500</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物質の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班･･･使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当り
584,000円以内</td><td>災害発生の日から1ヵ月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童　4,400円 中学校生徒　4,700円 高等学校等生徒　5,100円	災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）　15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 一時保存　既存建物借上費　通常の実費 既存建物以外　1体当り 5,300円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
実　費　弁　償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当り 医師、歯科医師 22,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師　15,700 円以内 救急救命士 15,400 円以内 土木技術者、建築技術者 16,500 円以内 大工　　21,200 円以内 左官　　22,000 円以内 とび職　21,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内	１　時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 ２　旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年香川県条例第 32 号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※１　この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※２　義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。

※３　義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。

※４　高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

１２－４　災害救助法適用計画適用基準

市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること
（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること
（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

① 都道府県の人口	① 住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上	2,500 世帯

② 市町村の人口	② 住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上	75 世帯

１２－５　被災者生活再建支援金制度の概要

１　対象となる自然災害
対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害
①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
②　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④　①又は②の市町村を含む都道府県で、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
⑤　①～③の区域に隣接し、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）
※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

２　対象世帯
上記１の対象となる自然災害により
①　住宅が「全壊」した世帯
②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３　支援金の支給額
支給額は、以下の２つの支援金の合計額
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 （２①に該当）	半壊→解体 （２②に該当）	長期避難 （２③に該当）	大規模半壊 （２④に該当）
支給額	複数世帯	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
	単身世帯	75 万円	75 万円	75 万円	37.5 万円

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 （公営以外）
支給額	複数世帯	200 万円	100 万円	50 万円
	単身世帯	150 万円	75 万円	37.5 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

４　支援金の支給申請
①　申請窓口
市町
②　申請時の添付書類
ア　基礎支援金
・罹災証明書
・住民票等
イ　加算支援金
・契約書（住宅の購入、賃借等）等
③　申請期間
ア　基礎支援金
災害発生日から１３月以内
イ　加算支援金
災害発生日から３７月以内

５　支援金支給の流れ

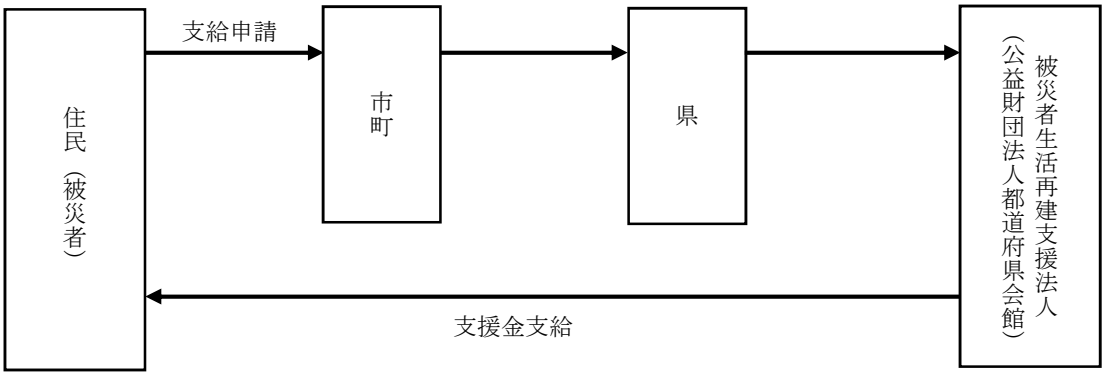

１２－６　自衛隊派遣要請

自衛隊の災害派遣要請

発　第　　号
年　　月　　日

香川県知事　殿

香川県土庄町長

自衛隊の災害派遣に関する要請

標記の件に関して、下記により速やかに自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の情況及び派遣要請を要求する事由
(1) 災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の情況を明らかにする）

(2) 災害派遣を要請する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域

(2) 連絡場所及び連絡職員

(3) 活動内容（避難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

４　その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）